

### 3. 売払決議書「普通財産売払決議書」

(平成 28 年 6 月 14 日)

自動車安全特別会計空港整備勘定

年度 四半期

C-1 普通財産売却決議書

データ番号 入力外

処分事務用

文書保存 ●30年 ○10年 ○5年 ○

会計 ○一般管理 ○所管換(有償・無償) ●売却(時価減額) ○譲与  
 ○特々 態様 ○出資 ○交換 ○既往使用料 ○

(ふりがな) 〒 532-0028 相手方住所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号	(ふりがな) TEL. 06-6301-2166 氏名 学校法人 森友学園 理事長 籠池 康博 旧管理態様( )	財産細別 ○物納 (1) ○旧軍 (2) ●その他 (3)		
(ふりがな) 所在地 豊中市野田町1501番	(ふりがな) 旧口座名 大阪国際空港豊中市場外用地	年月日 (空整特会)		
台帳索引番号( )	台帳ページ( )			
種目 建物 番号	台帳数量 台帳価格	契約等数量 (見積)評価額 (減額前)	(見積)契約等価額 (交換差金)	相手方分類 ○公共 (1) ○公益 (2) ○出資等 (3) ●法人 (4) ○その他 (5) ○国 (6)
宅地	8,770.43 m <sup>2</sup> 763,027,410 円	8,770.43 m <sup>2</sup> 134,000,000 円	134,000,000 円	

契約適用法令 通用法令 用途 特約	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第21号 私立小学校敷地 ○禁止条項 ●買戻特約	条項号 用途指定 第2号	延納 期間 即納金 延納代金 延納利息 担保 価値 契約保証金	既往使用料 期間自...至... 過年度分 本年度分 計 延滞金 延滞利息 免除履行期限	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無
----------------------------	--	--------------------	--	---	---

その他 土地	実態調査 有・無	地籍調査 有・無	業務委託 有・無	登記 有・無	測量 有・無	既往債務 有・無 未納( 円)
-----------	-------------	-------------	-------------	-----------	-----------	-----------------------

特記事項  
 決議後は、別案1により相手方に契約通知を行った上、別案2により契約締結してよろしいか。  
 また、別案3～別案7により大阪航空局宛て通知してよろしいか。

局長 所 授務部長 授務課長 授務係長	主管部長 主管次長 統括官(1) 上席管理官 担当管理官	起案者 業務第1班	平成28年6月13日 E S 第 28 号 決議完了 H28年6月19日 契約(通知) H28年6月20日 E S 第 28 号 納入告知 H28年6月20日 (口頭告知) 等 履行期限 H28年6月20日 代金(即納金)納入 H28年6月20日
---------------------------------	--	--------------	---

調 書

1. 事案の概要

大阪航空局より処分依頼を受けた下記2の財産（以下「本件土地」という。）については、学校法人森友学園（以下、「学園」という。）から、私立小学校敷地として8年程度貸付けを受けた後に買受けたいとの申し出を受けて、対応を検討した結果、本省理財局承認を得て、国有財産近畿地方審議会の答申を得た上で、平成27年5月に学園と売払いを前提とした貸付等契約（10年間の事業用定期借地契約及び売買予約契約）を行っている。

今般、学園から早期に本件土地を買受けたいとの要請を受けて、価格等について協議した結果、学園が買受けることで合意したため、本件土地の売払いを行うと共に事業用定期借地契約等を合意解除するものである。

2. 財産の概要

所在地： 豊中市野田町1501番  
 区分・数量： 土地・8,770.43㎡  
 沿革： 昭和53年11月15日売買により取得。  
 （平成17年10月5日 土地区画整理事業による換地処分）。  
 会計名： 自動車安全特別会計 空港整備勘定  
 処分依頼部局： 大阪航空局  
 貸付契約日： 平成27年5月29日。10年間の事業用定期借地契約締結  
 （平成27年6月8日。同内容を学園と公正証書により取り交わし）

3. 学園の事業計画

利用計画： 私立小学校新設。（学校名：瑞穂の國記念小学院）  
 施設整備時期等： 平成27年5月～平成29年3月。（校舎等建設）  
 平成29年4月開校予定。  
 ※ 貸付契約当初は平成28年4月開校予定としていたが、工期の問題等から開校を1年延期した経緯がある（用途指定の指定期日を1年延長）。

4. 貸付契約までの経緯

(1) 本財産は、大阪航空局が、大阪国際空港周辺における航空機騒音対策の一環として、建物等を移転補償した上で買収した財産であるが、騒音区域が縮小されたことにより保有を続ける必要がなくなったため、平成25年4月30日付で大阪航空局が当局に時価売払いによる処分依頼を提出。

- (2) 当局が平成25年6月3日から公的取得要望を募ったところ、学園から小学校敷地としての取得要望が出されたが、学園は、土地をすぐ購入するのではなく、学校経営が安定するまでの8年間程度借り受けて、その後に購入したいと当局及び大阪航空局に要請した。
- (3) 学園からの要請について、大阪航空局の考えを確認したところ、大阪航空局は、至急に本財産を売払わなければならない状況にないため、一定期間貸付けた後に売払うことは問題ないとの回答を得た。
- また、本省理財局に相談したところ、本事業計画は私立小学校の新設であり事業の公共性があること、財産を所管する大阪航空局も一定期間貸付けた後の売払いでも問題ないと回答していることを踏まえると、学園の要請に応じざるを得ないとの結論になり、貸付けについて検討することとした。
- (4) 本省理財局とも調整の上、貸付後の借地権発生リスクを回避し、借地期間内に確実な売払いが担保できるよう以下の措置により処理することとした。
- ① 事業用定期借地契約を締結
- 一定期間をもって確実に契約期間を終了させ、将来的な売払いを確実に担保する。事業用定期借地の設定期間は、借地借家法第23条により10年以上50年未満と定められており、相手方計画の8年とすることはできないため、契約期間は、事業用定期借地の最短期間である10年とする。
- ② 売買予約契約を締結
- 事業用定期借地契約の締結のほか、確実に売払いを履行するための方策として、あらかじめ売払い時期を定めた売買予約契約を貸付契約と同時に締結することにより、事業用定期借地契約満了（10年後）までの売払いを約定させる。
- (5) 上記（4）による貸付処理は、特例的な内容となることから、平成13年3月30日付理財第1308号「普通財産貸付事務処理要領」貸付通達 記の第1節の第11の1に基づく理財局長の承認を得て処理を行うこととし、平成27年4月30日付理財第2109号「普通財産の貸付けに係る特例処理について」により理財局長承認を得ている。
- (6) 本件売払いを前提とした貸付けについては、平成27年2月10日開催の国有財産近畿地方審議会に諮問の上、処理適当の答申を受けている。
- (7) これらの手続きを踏まえて、平成27年5月29日に学園と国有財産有償貸付契約（事業用定期借地契約）及び国有財産売買予約契約を締結。定期借地契約は公正証書による取り交わしが必要となるため、平成27年6月8日に学園と国有財産有償貸付契約の内容を公正証書により取り交わした。

## 5. 本件売払いに至る経緯について

(1) 大阪航空局が行った事前調査により、本地には土壌汚染及びコンクリートガラ等の地下埋設物の存在が判明しており、国は、これらの状況を学園に説明し、関係資料を交付した上で貸付契約及び売買予約契約を締結している。

学園が校舎建設工事に着手したところ、平成28年3月に、国が事前に学園に交付した資料では想定し得ないレベルの生活ゴミ等の地下埋設物が発見された。

(2) 学園の代理人弁護士からは、本地は小学校を運営するという目的を達成できない土地であるとして、小学校建設の工期が遅延しないよう国による即座のゴミ撤去が要請されたが、大阪航空局は予算が確保できていない等の理由から即座の対応は困難である旨を学園に回答した。

(3) これを受けて学園の代理人弁護士から、本来は国に対して損害賠償請求を行うべきものと考えているが、現実的な問題解決策として早期の土地買受けによる処理案が提案された。具体的には、国が本地の現状を踏まえた鑑定評価による売払価格を示し、学園は、その金額が納得できれば本地に関する今後の損害賠償等を行わないとする条件で売買契約を締結するという提案であった。

(4) 学園の提案に応じなかった場合、損害賠償に発展すると共に小学校建設の中止による更なる問題発生の可能性があることも含めて、当局及び大阪航空局にて処理方針を検討した結果、学園の提案に応じて鑑定評価を行い価格提示を行うこととしたものである。

なお、国と学園が締結している定期借地契約は、学園は借地期間内のいつでも本件土地を国から買受けることができると規定している。

## 6. 価格決定及び契約方法について

(1) 今回の鑑定評価に当たっては、大阪航空局から、地下埋設物撤去概算額等を反映願いたいとする依頼文書「不動産鑑定評価について（依頼）」（平成28年4月14日付阪空補第17号：別添参照）の提出を受けており、大阪航空局からの依頼に基づき本地の現状を踏まえた評価を行うものとした。

(2) これを踏まえて、平成28年4月1日を価格時点として平成28年4月15日近財統-1第442号により不動産鑑定士に鑑定評価の発注を行った（不動産鑑定士には上記(1)航空局依頼文書を交付した上で評価依頼を行っている）。

(3) 不動産鑑定士から不動産鑑定評価書の提出を受けて、当局首席国有財産鑑定官の

審査を踏まえて、予定価格を134,000,000円と決定した。

- (4) 未利用地を公共団体等に随意契約を行う場合、近畿財務局は相手方と見積り合わせを行って売却価格を決定しているが、本件は定期借地による貸付中の財産であるため、相手方への価格通知が可能なものである。平成28年6月1日に学園に価格通知(口頭)を行った結果、学園から買受ける意思表示がなされた。
- (5) 学校法人に対して売払いを行う場合、国有財産特別措置法第11条第1項ただし書の規定により、10年以内(売買代金1億2,000万円以上の場合)の延納によることが可能。学園は、今回の売払いに際して、学校法人として借入金を抑える必要があるとして、延納による買受けを希望したことから、本財産を担保に供して10年間の延納による売買契約を行うこととしたものである(別添 延納調書参照)。

## 7. 売買契約について

### (1) 契約の概要

契約相手方	学校法人森友学園
利用計画	小学校敷地
契約方式	随意契約
根拠法令	・ 会計法第29条の3第5項 ・ 予算決算及び会計令第99条第21号 ・ 平成13年10月29日付財理第3660号「財務省所管一般会計所屬普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」通達別紙1の第1の(2)1(1)
用途指定	指定用途：小学校敷地 指定期日：平成29年3月31日 指定期間：売買契約日から10年間
契約書特約条項	下記(3)のとおり
支払方法	延納契約(期間10年) ・ 国有財産法特別措置法第11条第1項第1号

※ 本件財産は、自動車安全特別会計所屬財産であるため、平成23年6月27日付財理第3002号「各省各庁所管特別会計所屬普通財産の処分等に係る事務取扱要領について」通達 記の第3の4に基づき、各省各庁の長が行う随意契約を行う場合等の財務大臣との協議は、協議が整っているものとして財務省普通財産の処理に準じた取扱いができるものである。

## (2) 契約書式について (概要)

### ①特約条項

今回の契約については、学園の代理人弁護士が提案する今後の損害賠償等を行わないとする旨を売買契約書に盛り込むこととするが、これらの規定は通達に定める標準書式で設けられているものではないため、当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）の指導を踏まえて特約条項を検討した。作成した特約条項案について大阪航空局の確認も了した上で相手方代理人弁護士に提示して交渉を重ねた結果、当局の提示案をもって合意に至ったものである。追加条項の詳細は下記（3）のとおり。

### ②貸付契約及び売買予約契約の合意解除

上記4のとおり、本件は平成27年5月に国有財産有償貸付契約及び国有財産売買予約契約を締結しているため、今回、売買契約を行う際にはこれらの書面との関係を整理する必要がある。

当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）に確認したところ、「今回予定している売買契約は、締結済の売買予約契約で定めた売買契約書に新たな特約条項を加える内容となるため、売買予約の予約完結権行使ではなく、今回新たな売買契約を締結すると整理するべき。」との指導があった。そのため、今回の売買契約書には、締結済の国有財産有償貸付契約及び国有財産売買予約契約を合意解除する旨の特約条項を付加している（詳細下記（3）参照）。

### ③契約保証金の返還

学園との貸付契約においては、定期借地を行うため財務省通達に基づき学園から年額貸付料相当額の保証金を納付させている（受入れは大阪航空局）。貸付契約を合意解除することに伴い、当該保証金を学園に返還することとなるが、大阪航空局に確認したところ、返還保証金を本件売買代金に充当することは可能とのことであった。学園も売買代金への充当を希望したため、売買契約書にその旨を規定して処理するものとした。

## (3) 契約書式について (追加・修正等の詳細)

本件売買契約書については、平成13年3月30日付財理第1298号「普通財産の管理及び処分に係る標準契約書式及び同取扱要領について」で定める標準契約書式第2号書式（代金延納、用途指定（買戻特約付き）、時価売払い）を基本とし、以下の条項の追加・修正を行う。

なお、追加・修正を踏まえた契約書式については、大阪航空局も了解済である。

### ①第2条（売買代金）・・・標準書式を修正

売買代金のうち27,300,000円は定期借地契約の合意解除に伴い国が学園に

返還する保証金から充当する旨を規定。

②第3条（即納金の支払い）・・・標準書式を修正

即納金は契約保証金充当分を除いた金額にする旨を規定。

③第7条（登記囑託請求書）・・・標準書式を修正

非課税証明書を提出した場合は登録免許税相当額の現金領収証書の提出は不要な旨を規定。

④（かし担保）・・・標準書式から削除

別途特約条項により瑕疵担保責任免除特約等を付すため標準書式で定められている引渡日から2年間責任を負う条項を削除。

⑤第16条（延納特約の解除）・・・標準書式を修正

乙において売買物件の管理が不十分な場合等の延納の特約解除規定を削除。

⑥第23条（指定用途）・・・標準書式を修正

学園代理人弁護士からの申し出に基づき「指定用途と本旨において相違ない付随あるいは関連する用途に供する場合」を追加。

⑦第42条（瑕疵担保責任免除特約等）・・・標準書式に追加

売買契約締結後、国は一切、地下埋設物等の瑕疵担保責任を負わないこと等を規定。本件のポイントになる条項であり、当局統括法務監査官の指導を受けて作成した原案を、学園代理人弁護士が了解したもの。

※ただし、想定し得ない内容（例えば地下から不純物が発見された場合等）まで免責することは、法律上どのような条項を準備しても無理であるもの（統括法務監査官）。

⑧第43条（売買予約契約の合意解除）・・・標準書式に追加

上記（2）の②のとおり今回予定する契約書は、売買予約契約で定めていた売買契約書の書式を変更（特約条項の付加等）するため、締結済の国有財産売買予約契約を合意解除する旨を規定。

⑨第44条（貸付契約の合意解除）・・・標準書式に追加

本件売買契約の締結により締結済の貸付契約を合意解除する旨を規定。その前提条件として売買契約日に貸付料の清算を行うことを規定。

## 8. 本決議書別案について

本件の処理については、別案1により相手方に契約締結通知を行い、別案2により売買契約を取り交わすものとする。

また、大阪航空局に対しては、別案3により相手方に契約締結通知を行った旨及び契約保証金の売買代金への充当通知を行い、別案4により契約完了通知、別案5により売買代金（即納金、延納代金及び延納利息）に係る債権発生通知、別案6により貸付契約



(平成27年5月29日付EW第38号)終了に伴う貸付料清算(債権金額の変更・消滅)に係る債権発生通知、別案7により登記完了通知を行うこととする。

- 別案1：国有財産の売買契約について・・・(森友学園に通知)
- 別案2：国有財産売買契約書・・・(森友学園と取り交わし)
- 別案3：自動車安全特別会計(空港整備勘定)所属普通財産の売買契約に伴う契約保証金充当について・・・(大阪航空局に通知)
- 別案4：自動車安全特別会計(空港整備勘定)所属普通財産の売買完了通知について・・・(大阪航空局に通知)
- 別案5：自動車安全特別会計(空港整備勘定)所属普通財産の売買契約に伴う債権発生通知について・・・(大阪航空局に通知)
- 別案6：自動車安全特別会計(空港整備勘定)所属普通財産の貸付契約終了に伴う債権発生通知について(変更・消滅)・・・(大阪航空局に通知)
- 別案7：自動車安全特別会計(空港整備勘定)所属普通財産の登記嘱託について・・・(大阪航空局に通知)

※別案1、3は決裁完了後、速やかに通知等を行う。

別案4～7は契約締結後、速やかに通知等を行う。

(決裁参考メモ)

森友学園事案に係る今後の対応方針について (H28.4.4)

1. 事案の概要

当該財産は森友学園と定期借地契約を締結し、平成 29 年 4 月の小学校開校を目指し、校舎等建設工事に着手した財産。

3 月 11 日、相手方より、校舎建築の基礎工事である柱状改良工事を実施したところ、敷地内に大量の廃棄物が発生した旨の報告を受け、対応を検討しているもの。

2. 対象財産

所在地：豊中市野田町 1501 番地

区分・数量：土地・8,770.43 ㎡

所属会計等：自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属財産

定期借地契約日：平成 27 年 6 月 8 日

3. 学園の申し出内容

- 学園は 6 月の建物棟上げ式に向けタイトなスケジュールの中で建物の基礎工事を行っている。廃棄物除去の影響で工期がずれ込むこととなった場合、損害賠償請求を行う。については工事に与える影響が最小限になる作業手法を提示せよ。
- 地中から噴出した廃棄物及び建物基礎建設のために掘削した廃棄物混入土の撤去を国の責任で早急に実施せよ。
- 地中に埋設されていると予測される廃棄物の全面撤去を検討せよ。
- なお、これらの廃棄物の除去費用等を売却価格から控除するなら、購入も検討したいので、売却価格の提示を考えてもらいたい。

4. 本省審理室指示事項

- 工事に与える影響を最小限にする方策を検討すること
- 相手方と折衝する際には大阪航空局と十分な協議を行い、明確な対応策を提示すること。

5. 対応方針

- 棟上げ式までの工程に与える影響を最小限にするため、噴出した廃棄物及び建物基礎部分の掘削で発生する廃棄物混入度の撤去作業に関しては、大阪航空局の直接発注では工程上間に合わず、更なる賠償問題に発展することから、相手方経費で施工することとし、売却価格からの控除を検討。
- 敷地表面を覆っている廃棄物混入土及び地中に埋設されていると予測される廃棄物の全面撤去に関しては、地中の廃棄物の存在確認資料を徴求し、売却時の財産評価において考慮する旨申し出を行い、森友学園と協議する方向で検討。

6. 大阪航空局との調整内容

大阪航空局としては、新たに噴出した廃棄物及び建物基礎掘削工事に伴う廃棄物混入土の処理は、所有者責任上、大阪航空局において処理せざるを得ないものと判断している。

しかし、早急な予算措置は困難な状況であるため、売却価格からの控除を提案することで事案の収束を図りたいとの意向を示している。

よって、当局も大阪航空局からの提案を受け入れ、5 月末を目処に土地の評価額から廃棄物処理費用を減額した価格提示を行い売却を行う方針で作業を進める。

ただし、鑑定評価額からの廃棄物処理費減額に関しては、大阪航空局からの依頼文書に基づき減額措置を行うこととしている。

7. 今後の作業スケジュール

- 4月中旬 大阪航空局より廃棄物処理減額依頼文書受理
- 4月下旬 鑑定評価依頼
- 5月下旬 鑑定評価書受理
- 6月下旬 売買契約

## 延 納 調 書

第10号書式別表

※ 該当事項は○内にレ印をすること

売買代金	134,000,000 円	即 納 金	27,870,000 円	延 納 代 金	106,130,000 円
延 納 利 息 の 利 率	年 1.0 %	適 用 理 由	(用 途)私立小学校敷地。 (延納年数) 10 年		
被 担 保 価 格	延納代金 × ( 1 + 1 × 0.010 ) = 107,191,300 円				
	所 在 地	区 分	種 目	数 量 (㎡)	価 格
担 保 物 件 及 び 価 格	● 売払物件の全部。 豊中市野田町1501番	土地	宅地	8770.13	(評価格) × 0.8 134,000,000 × 0.8 = 107,200,000 円
					計
付 保 物 件 及 び 価 格	○ 売払物件のうちの建物の全部				
連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	職 業	関 係	
延 納 を 認 め た 理 由	その他参考事項(延納を認めた理由)のとおり。			事業内容	私立小学校の設置及び運営。
				資産の総額	120,237,862円。 (H26.3.31時点)
根 拠 法 令	期 間	国有財産特別措置法第11条第1項 1 号 普通財産取扱規則別表 3			
	利 息	普通財産取扱規則第17条第 3 号			
違 約 金	1. 違約金(売買代金の1割)	134,000,000 円 × 0.1 =	13,400,000 円		
	2. 違約金(売買代金の3割)	134,000,000 円 × 0.3 =	40,200,000 円		
そ の 他 参 考 事 項	<p>(延納を認めた理由)：</p> <p>申請法人は小学校新設にあたり当国有地を取得しようとするものであるが、法人として借入金を抑える必要があり、全額一時払いすることが困難な状況にあることから、期間10年での延納契約を希望している。なお、延納期間については、学校法人であることから、国有財産特別措置法第11条第1項ただし書及び普通財産取扱規則別表3により10年以内であれば認められるもの。</p> <p>延納代金の支払いについては、申請法人の直近3期分の計算書類から資産状況、損益状況(一般企業の最終損益にあたる消費収支額が毎年度の延納額を超過)に特段の問題等は見られない。</p>				

調用番号第215号

区分	納付期限		延納代金			延納利息			合計額			未払元本			延納利息計算期間	
	年	月	土地	建物	計	土地	建物	計	土地	建物	計	土地	建物	計	年	月
延第1回	平成29年	5月31日	10,144,125		10,144,125	1,003,146		1,003,146	11,147,271	95,985,875	95,985,875				平成28年	6月21日から
延第2回	平成30年	5月31日	10,245,567		10,245,567	959,858		959,858	11,205,425	95,740,308	95,740,308				平成29年	5月31日まで
延第3回	平成31年	5月31日	10,348,022		10,348,022	857,403		857,403	11,205,425	75,392,286	75,392,286				平成30年	6月1日から
延第4回	平成32年	5月31日	10,451,503		10,451,503	753,922		753,922	11,205,425	64,940,783	64,940,783				平成31年	5月31日まで
延第5回	平成33年	5月31日	10,556,018		10,556,018	649,407		649,407	11,205,425	54,384,765	54,384,765				平成32年	6月1日から
延第6回	平成34年	5月31日	10,661,578		10,661,578	543,847		543,847	11,205,425	43,723,187	43,723,187				平成33年	5月31日まで
延第7回	平成35年	5月31日	10,768,194		10,768,194	437,231		437,231	11,205,425	32,954,993	32,954,993				平成34年	6月1日から
延第8回	平成36年	5月31日	10,875,876		10,875,876	329,549		329,549	11,205,425	22,079,117	22,079,117				平成35年	5月31日まで
延第9回	平成37年	5月31日	10,984,634		10,984,634	220,791		220,791	11,205,425	11,094,483	11,094,483				平成36年	6月1日から
延第10回	平成38年	5月31日	11,094,483		11,094,483	110,944		110,944	11,205,427	0	0				平成37年	6月1日から
延第11回	平成	年													平成	年
延第12回	平成	年													平成	年
延第13回	平成	年													平成	年
延第14回	平成	年													平成	年
延第15回	平成	年													平成	年
延第16回	平成	年													平成	年
延第17回	平成	年													平成	年
延第18回	平成	年													平成	年
延第19回	平成	年													平成	年
延第20回	平成	年													平成	年
計			106,130,000		106,130,000	5,866,098		5,866,098	111,996,098							

第1回の延納利息の計算式  
 $106,130,000 \times 1\% \times 345 / 365 = 1,003,146$  ※開年についても分母は365日とする。  
 検査者 清水 尺 印

学校法人森友学園  
理事長 籠池 康博 殿

近畿財務局長 武 内 良 樹

案  
1

国有財産の売買契約について

平成 28 年 6 月 9 日付で申請のありました国有財産の売払いにつきまして、下記のとおり売買契約を締結しますので、契約締結日当日に別添に記載しておりますものをご持参願います。

記

所 在 地	区 分	数 量 (㎡)	売 買 代 金 (円)
豊中市野田町 1501 番	土 地	8,770.43	134,000,000(※)

契約の日時 平成 28 年 6 月 20 日 (月) 午前 10 時 00 分

契約の場所 近畿財務局管財部統括国有財産管理官 (1)  
(大阪合同庁舎 4 号館 9 階)

(※) 内訳

【即納金】 27,870,000 円 (うち 27,300,000 円は保証金より充当)

【延納代金】 106,130,000 円

○契約日当日にご持参頂くもの

1. この書面（国有財産の売買契約について）
2. 買受人の印鑑届をしている印（法人実印）
3. 現金 1,467,534 円（お釣りのないようにご準備願います）  
（内訳：①即納金 27,870,000 円のうち契約保証金 27,300,000 円を  
充当した残額の 570,000 円  
②貸付料の清算（6/8～6/19 までの 12 日間分）897,534 円）
4. 登録免許税非課税証明書（原本）
5. 収入印紙 60,000 円分（事前にご購入のうえご持参願います）
6. 保管金受領証書（契約保証金受入れの際にお渡ししている書類になります。同封しております別紙の原本をご持参願います）
7. 所有権移転登記識別情報等郵送依頼書（※登記済証の郵送を希望される場合は本書及び 860 円分の切手（配達証明送料）を提出願います）

○契約日当日に当局で準備しており、署名及び押印をいただく書類

1. 売買契約書 2 部
2. 所有権移転登記嘱託請求書
3. 買戻特約の登記についての承諾書
4. 買戻特約設定登記に係る登記原因証明情報
5. 抵当権設定登記承諾書
6. 抵当権設定登記に係る登記原因証明情報

保管金受領証書

平成27年度 第 1 号

金 27,300,000

保管の事由 契約保証金

上記の金額を領収しました。

平成27年5月7日

大阪航空局 歳入歳出外現金出納官吏

出納係長 石村



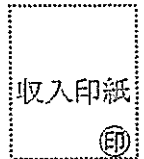
住 所 大阪府大阪市淀川区塚本1丁目6番25号

氏 名 学校法人 森友学園

理事長 籠池 康博

殿

上記の金額を領収しました。



平成 年 月 日

住所

氏名

印

大阪航空局 歳入歳出外現金出納官吏

出納係長

殿

[保管金取扱規程第6条関連第1号様式]

E S 第 2 8 号  
平成 2 8 年 6 月 日

案  
2

# 国有財産売買契約書



別 紙

第 2 号書式（代金延納、用途指定（買戻特約付き）、時価売払用）

[収入印紙]

国有財産売買契約書

売払人国（以下「甲」という。）と買受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第 1 条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量	備考
豊中市野田町 1501 番	土 地	8,770.43	

（売買代金）

第 2 条 売買代金は、金 134,000,000 円とする。

2 前項に定める売買代金のうち金 27,300,000 円は、第 44 条に基づき、本契約の成立を停止条件として、売買物件に関する平成 27 年 5 月 29 日付 EW 第 38 号国有財産有償貸付合意書（以下「本件貸付契約」という。なお、同内容につき大阪法務局所属本町公証役場にて平成 27 年第 180 号事業用定期借地権設定契約公正証書を同年 6 月 8 日付で作成）を合意解除することに伴い甲が乙に還付する本件貸付契約第 7 条に定める契約保証金より充当するものとする。

（即納金の支払い）

第 3 条 売買代金のうち金 27,870,000 円を即納金とする。

2 前項に定める即納金のうち金 27,300,000 円は、前条第 2 項によって売買代金に充当される本件貸付契約第 7 条の契約保証金より充当するものとする。

3 乙は、第 1 項に定める即納金から前項によって充当される金 27,300,000 円を差し引いた金 570,000 円を、本契約締結と同時に甲に支払わなければならない。

（延納の特約）

第 4 条 甲乙両者は、第 2 条第 1 項に定める売買代金から前条第 1 項に定める即納金を差し引いた金 106,130,000 円について、次条及び第 6 条並びに第 11 条から第 16 条までに定めるところにより延納の特約をする。

（延納代金の支払方法）

第 5 条 延納代金の支払方法は 10 年の年賦払いとし、毎年の納付期限及び各納付期限ごとに乙の支払うべき延納代金及び延納利息並びにその合計額は次表に掲げるところによる。なお、この場合における延納利息の利率は年 1.0%とする。

区分	納付期限	延納代金	延納利息	合計額	延納利息計算期間
延納第 1 回	平成 29 年 5 月 31 日	10,144,125	1,003,146	11,147,271	平成 28 年 6 月 21 日から 平成 29 年 5 月 31 日まで

延納第2回	平成30年5月31日	10,245,567	959,858	11,205,425	平成29年6月1日から平成30年5月31日まで
延納第3回	平成31年5月31日	10,348,022	857,403	11,205,425	平成30年6月1日から平成31年5月31日まで
延納第4回	平成32年5月31日	10,451,503	753,922	11,205,425	平成31年6月1日から平成32年5月31日まで
延納第5回	平成33年5月31日	10,556,018	649,407	11,205,425	平成32年6月1日から平成33年5月31日まで
延納第6回	平成34年5月31日	10,661,578	543,847	11,205,425	平成33年6月1日から平成34年5月31日まで
延納第7回	平成35年5月31日	10,768,194	437,231	11,205,425	平成34年6月1日から平成35年5月31日まで
延納第8回	平成36年5月31日	10,875,876	329,549	11,205,425	平成35年6月1日から平成36年5月31日まで
延納第9回	平成37年5月31日	10,984,634	220,791	11,205,425	平成36年6月1日から平成37年5月31日まで
延納第10回	平成38年5月31日	11,094,483	110,944	11,205,427	平成37年6月1日から平成38年5月31日まで
計		106,130,000	5,866,098	111,996,098	

2 乙は、前項に掲げる表の区分欄に示す延納各回ごとに定める納付期限までに、延納代金と延納利息との合計額を、甲の発行する納入告知書により甲に支払わなければならない。

3 乙が第1項に掲げる表の延納代金を、当該延納代金の納付期限前に支払う旨を書面により申請した場合には、甲は、当該納付期限を繰り上げ、かつ、繰上期間に対応する延納利息を減額することができる。ただし、当該繰上期間が1か月未満であるときは、当該繰上期間に対応する延納利息は減額しない。

(保険金による延納代金等の充当)

第6条 甲は、第13条第1項に定めるところにより損害保険契約を締結した担保物件について保険事故が発生し、かつ、当該保険契約に基づき保険金の支払いを受けたときは、当該保険金を、乙の未払の延納代金と当該延納代金に充当する日までに付すべき延納利息との合計額(第17条に定める延滞金があるときは、これを加算した額とする。)に充当し、残余の保険金は、乙に返還する。

(登記囑託請求書等)

第7条 乙は、本契約締結の際に、あらかじめ登録免許税相当額の現金領収証書を添付した登記囑託請求書、第11条に定める抵当権設定登記に必要な書類及び第27条に定める買戻しの特約の登記に必要な承諾書を、甲に提出しなければならない。

2 乙が本契約締結の際に登録免許税法(昭和42年法律第35号)第4条第2項に基づく登録免許税を非課税とする証明書類を提出した場合には、乙は前項の規定により登記囑託請求書を甲に提出する際に登録免許税相当額の現金領収証書の添付を要しない。

(所有権の移転)

第8条 売買物件の所有権は、乙が第3条に定める即納金を完納した時に乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第9条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

(危険負担)

第10条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(担保の提供)

第11条 乙は、第5条第1項に定める延納代金及び延納利息の支払いを担保するため、本契約締結と同時に甲のために別紙第1に掲げる物件について順位第1番の抵当権を設定することに同意する。

(増担保等)

第12条 甲が、前条に基づき抵当権を設定した物件が滅失したとき、又は、担保価値が減少したと認めて乙に対して増担保又は代わりの担保の提供を請求したときは、乙は、遅滞なく甲の認める他の物件を増担保又は代わりの担保として甲に提供しなければならない。

(担保物件の付保)

第13条 乙は、第11条に定めるところにより担保として提供する物件のうち、別紙第2に掲げるものについては、あらかじめ、自己の負担において甲の指定する金額を保険金額とし、乙を被保険者とする甲の指定する損害保険契約を締結しなければならない。

2 乙は、前項に定める損害保険契約を締結したときは、当該保険契約にかかる保険金請求権を甲に譲渡し、かつ、確定日付ある証書をもってその旨を保険者に通知するとともに、本契約締結の日から30日以内にその保険証券を甲に提出しなければならない。

3 乙は、延納代金及び延納利息の支払いを完了するまで、第1項に定める保険契約を継続しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が前条に定めるところにより増担保又は代わりの担保として提供する物件について準用する。

(担保物件に関する通知)

第14条 乙は、担保物件について、次に掲げる各号の一に該当する行為をしようとするとき又は乙以外の者が次に掲げる各号の一に該当する行為をしたときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

(1) 訴えの提起、裁判上の和解又は調停の申立。

(2) 仮差押の申請、仮処分、強制執行又は競売の申立。

(3) 滞納処分(その例による処分を含む。以下同じ。)

(4) 担保物件を損傷、滅失その他現状を変更し、又は担保価値を減少させると認められる事実上又は法律上の行為

(担保の一部解除)

第15条 甲は、乙が第5条第1項に定める延納代金と延納利息の一部を支払った後、担保の一部解除を申し出た場合において、これを適当と認めるときは、担保の一部を解除することができる。

(延納特約の解除)

第 16 条 第 4 条に定める延納の特約は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、当然に解除される。

- (1) 乙が支払停止の状態に陥り又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (2) 乙が、破産、民事再生手続開始又は更生手続開始の申立てを受け若しくは自らこれらの申立てをしたとき。
- (3) 乙が合併によらないで解散をしたとき。
- (4) 乙について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認の申述をしたとき。
- (5) 乙が、担保物件を滅失又は損傷し若しくは担保価値を減少させる行為をしたとき。
- (6) 担保物件について強制競売又は任意競売の開始決定があったとき。
- (7) 担保物件について滞納処分としての公売の公告があったとき。

2 甲は、次に掲げる各号の一に該当する事由が生じたときは、延納の特約を解除し又は延納期間を短縮することができる。

- (1) 乙の財産について、仮差押又は強制競売若しくは任意競売並びに仮処分の申立てを受けたとき。
- (2) 乙が滞納処分を受けたとき。
- (3) 乙が合併、資本の減少又は営業の譲渡をしたとき。
- (4) 担保物件について訴えの提起、裁判上の和解又は調停の申立てがあったとき。
- (5) 乙が第 22 条から第 25 条までに定める用途指定の変更若しくは解除を申請したとき。
- (6) 乙が本契約に定める義務を履行しなかったとき。

3 甲が前 2 項の規定により延納の特約を解除したときは、乙は期限の利益を失い、未払いの延納代金と、当該金額に対して延納特約の解除の日までの期間に相当する延納利息との合計額を一時に甲に支払わなければならない。

4 乙は、第 1 項第 1 号から第 5 号まで又は第 2 項第 1 号から第 3 号（ただし、合併及び資本の減少を除く。）までの各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

5 甲は、乙が第 3 項の規定により延納代金及び延納利息を一時に支払うこととなった場合にはその金額並びに延滞金があるときはその金額との合計額の支払いを完了する時まで担保の解除はしない。

(延滞金の徴収)

第 17 条 乙は、第 5 条第 1 項に掲げる表の合計額欄に定めた金額を、当該金額の納付期限（甲が第 5 条第 3 項に定めるところにより納付期限を繰り上げたときは、繰上げ後の期限）までに支払わなかったとき又は前条第 3 項に定めるところにより納付すべき金額を甲の指定する期限までに支払わなかったときは、延納代金について、当該納付期限の翌日から支払いのあった日までの期間につき第 38 条に基づき算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第 18 条 甲は、乙が延納代金、延納利息及び延滞金を支払うべき場合において、現実に納付のあった金額が延納代金、延納利息及び延滞金の合計額に満たない場合には、延滞金、延納利息及び延納代金の順序で充当する。

(事業計画等の変更)

第 19 条 乙は、第 24 条に定める指定期間が満了するまでの間に、やむを得ない事由により売払申請書に添付した事業計画又は利用計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更を必要とする事由及び変更後の計画を詳細に記載した書面をもって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

(工事完了の通知義務)

第 20 条 乙は、売払申請書に添付した利用計画（甲が前条の規定により当初計画の変更を承認しているときは、変更後の利用計画をいう。）に基づいて工事を完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(用途指定)

第 21 条 甲は、売買物件について、次条から第 25 条までに定めるところにより乙と用途指定の特約をする。

(指定用途)

第 22 条 乙は、売買物件を売払申請書に添付した事業計画及び利用計画（甲が第 19 条の規定によりその変更を承認したときは、変更後の事業計画及び利用計画をいう。）に定めるとおりの用途（以下「指定用途」という。）に自ら供さなければならない。

(指定期日)

第 23 条 乙は、売買物件について平成 29 年 3 月 31 日（以下「指定期日」という。）までに必要な工事を完了し、指定用途に供さなければならない。

2 乙は、本契約締結の日から指定期日までに、甲の承認を得ないで売買物件を指定用途以外の用途（指定用途に供するための工事を行う場合及び指定用途と本旨において相違ない付随あるいは関連する用途に供する場合を除く。以下同じ。）に供してはならない。

(指定期間)

第 24 条 乙は、売買物件を指定期日の翌日から平成 38 年 6 月 19 日まで（以下「指定期間」という。）指定用途に供さなければならない。

(権利の設定等の禁止)

第 25 条 乙は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで、甲の承認を得ないで、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）をし若しくは売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をしてはならない。

(買戻しの特約)

第 26 条 甲は、乙が本契約締結の日から買戻期間満了の日までにおいて、甲の承認を得ないで次の各号の一に該当する行為をした場合には、売買物件の買戻しをすることができる。

(1) 第 23 条第 1 項に定める義務に違反して指定期日までに指定用途に供さなかったとき。

(2) 第 24 条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき。

(3) 第 22 条、第 23 条第 2 項及び第 24 条に定める義務に違反して指定用途以外の用途に供したとき。

(4) 第 25 条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたとき。

2 前項に定める買戻しの期間は、本契約締結の日から 10 年間とする。

(買戻しの登記)

第 27 条 乙は、甲が前条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき期間を 10 年とする買戻権並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項に定める特約事項を登記することに同意する。

(用途指定の変更、解除等)

第 28 条 乙は、売買物件の全部又は一部について、やむを得ない事由により第 22 条から第 25 条までに定める用途指定の変更若しくは解除又は第 26 条第 1 項及び第 2 項に定める買戻しの特約を解除する必要がある場合には、詳細な事由を付した書面により甲に申請しなければならない。

2 甲が前項の申請に対し承認する場合には、書面によって行うものとする。

3 甲が前項に定める承認をする場合には、乙は甲の請求により甲の定める基準に基づき算定した額を納付しなければならない。

(実地調査等)

第 29 条 甲は、第 5 条第 1 項に定める債権の保全上必要があると認めるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他の物件を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙の第 22 条から第 25 条までに定める用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。

3 乙は、本契約締結の日から第 24 条に定める指定期間満了の日まで毎年 4 月 30 日に、また甲が必要と認めるときは売買物件について権利の設定又は所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

4 乙は、正当な理由なく、第 1 項及び第 2 項に定める質問、調査、実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は第 1 項及び前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 30 条 乙は、第 22 条から第 25 条までに定める用途指定の義務に違反したときは、次の各号に定めるところにより、甲に対し、違約金を支払わなければならない。ただし、第 2 項に該当する場合を除く。

(1) 第 23 条第 1 項に定める義務に違反して指定期日までに指定用途に供さなかったとき又は第 24 条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき(指定用途以外の用途に供したときは次号による。)は金 13,400,000 円。

(2) 第 22 条、第 23 条第 2 項及び第 24 条に定める義務に違反して指定期間満了の日までに指定用途以外の用途に供したとき又は第 25 条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたときは金 40,200,000 円。

2 乙は、第 22 条から第 25 条までに定める用途指定の義務に違反した場合において、甲が用途指定義務を履行し難い特別の事由があると認めて用途指定の変更若しくは解除又は第 26 条に定める買戻しの特約の解除を認めるときは、甲に対し、金 13,400,000 円の違約金を支払わなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第 14 条又は第 16 条第 4 項に定める通知を怠ったため甲に損害を与えたとき又は前条第 4 項に定める義務に違反して実地調査又は実地監査を拒み、妨

げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、甲に対し、金13,400,000円の違約金を支払わなければならない。

4 前3項の違約金は、第36条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。  
(買戻権の行使)

第31条 甲は、第26条第1項に定める買戻権を行使するときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

2 甲は、買戻権を行使するときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、買戻権を行使するときは、乙が支払った延納利息、延滞金及び違約金並びに乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約の解除)

第32条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 売買物件を本契約の締結の日から指定期間満了の日までの間に、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸したとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第33条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った延納利息、延滞金及び違約金並びに乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第34条 乙は、甲が第26条第1項の規定により買戻権を行使したとき又は第32条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として、買戻権を行使した場合には買戻権行使時の、また、解除権を行使した場合には契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(特別違約金)

第35条 甲は、第26条第1項の規定に基づき買戻権を行使することができる場合には、甲の選択により、買戻権の行使に代えて特別違約金を請求することができる。この場合において、乙が特別違約金を納付したときは、第21条に定める用途指定の特約は解除する。

2 前項の特別違約金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 売買物件の用途指定違反時の時価額が売買代金を超える場合は、当該超過額

(2) 売買物件の用途指定違反時の時価の3割に相当する額

(3) 売買物件の契約時の時価の3割に相当する額から第30条第1項に定める違約金を控除した額

(損害賠償)

第36条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第37条 甲は、第33条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第5条第1項に定める延納利息(ただし、買戻権、又は解除権行使時までの延納利息)、第17条に定める延滞金、第30条に定める違約金又は本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と延納利息等の全部又は一部と相殺する。

(延滞金の算定)

第38条 本契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭の延滞金については、次の式により算定するものとする。

算定式 元本金額×5%【延滞金利率】×(延滞金起算日から納付の日までの日数÷365)

(契約の費用)

第39条 本契約の締結及び履行並びに抵当権又は買戻権の抹消登記等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)



第 40 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 41 条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

(瑕疵担保責任免除特約等)

第 42 条 乙は、本件貸付契約第 5 条の土壤汚染、地下埋設物に関する瑕疵及び第 30 条記載の地耐力に関する瑕疵並びに次項以下の一切の瑕疵の存在につき了承したうえで本件土地を現状有姿にて買い受ける。

2 乙は、平成 26 年 11 月 7 日及び平成 26 年 12 月 17 日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書 平成 21 年 8 月」、「平成 21 年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（OA301）平成 22 年 1 月」、「大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染概況調査業務報告書 平成 23 年 11 月」、「平成 23 年度大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染深度方向調査業務報告書 平成 24 年 2 月」に記載の内容を了承したうえで売買物件を買い受ける。

3 乙は、売買物件のうち一部 471.875 m<sup>2</sup>が、豊中市より土壤汚染対策法第 11 条第 1 項で定める形質変更時要届出区域に指定されていたことを了承したうえで売買物件を買い受ける（平成 27 年 10 月 26 日指定解除）。

4 乙は、売買物件に関して、前 3 項の他、次の瑕疵を了承する。

一 売買物件の地表面及び地中に陶器片、ガラス片、木くず、ビニール等のごみが存在すること。

二 売買物件には、第 2 項で定める「平成 21 年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（OA301）平成 22 年 1 月」において実施した掘削調査深度より深い箇所にも地下埋設物が存在すること。

5 乙は、従前の経緯を踏まえて、前 4 項に定める瑕疵の他、その他乙が小学校建設及び運営を行ううえで支障となる売買物件に関する一切の瑕疵（隠れた瑕疵も含む）について、瑕疵担保責任を免除する。

6 本件貸付契約第 6 条の規定にかかわらず、前 5 項に定める瑕疵の除去に伴う一切の費用につき、本契約書作成時点において既に乙において支払いを受けているもの（平成 28 年 3 月 30 日付合意書に基づく土壤汚染除去等費用合計金 1 億 3 1 7 6 万円）を除き、甲は、乙に対して、何ら支払を要せず、乙は、甲に対して、有益費返還請求、損害賠償請求その他名目を問わず、一切の財産的請求をしないことにつき、甲及び乙は確認する。

7 乙が小学校建設を行うために必要な売買物件に残存する陶器片、ガラス片、木くず、ビニール等のごみ、地下埋設物、土壤汚染、地耐力等に関する調査については、甲において調査を要せず、現状にて売買物件を売却することを乙は了承する。

8 乙は、売買物件に関する一切の瑕疵（隠れたる瑕疵を含む）に関して、調査費用、除去費用、廃棄費用等の費目を問わず、瑕疵担保責任、不法行為責任、有益費償還請求、立替金返還請求、その他名目を問わず、本書に定めるものの他、甲に対して、金銭請求並びに履行請求等、一切の財産上の請求を甲にしないことを、甲に約する。

9 本条に定める瑕疵除去工事は乙の責任と費用においてこれを行い、本書作成以後、乙が依頼した請負業者から甲が費用請求を受けた場合には、乙において支払う。

(売買予約契約の合意解除)

第 43 条 本契約の成立を停止条件として、平成 27 年 5 月 29 日付 EW 第 38 号国有財産売買予約契約書（以下「本件売買予約契約」という。）を合意解除する。

2 本件売買予約契約の合意解除に伴い、本件売買予約契約に基づく一切の債権債務につき、甲乙間の債権債務はないことを確認する。

(貸付契約の合意解除)

第 44 条 本契約の成立を停止条件として、売買物件に関する本件貸付契約を合意解除する。

2 前項の前提条件として、乙は甲に本件貸付契約に定める貸付料の清算払いを行う。

3 甲及び乙は、第 1 項に定める本件貸付契約の合意解除に伴い甲が乙に遷付する本件貸付契約第 7 条に定める契約保証金を売買代金に充当することを確認する。

4 甲及び乙は、前 3 項に伴い、本書に定めるものの他、本件貸付契約に関し、甲乙間には、何らの債権債務のないことを確認する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

売出人 国  
契約担当官 近畿財務局長 印

買受人 住所 大阪市淀川区塚本一丁目 6 番 2 5 号  
氏名 学校法人 森友学園 理事長 印

別紙第1

所在地	担保物件の種類	区分	種目	構造	数量	担保価値
豊中市野田町 1501 番	不動産	土地	宅地	—	8,770.43	107,200,000

別紙第2

所在地	担保物件の種類	区分	種目	構造	数量	保険金額
(This table is currently empty)						

E S 第 2 8 号  
平成 2 8 年 6 月 日

大阪航空局長 殿

近畿財務局長 武内良樹

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の売買契約に伴う  
契約保証金充当について

平成 2 8 年 4 月 1 4 日付阪空補第 1 5 号をもって貴局より処分依頼のありました下記財産に係る標記のことにつきまして学校法人森友学園と平成 2 8 年 6 月 2 0 日に国有財産売買契約を締結することとなったので通知します。

つきましては、「自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付契約に伴う契約保証金の受入について（平成 2 7 年 4 月 3 0 日付 EW 第 2 0 号）」により貴局が受け入れた契約保証金 2 7, 3 0 0, 0 0 0 円を国有財産売買契約書第 2 条に基づく売買代金へ充当することとするので、手続きの程よろしくお願いいたします。

記

1. 売買物件

- (1) 所在地 豊中市野田町 1 5 0 1 番
- (2) 口座名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分・数量 土地：8, 7 7 0. 4 3 m<sup>2</sup>
- (4) 売買代金 金 1 3 4, 0 0 0, 0 0 0 円

2. 契約保証金の売買代金への充当について

- (1) 金額 金 2 7, 3 0 0, 0 0 0 円

以上

第 3

大阪航空局長 殿

近畿財務局長 武内 良樹  
兼 署長

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の売買完了通知について

平成 2 8 年 4 月 1 4 日付阪空補第 1 5 号をもって貴局より処分依頼のありました下記財産に係る標記のことにつきまして、別添契約書（写）のとおり売買契約を締結しましたので、通知します。

記

案  
4

1. 売買物件

- (1) 所在地 豊中市野田町 1 5 0 1 番
- (2) 口座名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分・数量 土地：8, 7 7 0. 4 3 m<sup>2</sup>
- (4) 売買代金 金 1 3 4, 0 0 0, 0 0 0 円
  - 即納金 金 2 7, 8 7 0, 0 0 0 円  
(うち 2 7, 3 0 0, 0 0 0 円は貸付契約（平成 2 7 年 5 月 2 9 日付 EW 第 3 8 号国有財産有償貸付合意書）合意解除に伴い返還される契約保証金を充当)
  - 延納代金 金 1 0 6, 1 3 0, 0 0 0 円（期間 1 0 年間）

2. 契約相手方

- (1) 住所 大阪市淀川区塚本 1 丁目 6 番 2 5 号
- (2) 名称 学校法人森友学園

以 上

歳入徴収官航空局長 殿

契約担当官

近畿財務局長 武内 良樹

武内 良樹

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の売買契約に伴う  
債権発生通知について

平成28年4月14日付阪空補第15号をもって貴局より処分依頼のありました下記財産につきまして、別添契約書（写）のとおり売買契約を締結しましたので、国の債権の管理等に関する法律第12条の規定に基づき通知します。

また、計算証明規則第16条及び18条に基づき必要書類（別紙1）を送付します。

記

## 1. 売買物件

- (1) 所在地 豊中市野田町1501番  
(2) 口座名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）  
(3) 区分・数量 土地：8,770.43㎡  
(4) 売買代金 金134,000,000円

## 2. 債務者の住所及び氏名

- (1) 住所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号  
(2) 名称 学校法人森友学園  
(3) 送付先 住所と同様

3. 債権金額 金112,566,098円（内訳 別紙2のとおり）  
即納金 金27,870,000円  
（売買金額 金134,000,000円）  
（延納利息 金5,866,098円）  
（▲貸付契約第7条の契約保証金27,300,000円）

4. 売買契約締結日 平成28年6月20日

## 5. 債権発生原因等

- (1) 債権発生の原因 売買契約（延納契約）  
(2) 債権の発生年度 平成28年度～平成38年度  
(3) 債権の種類 不動産売払代債権

以上

1. 計算証明規則第16条に基づく添付書類
  - (1) 普通財産売払決議書
  - (2) 売払申請書
  - (3) 延納申請書
  - (4) 国有財産売買契約書
  
2. 計算証明規則第18条に基づく添付書類
  - (1) 予定価格調書
  - (2) 予定価格算出基礎資料(評価調書)
  
3. その他参考書類
  - (1) 位置図
  - (2) 測量図
  - (3) 不動産鑑定書(副本)

(別紙2)

区分	納付日	売買契約書 第3条第3項の額	売買契約書 第3条第2項の額 (貸付契約第7条の 契約保証金の額)	合計額	備考
即納金	平成28年6月20日	570,000	27,300,000	27,870,000	

区分	納付期限	延納代金	延納利息	合計額	延納利息計算期間
延納第1回	平成29年5月31日	10,144,125	1,003,146	11,147,271	平成28年6月21日から 平成29年5月31日まで
延納第2回	平成30年5月31日	10,245,567	959,858	11,205,425	平成29年6月1日から 平成30年5月31日まで
延納第3回	平成31年5月31日	10,348,022	857,403	11,205,425	平成30年6月1日から 平成31年5月31日まで
延納第4回	平成32年5月31日	10,451,503	753,922	11,205,425	平成31年6月1日から 平成32年5月31日まで
延納第5回	平成33年5月31日	10,556,018	649,407	11,205,425	平成32年6月1日から 平成33年5月31日まで
延納第6回	平成34年5月31日	10,661,578	543,847	11,205,425	平成33年6月1日から 平成34年5月31日まで
延納第7回	平成35年5月31日	10,768,194	437,231	11,205,425	平成34年6月1日から 平成35年5月31日まで
延納第8回	平成36年5月31日	10,875,876	329,549	11,205,425	平成35年6月1日から 平成36年5月31日まで
延納第9回	平成37年5月31日	10,984,634	220,791	11,205,425	平成36年6月1日から 平成37年5月31日まで
延納第10回	平成38年5月31日	11,094,483	110,944	11,205,427	平成37年6月1日から 平成38年5月31日まで
計		106,130,000	5,866,098	111,996,098	



歳入徴収官航空局長 殿

契約担当官

近畿財務局長 武内 良樹  
兼 兼

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所屬普通財産の貸付契約終了に伴う  
債権発生通知について（変更・消滅）

平成 2 8 年 4 月 1 4 日付阪空補第 1 5 号をもって貴局より処分依頼のありました下記  
財産につきまして、学校法人森友学園と平成 2 8 年 6 月 2 0 日に国有財産売買契約を締結  
したことに伴い、「自動車安全特別会計（空港整備勘定）所屬普通財産の貸付契約に伴う債  
権発生通知について（平成 2 7 年 6 月 9 日付 EW 第 3 8 号）」により通知した債権金額が変  
更・消滅となりますので通知します。

記

1. 売買物件

- (1) 所在地 豊中市野田町 1 5 0 1 番
- (2) 口座名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分・数量 土地・8, 7 7 0. 4 3 m<sup>2</sup>
- (4) 売買代金 金 1 3 4, 0 0 0, 0 0 0 円

2. 債務者の住所及び氏名

- (1) 住所 大阪市淀川区塚本 1 丁目 6 番 2 5 号
- (2) 氏名 学校法人森友学園

3. 債権金額（変更・消滅）

- (1) 第二年次第 1 回 納付金額 金 8 9 7, 5 3 4 円（変更後）
- (2) 第二年次第 1 回（変更後）から  
第三年次第 1 2 回までの債権は消滅 金 5 3, 7 0 2, 4 6 6 円（消滅）

4. 債権変更・消滅原因等

- (1) 原因 国有財産売買契約の締結に伴い所有権が移転することにより貸付契約が解除となるため
- (2) 貸付契約解除日 平成 2 8 年 6 月 2 0 日

以上

栄  
6

大阪航空局長 殿

近畿財務局長 武内 良樹  
夏 美 人

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所屬普通財産の  
登記囑託について

平成 2 8 年 4 月 1 4 日付阪空補第 1 5 号をもって貴局より処分依頼のありました下記財産につ  
きまして、別添登記完了証（写）及び登記識別情報通知（写）のとおり登記囑託を了しましたので、  
通知します。

記

1. 対象財産

- (1) 所在地 盛中市野田町 1 5 0 1 番
- (2) 口座名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分 土地
- (4) 数量 8, 7 7 0. 4 3 m<sup>2</sup>

2. 登記目的

- 所有権移転
- 買戻特約
- 抵当権設定

3. 登記名義人

- (1) 住所 大阪市淀川区塚本 1 丁目 6 番 2 5 号
- (2) 名称 学校法人 森友学園

以上

案  
7



統括官	上席	管理官

第3号様式

平成 28 年 6 月 9 日

財 務 大 臣 殿

住所又は所在地 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号

申請者 氏名又は名称 学校法人 森友学園 理事長



普通財産売払申請書

売払申請書

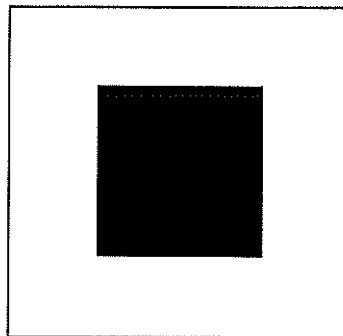
下記のとおり普通財産の売払いを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所在地	区分	種目	構造	数量	売払希望価格	使用目的	摘要
豊中市野田町 1501番	土地	宅地		5,770.43 ㎡		小学校 敷地	

# 印鑑証明書

会社法人等番号 1200-05-004758



名称 学校法人森友学園  
主たる事務所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
理事長 籠池 康 博  
[Redacted] 生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。  
(大阪法務局管轄)

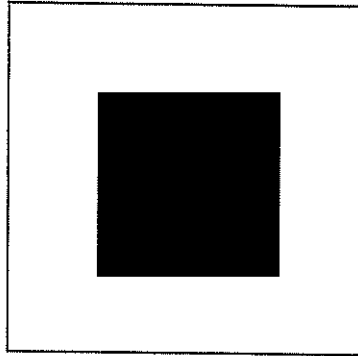
平成27年 4月21日  
大阪法務局北出張所  
登記官

脇 本 佳 昭



整理番号 A164348

# 印鑑証明書



会社法人等番号 1200-05-004758  
名称 学校法人森友学園  
主たる事務所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
理事長 籠池 康博  
[Redacted] 生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。  
(大阪法務局管轄)

平成28年 6月16日  
大阪法務局北出張所  
登記官

脇 本 佳 昭



整理番号 F234758

## 履歴事項全部証明書

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
 学校法人森友学園  
 会社法人等番号 1200-05-004758

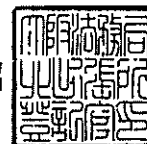
名称	学校法人森友学園		
主たる事務所	大阪市淀川区塚本四丁目7番8号		
	大阪市淀川区塚本一丁目6番25号	平成18年	4月1日移転
		平成18年	6月19日登記
法人成立の年月日	昭和46年3月18日		
目的等	目的及び事業並びに設置する私立学校の名称 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、国家有為な人材を育成することを目的とする 設置する私立学校の名称 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 塚本幼稚園幼児教育学園 平成21年 4月 1日変更      平成21年 4月10日登記		
役員に関する事項	大阪府豊中市本町六丁目12番62号 理事長      籠池 康博	平成23年	2月11日就任
		平成23年	2月17日登記
資産の総額	金2億5295万4116円 平成23年 3月31日変更	平成23年	6月27日登記
	金3億2683万1176円 平成24年 3月31日変更	平成24年	6月14日登記
	金3億8687万2394円 平成25年 3月31日変更	平成25年	6月17日登記
	金4億2028万7862円 平成26年 3月31日変更	平成26年	6月 9日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年 4月20日移記		

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

平成27年 4月21日  
 大阪法務局北出張所  
 登記官

脇 本 佳 昭



整理番号    ン164350

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/1

## 履歴事項全部証明書

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
学校法人森友学園

会社法人等番号	1200-05-004758	
名称	学校法人森友学園	
主たる事務所	大阪市淀川区塚本四丁目7番8号	
	大阪市淀川区塚本一丁目6番25号	平成18年 4月 1日移転
		平成18年 6月19日登記
法人成立の年月日	昭和46年3月18日	
目的等	<p>目的及び事業並びに設置する私立学校の名称 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、国家有為な人材を育成することを目的とする</p> <p>設置する私立学校の名称 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 塚本幼稚園幼児教育学園 平成21年 4月 1日変更 平成21年 4月10日登記</p>	
役員に関する事項	大阪府豊中市本町六丁目12番62号 理事長 籠池 康 博	平成23年 2月11日就任
		平成23年 2月17日登記
資産の総額	<u>金3億2683万1176円</u> 平成24年 3月31日変更	平成24年 6月14日登記
	<u>金3億8687万2394円</u> 平成25年 3月31日変更	平成25年 6月17日登記
	<u>金4億2028万7862円</u> 平成26年 3月31日変更	平成26年 6月 9日登記
	<u>金8億2027万5522円</u> 平成27年 3月31日変更	平成27年 6月11日登記
	<u>金8億7984万792円</u> 平成28年 3月31日変更	平成28年 6月 8日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年 4月20日移記	

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
学校法人森友学園

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した謄面である。

(大阪法務局管轄)

平成28年 6月16日

大阪法務局北出張所  
登記官

脇 本 佳 昭



整理番号 F234759

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2



# 事業計画書及び利用計画書

## 校舎の配置図、各階平面図、立面図

※1階平面図が校舎配置図を兼ねる。

敷地計画概要

所在地 豊中市野田町1501番

用途地域 第1種住居地域

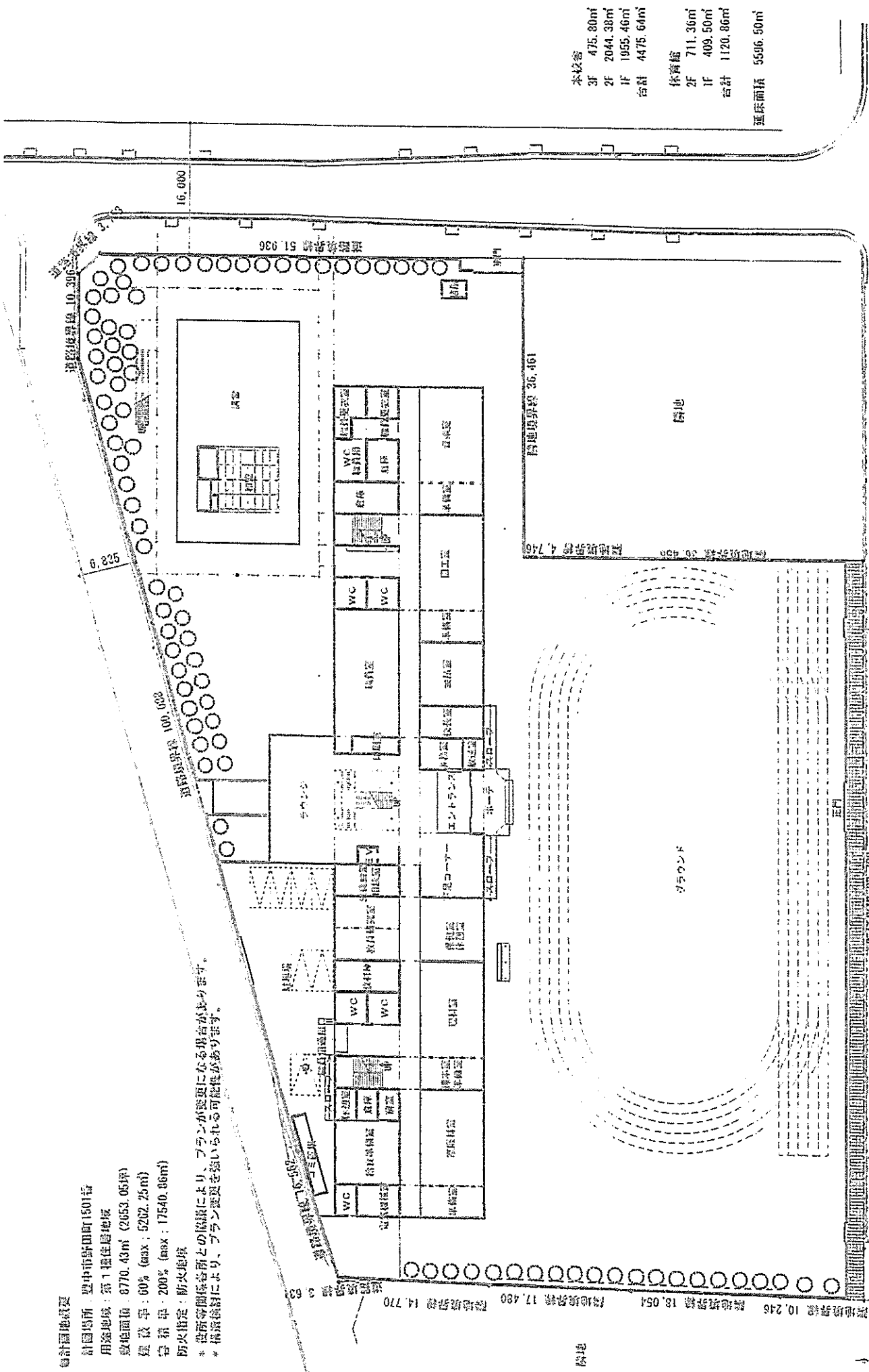
敷地面積 8770.43㎡ (2653.05坪)

建築率 60% (max: 5202.25㎡)

容積率 200% (max: 17540.86㎡)

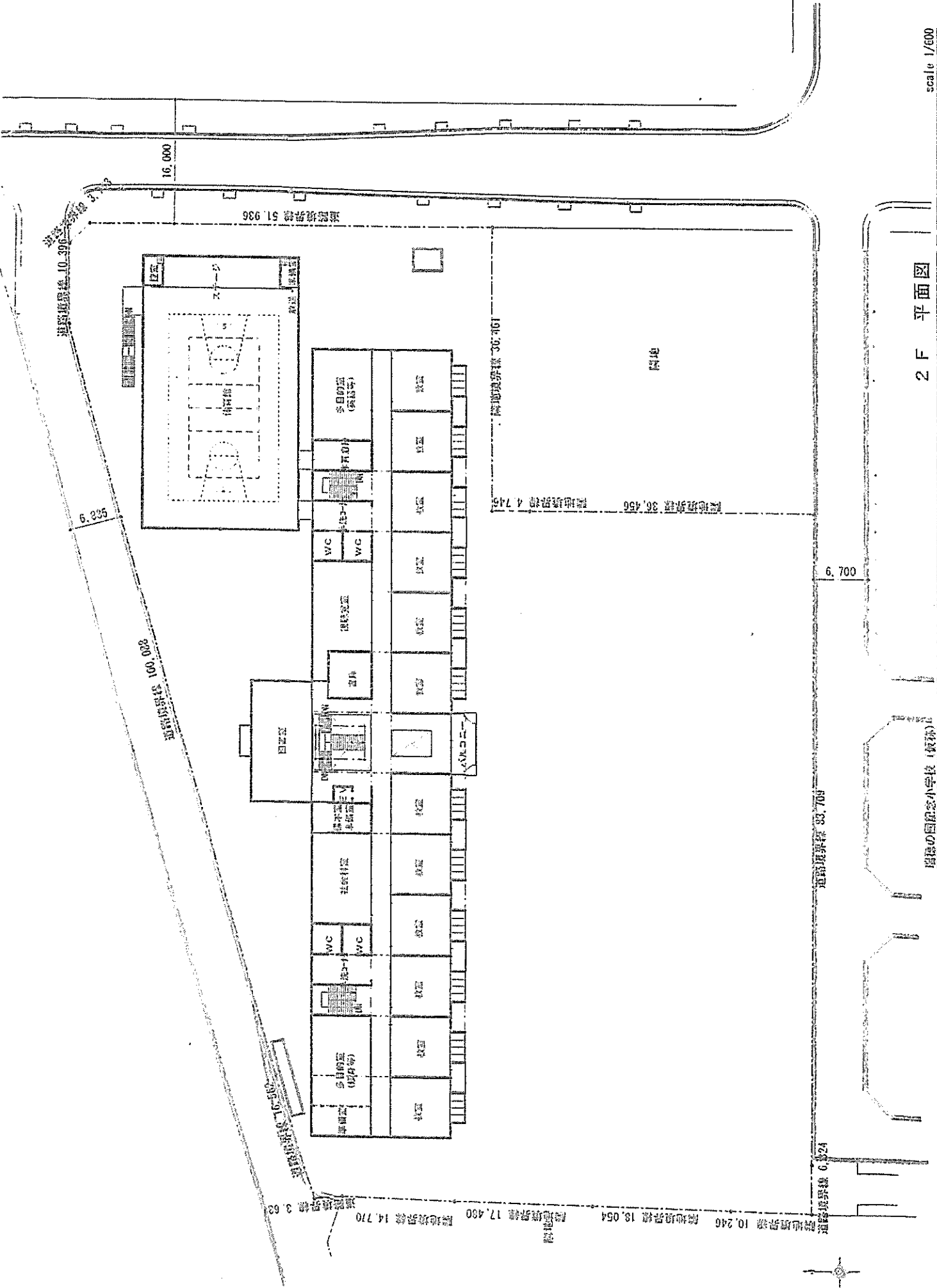
防火指定 防火地域

\* 世帯等関係各所との隣接により、プランが変更になる場合があります。  
 \* 協議後により、プラン変更を強いる可能性があります。



1F 平面図

scale 1/600



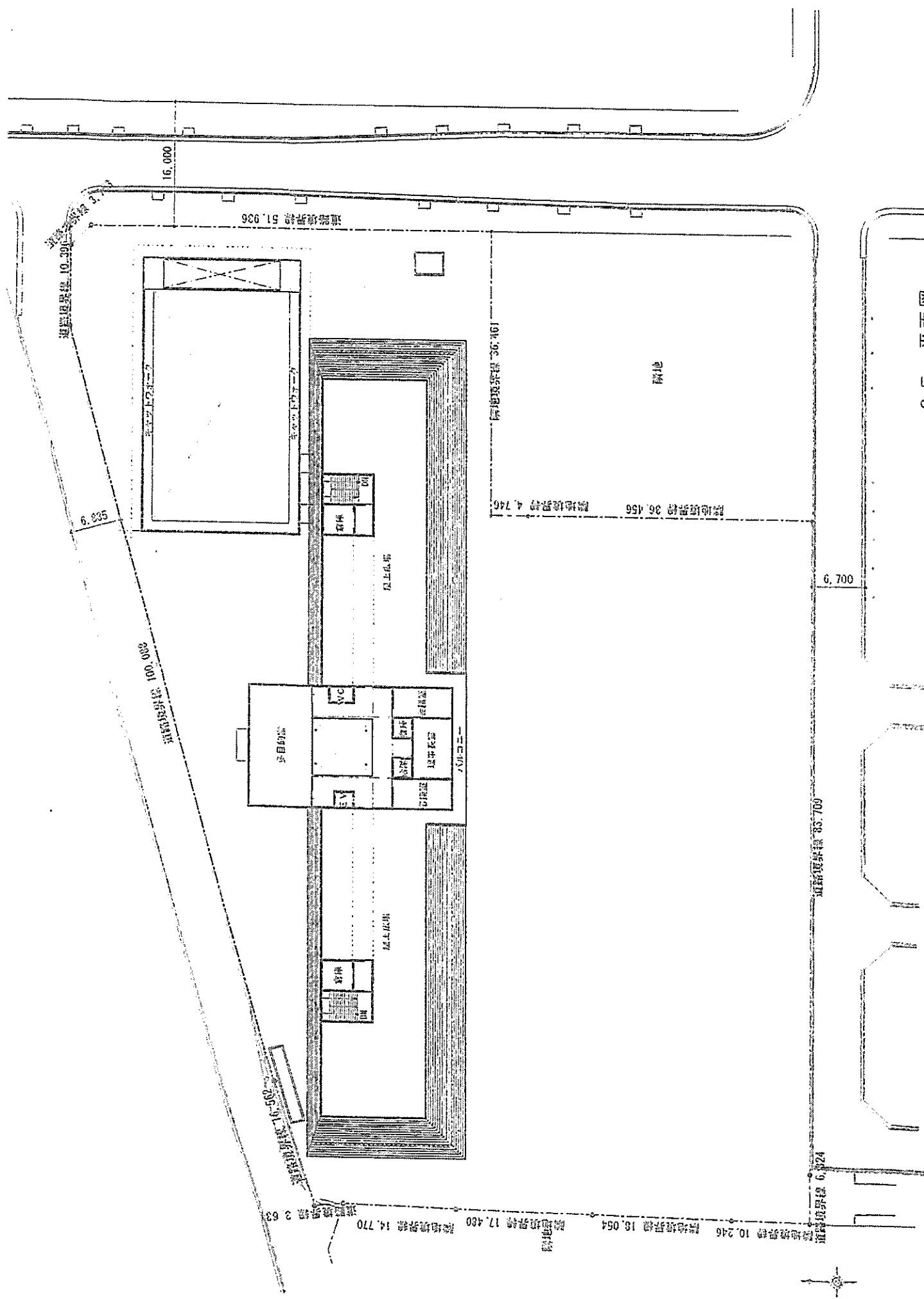
2 F 平面圖

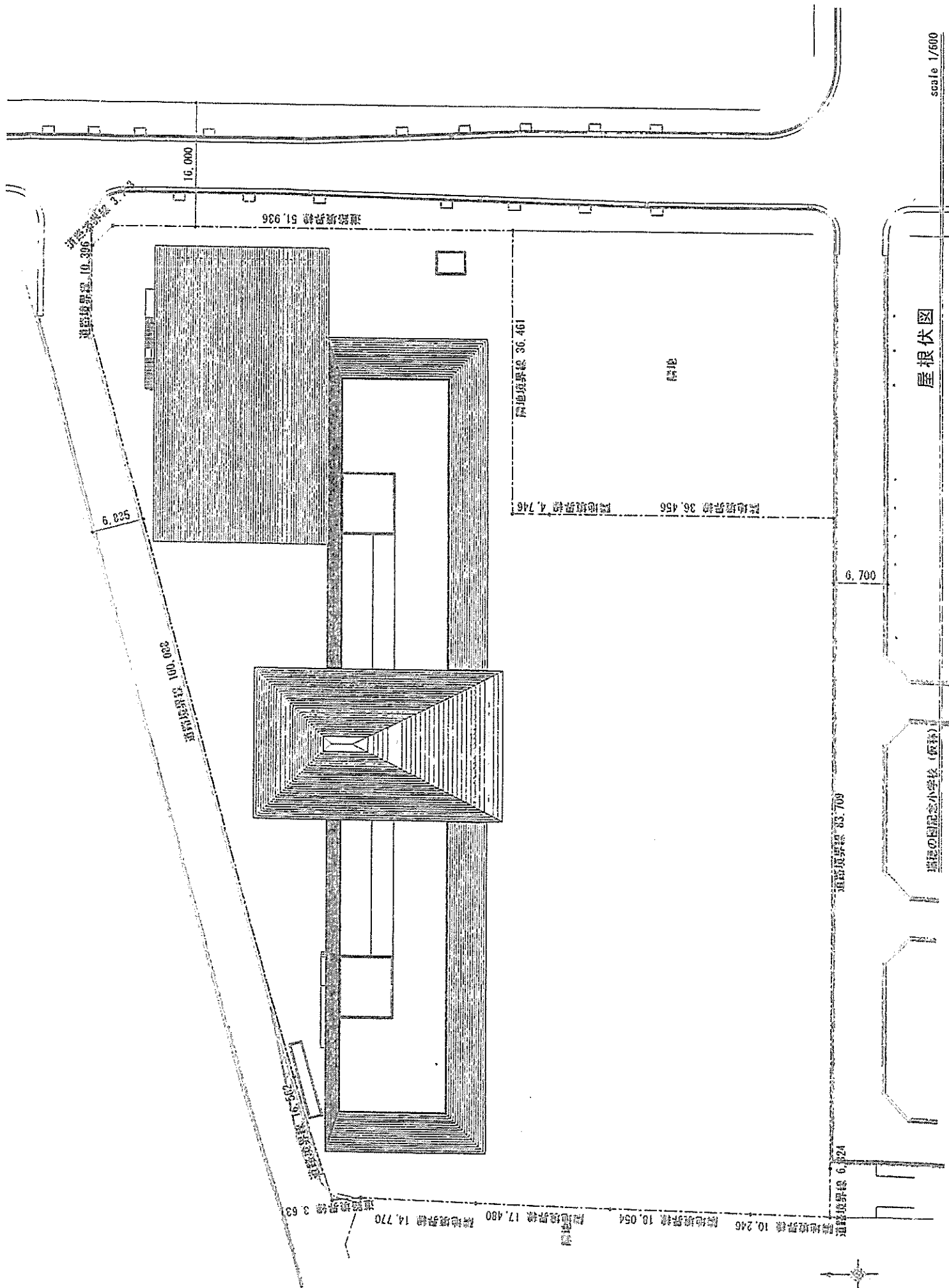
scale 1/600

昭陽的國語堂小學校 (候補)

3 F 平面図

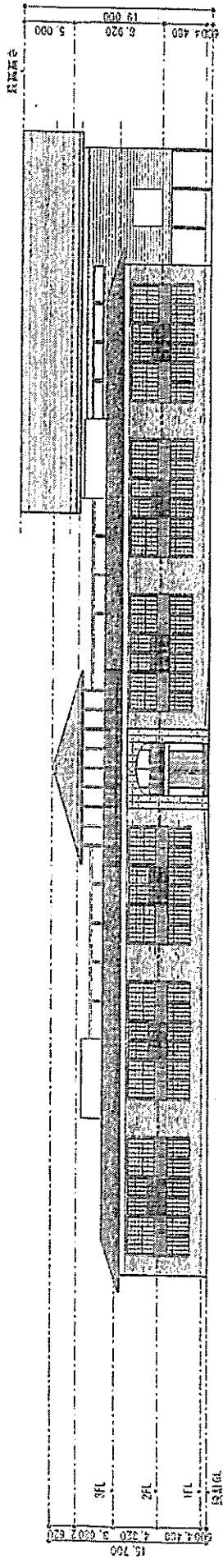
国田地区小学校 (假称)



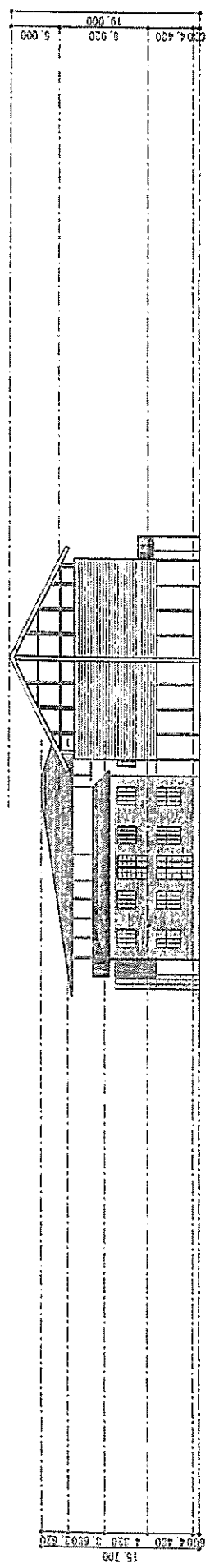


屋根伏図

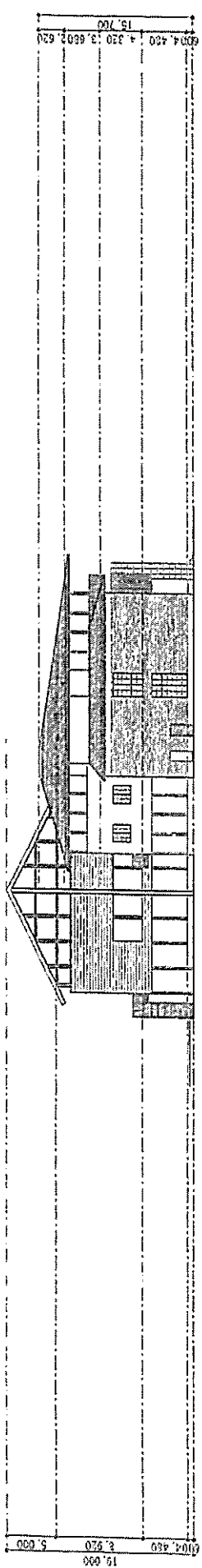
scale 1/600



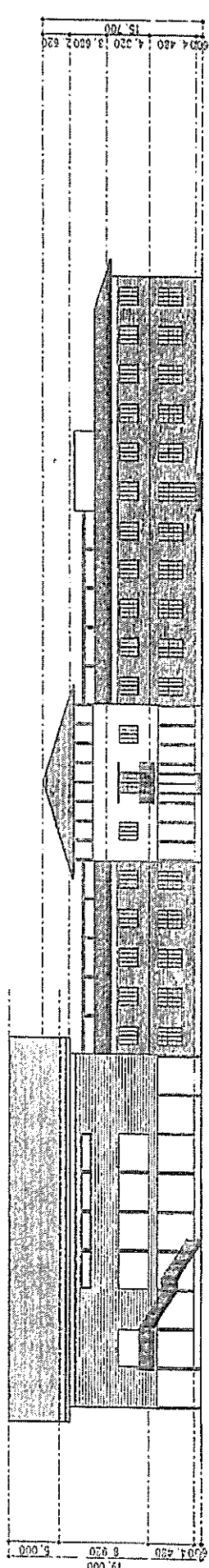
南立面图



东立面图



西立面图



北立面图

立面图

增校の西院小学校(仮称)

scale 1/600

森友学園 新規学校設立案件 収支計画・借入返済計画概要(初年度1,2年生を募集 小学校2クラス)

生徒数 100%

収支計画	(千円)											
	平成27年度 △2期目	平成28年度 △1期目	平成29年度 1期目	平成30年度 2期目	平成31年度 3期目	平成32年度 4期目	平成33年度 5期目	平成34年度 6期目	平成35年度 7期目	平成36年度 8期目	平成37年度 9期目	平成38年度 10期目
精付金収入												
授業料収入			3,400	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
入学費収入		0	52,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
施設費収入		0	26,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
学費収入		0	78,000	126,000	174,000	222,000	270,000	288,000	288,000	288,000	288,000	288,000
教育充実費収入		0	31,200	50,400	69,600	88,800	108,000	115,200	115,200	115,200	115,200	115,200
補助金収入		0	16,800	33,600	50,400	67,200	84,000	100,800	100,800	100,800	100,800	100,800
その他収入(給食代等)		0	15,600	25,200	34,800	44,400	54,000	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600
収入合計A	0	223,000	284,900	378,900	472,100	565,700	611,300	611,300	611,300	611,300	611,300	611,300
教員人件費		0	55,000	72,900	91,555	110,886	130,974	133,594	133,594	133,594	133,594	133,594
職員人件費		0	10,500	14,280	18,571	22,731	23,186	23,186	23,186	23,186	23,186	23,186
随時教員代		0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
教育研究経費支出		0	24,000	28,800	34,560	41,472	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766
管理経費支出	8,000	36,000	24,000	28,800	34,560	41,472	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766
※1管理経費(借地料)	22,750	27,300	11,100	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200
その他支出(給食代等)		0	15,600	25,200	34,800	44,400	54,000	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600
減価償却費			0	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
支払利息												
経費合計B	30,750	63,300	170,260	211,210	298,011	348,438	355,112	355,112	355,112	355,112	355,112	355,112
営業収支(A-B)	△ 30,750	△ 63,300	52,640	73,690	127,259	174,089	217,262	256,188	256,188	256,188	256,188	256,188

3月完成  
1・2年生開校

借入返済計画	(千円)											
	平成27年度 △2期目	平成28年度 △1期目	平成29年度 1期目	平成30年度 2期目	平成31年度 3期目	平成32年度 4期目	平成33年度 5期目	平成34年度 6期目	平成35年度 7期目	平成36年度 8期目	平成37年度 9期目	平成38年度 10期目
自己資金・前年度繰越金	239,000	233,250	489,950	△ 189,250	△ 65,560	111,099	335,788	603,050	909,237	1,215,425	1,521,613	1,827,801
事業収支	△ 30,750	△ 63,300	52,640	73,690	127,259	174,089	217,262	256,188	256,188	256,188	256,188	256,188
事業収支(功損)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
(経償引却)			20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
経費計			△ 500,000									
設備購入・教育機器等												
新設時借付金収入		285,000										
借入金												
返済												
次年度繰越額	239,250	489,950	△ 189,250	△ 65,560	111,099	335,788	603,050	909,237	1,215,425	1,521,613	1,827,801	2,133,989

- 設定条件
1. 1学年2クラス
  2. 1クラス40人
  3. 初年度は1,2年生等 200,000円(初年度のみ)  
※開設年度2年生のみ1クラス25人
  4. 入学校定料20,000円
  5. 入学費400,000円(初年度のみ)
  6. 施設費 200,000円(初年度のみ)
  7. 授業料月額50,000円
  8. 教育充実費 月額20,000円
  9. 補助金収入生徒1人月額210,000円
  10. その他収入(バス代等)は収支ゼロ
11. 教員給与年額550万円  
5期目まで毎年3名増員する。給与は毎年2%アップ
  12. 職員給与年額350万円  
5期目まで生徒数に併せて増員する。2%アップ
  13. 随時教員給与年額200万円
  14. 教育研究経費・管理経費  
月額200万円まで5期目まで毎年20%増加  
借地料は年額2千730万円
  - 27年度は10ヶ月  
土地購入費は1億3千400万円  
1億3千400万円 - 2千730万円(保証金) = 1億670万円  
※1 土地購入費を10年分償、貸利率1%とする。  
※2 1億670万円を10年分償、貸利率1%とする。

森友学園 新規学校設立案件 収支計画・借入返済計画概要(初年度1,2年生を募集 小学校2クラス)

生徒数 100%

収支計画	(千円)											
	平成26年度 △2期目	平成27年度 △1期目	平成28年度 1期目	平成29年度 2期目	平成30年度 3期目	平成31年度 4期目	平成32年度 5期目	平成33年度 6期目	平成34年度 7期目	平成35年度 8期目	平成36年度 9期目	平成37年度 10期目
収入												
補助金収入												
授業料収入	3,400	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
入学費収入	52,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
施設費収入	28,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
学費収入	78,000	120,000	174,000	222,000	270,000	288,000	288,000	288,000	288,000	288,000	288,000	288,000
教員派遣費収入	31,200	50,400	69,600	88,800	108,000	115,200	115,200	115,200	115,200	115,200	115,200	115,200
補助金収入	16,800	33,600	50,400	67,200	84,000	91,200	91,200	91,200	91,200	91,200	91,200	91,200
その他収入(給食代等)	15,600	29,200	34,800	44,400	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000
収入合計A	0	223,000	284,900	370,500	472,100	585,700	611,300	611,300	611,300	611,300	611,300	611,300
借入金収入												
職員人件費	55,000	72,930	91,555	110,855	130,974	133,594	133,594	133,594	133,594	133,594	133,594	133,594
臨時教員代	10,500	14,280	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568
教育研究費支出	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
管理運営費支出	24,000	20,800	20,800	20,800	20,800	20,800	20,800	20,800	20,800	20,800	20,800	20,800
※1管理運営費(借地利)	30,000	24,000	23,800	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
その他支出(給食代等)	23,000	15,600	20,000	25,200	34,800	44,400	44,400	44,400	44,400	44,400	44,400	44,400
減価償却費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
支払利息												
支出合計B	8,000	59,000	192,100	223,010	263,041	309,311	309,311	309,311	309,311	309,311	309,311	309,311
営業収支(A-B)	△ 8,000	△ 59,000	△ 40,900	61,890	115,459	162,289	205,462	244,388	267,388	267,388	267,388	267,388

3月完結  
1~2年生開校

※2土地購入費:750,000

借入返済計画												
	平成26年度 △2期目	平成27年度 △1期目	平成28年度 1期目	平成29年度 2期目	平成30年度 3期目	平成31年度 4期目	平成32年度 5期目	平成33年度 6期目	平成34年度 7期目	平成35年度 8期目	平成36年度 9期目	平成37年度 10期目
自己資金・前年度繰越金	239,000	540,000	20,000	40,800	192,790	359,249	570,538	826,000	1,120,367	1,005,163	1,322,551	1,639,930
事業収支	△ 8,000	△ 59,000	△ 40,900	61,890	115,459	162,289	205,462	244,388	267,388	267,388	267,388	267,388
借入収支(借入金)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
(貸付借入金)												
借入金収入	△ 400,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
借入金収入	△ 90,000	△ 30,000										
新設時借入金収入	287,000											
借入金収入												
返済												
返済総額	540,000	29,000	50,900	192,790	359,249	570,538	826,000	1,120,367	687,775	1,005,163	1,322,551	1,639,930

認定条件

1. 1学年2クラス
  2. 1クラス40人
  3. 初年度は1,2年生募集  
※開校年度2年生のみ1クラス25人
  4. 入学検定料20,000円
  5. 入学金400,000円(初年度のみ)
  6. 施設費200,000円(初年度のみ)
  7. 授業料月額50,000円
  8. 教育充実費月額20,000円
  9. 補助金収入生徒1人年額210,000円
  10. その他収入(給食代等)は収支ゼロ
11. 教員給与年額650万円  
5期目まで毎年3名増員する。給与は毎年2%アップ
  12. 職員給与年額350万円  
5期目まで生徒数に併せて増員する。2%アップ
  13. 臨時教員給与年額200万円
  14. 教育研究費・管理経費  
月額200万円まで5期目まで毎年20%増加
  15. 地代は年額2300万円
- ※1 借地利は算定額ではない。(見積り合わせ後に確定)  
※2 土地購入費は算定額ではない。(見積り合わせ後に確定)

左記収支計画・返済計画概要について、十分に検討を重ねた結果、当該計画概要通りに事業収支及び借入返済が実行されると思われる。

平成27年1月6日

税理士



平成 27 年 度

計 算 書 類

学校法人 森 友 学 園

# 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

学校法人 森友学園  
理事会 御中

公認会計士 谷口光夫 事務所

公認会計士

公認会計士

私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和54年12月19日付け大阪府公告第324号に基づき、学校法人森友学園の平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び適用することが含まれる。

## 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人森友学園の平成28年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 目 次

資金収支計算書	1 頁
資金収支内訳表	5 頁
人件費支出内訳表	7 頁
消費収支計算書	8 頁
消費収支内訳表	10 頁
貸借対照表及び関係諸表	
貸借対照表	12 頁
固定資産明細表	14 頁
借入金明細表	15 頁
基本金明細表	16 頁

## 資金収支計算書

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

(単位 円)

収入の部		予	決	差	異
科	目	算	算		
学生生徒等納付金収入		( 54,350,000)	( 55,122,152)	(△)	272,152)
保育料収入		21,900,000	21,902,300	△	2,300
入園金収入		3,350,000	3,400,000	△	50,000
教育費収入		15,300,000	15,368,000	△	68,000
行事費収入		1,050,000	1,098,580	△	48,580
給食費収入		3,650,000	3,660,550	△	10,550
教材費収入		4,600,000	4,692,722	△	92,722
寄付金収入		( 32,200,000)	( 32,263,566)	(△)	63,566)
特別寄付金収入		28,300,000	28,359,470	△	59,470
一般寄付金収入		3,900,000	3,904,096	△	4,096
補助金収入		( 134,765,700)	( 134,765,700)	( )	0)
国庫補助金		56,448,000	56,448,000		0
大阪府経常費補助金		40,125,000	40,125,000		0
大阪府特別支援教育補助金		12,544,000	12,544,000		0
大阪府預り保育事業補助金		1,450,000	1,450,000		0
就園奨励費補助金		18,438,700	18,438,700		0
大阪市特別支援教育補助金		5,760,000	5,760,000		0
資産運用収入		( 7,780,000)	( 7,833,868)	(△)	53,868)
受取利息・配当金収入		80,000	83,668	△	3,668
施設設備利用料収入		7,700,000	7,750,200	△	50,200
事業収入		( 18,740,000)	( 18,956,621)	(△)	216,621)
用品代収入		5,700,000	5,775,856	△	75,856
スクールバス維持費収入		3,900,000	3,906,500	△	6,500
ホームクラス収入		4,800,000	4,850,765	△	50,765
未就園児保育料収入		2,900,000	2,956,000	△	56,000
未就園児教育費収入		300,000	316,000	△	16,000
未就園児給食費収入		450,000	459,000	△	9,000
未就園児スクールバス収入		190,000	192,500	△	2,500
雑収入		( 2,940,000)	( 2,966,815)	(△)	26,815)
その他の雑収入		2,190,000	2,204,767	△	14,767
団体助成金収入		750,000	762,048	△	12,048
前受金収入		( 4,500,000)	( 4,550,000)	(△)	50,000)
入学金前受金収入		3,900,000	3,950,000	△	50,000
施設利用料前受金収入		600,000	600,000		0
その他の収入		( 342,610,000)	( 342,811,098)	(△)	201,098)
校舎建設引当資産取崩収入		309,000,000	309,090,276	△	90,276
保証金返済収入		140,000	141,750	△	1,750
保険積立金返済収入		5,900,000	5,911,920	△	11,920
前期末未収入金回収収入		3,500,000	3,556,640	△	56,640
立替金回収収入		70,000	76,643	△	6,643
預り金受入収入		24,000,000	24,033,869	△	33,869
資金収入調整勘定		(△) 18,750,000)	(△) 18,780,000)	( )	30,000)
期末未収入金		△ 15,200,000	△ 15,230,000		30,000
前期末前受金		△ 3,550,000	△ 3,550,000		0

1 学校法人 森友学園

(単位 円)

収入の部							
科	目	予	算	決	算	差	異
	前年度繰越支払資金	217,615,074		217,615,074			
	収入の部合計	797,250,774		798,104,894		△	854,120

## 1 学校法人 森友学園

(単位 円)

支出の部	科	目	予	算	決	算	差	異
人件費支出	(	95,500,000)	(	95,390,954)	(	109,046)		
教員人件費支出		65,100,000		65,047,681		52,319		
職員人件費支出		30,400,000		30,343,273		56,727		
教育研究経費支出	(	24,300,000)	(	23,932,270)	(	367,730)		
消耗品費支出		3,500,000		3,459,953		40,047		
光熱水費支出		1,300,000		1,296,697		3,303		
旅費交通費支出		300,000		280,720		19,280		
研究費支出		300,000		793,791		6,209		
車両燃料費支出		600,000		590,667		9,333		
通信運搬費支出		300,000		799,158		342		
行事費支出		3,400,000		3,398,004		1,996		
給食費支出		7,100,000		7,060,732		39,268		
保健衛生費支出		500,000		451,881		48,119		
修繕費支出		1,300,000		1,254,193		45,807		
損害保険料支出		200,000		185,230		14,770		
賃借料支出		1,650,000		1,600,735		49,265		
諸会費支出		250,000		248,470		1,530		
報酬委託手数料支出		2,550,000		2,512,039		37,961		
雑費支出		50,000		0		50,000		
管理経費支出	(	62,450,000)	(	61,912,665)	(	537,335)		
消耗品費支出		1,750,000		1,746,957		3,043		
光熱水費支出		350,000		342,816		7,184		
旅費交通費支出		1,350,000		1,348,637		1,363		
車両燃料費支出		30,000		16,224		13,776		
溜利費支出		650,000		627,357		22,143		
通信運搬費支出		550,000		503,511		46,489		
修繕費支出		100,000		44,875		55,125		
損害保険料支出		3,750,000		3,705,560		44,440		
賃借料支出		23,400,000		23,303,505		91,495		
公租公課支出		430,000		399,780		30,220		
広報費支出		11,900,000		11,814,336		85,664		
諸会費支出		100,000		62,309		37,691		
会議費支出		400,000		393,928		6,072		
渉外費支出		1,800,000		1,767,689		32,311		
報酬委託手数料支出		5,000,000		4,998,040		1,960		
用品代支出		2,300,000		2,281,950		18,050		
スクール維持費支出		6,300,000		6,271,235		28,765		
ホームクラス支出		1,440,000		1,435,976		4,024		
雑費支出		350,000		842,480		7,520		
借入金等利息支出	(	2,250,000)	(	2,227,723)	(	22,277)		
借入金利息支出		2,250,000		2,227,723		22,277		
借入金等返済支出	(	24,552,000)	(	24,552,000)	(	0)		
短期借入金返済支出		24,552,000		24,552,000		0		
施設関係支出	(	309,000,000)	(	309,090,276)	(Δ	90,276)		
建設仮勘定支出		309,000,000		309,090,276	Δ	90,276		
設備関係支出	(	1,100,000)	(	1,096,632)	(	3,368)		
その他の機器備品支出		1,100,000		1,096,632		3,368		
資産運用支出	(	28,400,000)	(	28,359,470)	(	40,530)		
校舎建設引当資産繰入支出		28,400,000		28,359,470		40,530		
その他の支出	(	57,650,000)	(	57,647,266)	(	2,734)		
保証金支払支出		27,300,000		27,300,000		0		
保険積立金支払支出		300,000		257,040		42,960		

(単位 円)

支出の部							
科	目	予	算	決	算	差	異
	前期末未払金支払支出	1,800,000		1,862,413		△	62,413
	預り金支払支出	27,800,000		27,857,216		△	57,216
	立替金支払支出	50,000		1,021			48,979
	貯蔵品支払支出	400,000		369,576			30,424
	予備費	( 0)					
		1,000,000					1,000,000
資金支出調整勘定		(△ 2,500,000)		(△ 2,495,810)		(△	4,190)
期末未払金		△ 2,500,000		△ 2,495,810		△	4,190
	次年度繰越支払資金	193,548,774		196,391,448		△	2,842,674
	支出の部合計	797,250,774		798,104,894		△	854,120

## 資金収支内訳表

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

## 収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
学生生徒等納付金収入		( 0)	( 55,122,152)	( 55,122,152)
保育料収入		0	21,902,300	21,902,300
入園金収入		0	3,400,000	3,400,000
教育費収入		0	15,368,000	15,368,000
行事費収入		0	1,098,580	1,098,580
給食費収入		0	8,660,550	8,660,550
教材費収入		0	4,692,722	4,692,722
寄付金収入		( 28,359,470)	( 3,904,096)	( 32,263,566)
特別寄付金収入		28,359,470	0	28,359,470
一般寄付金収入		0	3,904,096	3,904,096
補助金収入		( 56,448,000)	( 78,317,700)	( 134,765,700)
国庫補助金		56,448,000	0	56,448,000
大阪府経常費補助金		0	40,125,000	40,125,000
大阪府特別支援教育補助金		0	12,544,000	12,544,000
大阪府預り保育事業補助金		0	1,450,000	1,450,000
就園奨励費補助金		0	18,438,700	18,438,700
大阪市特別支援教育補助金		0	5,760,000	5,760,000
資産運用収入		( 0)	( 7,833,868)	( 7,833,868)
受取利息・配当金収入		0	33,668	33,668
施設設備利用料収入		0	7,750,200	7,750,200
事業収入		( 4,423,500)	( 14,533,121)	( 18,956,621)
用品代収入		0	5,775,856	5,775,856
スクールバス維持費収入		0	3,906,500	3,906,500
ホームクラス収入		0	4,850,765	4,850,765
未就園児保育料収入		2,956,000	0	2,956,000
未就園児教育費収入		316,000	0	316,000
未就園児給食費収入		459,000	0	459,000
未就園児スクールバス収入		192,500	0	192,500
雑収入		( 90,000)	( 2,876,815)	( 2,966,815)
その他の雑収入		90,000	2,114,767	2,204,767
団体助成金収入		0	762,048	762,048
収入の部合計		89,320,970	162,587,752	251,908,722



## 支 出 の 部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
人件費支出		( 15,226,385)	( 80,164,569)	( 95,390,954)
教員人件費支出		0	65,047,681	65,047,681
職員人件費支出		15,226,385	15,116,888	30,343,273
教育研究経費支出		( 0)	( 23,932,270)	( 23,932,270)
消耗品費支出		0	3,459,953	3,459,953
光熱水費支出		0	1,296,697	1,296,697
旅費交通費支出		0	280,720	280,720
研究費支出		0	793,791	793,791
車両燃料費支出		0	590,667	590,667
通信運搬費支出		0	799,158	799,158
行事費支出		0	3,398,004	3,398,004
給食費支出		0	7,060,732	7,060,732
保健衛生費支出		0	451,881	451,881
修繕費支出		0	1,254,193	1,254,193
損害保険料支出		0	185,230	185,230
賃借料支出		0	1,600,735	1,600,735
諸会費支出		0	248,470	248,470
報酬委託手数料支出		0	2,512,039	2,512,039
管理経費支出		( 40,369,518)	( 21,543,147)	( 61,912,665)
消耗品費支出		1,619,147	127,810	1,746,957
光熱水費支出		13,642	324,174	342,816
旅費交通費支出		769,787	578,850	1,348,637
車両燃料費支出		16,224	0	16,224
賃借料支出		2,905	624,952	627,857
通信運搬費支出		303,722	199,789	503,511
修繕費支出		37,800	7,075	44,875
損害保険料支出		0	3,705,560	3,705,560
賃借料支出		23,308,505	0	23,308,505
公租公課支出		10,200	389,580	399,780
広報費支出		11,385,424	428,912	11,814,336
諸会費支出		0	62,309	62,309
会議費支出		260,133	133,745	393,928
渉外費支出		465,555	1,302,134	1,767,689
報酬委託手数料支出		2,151,192	2,846,848	4,998,040
用品代支出		0	2,281,950	2,281,950
スクラップ維持費支出		0	6,271,235	6,271,235
ホームクラス支出		0	1,435,976	1,435,976
雑費支出		20,232	822,248	842,480
借入金等利息支出		( 0)	( 2,227,723)	( 2,227,723)
借入金利息支出		0	2,227,723	2,227,723
借入金等返済支出		( 0)	( 24,552,000)	( 24,552,000)
短期借入金返済支出		0	24,552,000	24,552,000
施設関係支出		( 309,090,276)	( 0)	( 309,090,276)
建設仮勘定支出		309,090,276	0	309,090,276
設備関係支出		( 788,832)	( 307,800)	( 1,096,632)
その他の機器備品支出		788,832	307,800	1,096,632
計		365,475,011	152,727,509	518,202,520

## 人件費支出内訳表

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

(単位 円)

科 目	部 門		学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
教員人件費支出			0	65,047,681	65,047,681
本務教員			0	64,175,981	64,175,981
教員本俸			0	37,260,000	37,260,000
期末手当			0	12,620,000	12,620,000
その他の手当			0	4,764,694	4,764,694
所定福利費			0	9,531,287	9,531,287
兼務教員			0	871,700	871,700
職員人件費支出			15,226,385	15,116,888	30,343,273
本務職員			15,203,385	14,247,888	29,451,273
職員本俸			12,350,000	8,937,272	21,287,272
期末手当			0	1,920,000	1,920,000
その他の手当			493,494	1,315,962	1,809,456
所定福利費			2,359,891	2,074,654	4,434,545
兼務職員			23,000	369,000	392,000
計			15,226,385	80,164,569	95,390,954

5

## 消費収支計算書

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

(単位 円)

消費収入の部							
科	目	予	算	決	算	差	異
学生生徒等納付金		(	54,850,000)	(	55,122,152)	(Δ	272,152)
保育料			21,900,000		21,902,300	Δ	2,300
入園金			3,350,000		3,400,000	Δ	50,000
教育費			15,300,000		15,368,000	Δ	68,000
行事費			1,050,000		1,098,580	Δ	48,580
給食費			8,650,000		8,660,550	Δ	10,550
教材費			4,600,000		4,692,722	Δ	92,722
寄付金		(	32,200,000)	(	32,263,566)	(Δ	63,566)
特別寄付金			28,300,000		28,359,470	Δ	59,470
一般寄付金			3,900,000		3,904,096	Δ	4,096
補助金		(	134,765,700)	(	134,765,700)	(	0)
国庫補助金			56,448,000		56,448,000		0
大阪府経常費補助金			40,125,000		40,125,000		0
大阪府特別支援教育補助金			12,544,000		12,544,000		0
大阪府預り保育事業補助金			1,450,000		1,450,000		0
就園奨励費補助金			18,438,700		18,438,700		0
大阪市特別支援教育補助金			5,760,000		5,760,000		0
資産運用収入		(	7,780,000)	(	7,833,868)	(Δ	53,868)
受取利息・配当金			80,000		83,668	Δ	3,668
施設設備利用料			7,700,000		7,750,200	Δ	50,200
事業収入		(	18,740,000)	(	18,956,621)	(Δ	216,621)
用品代收り			5,700,000		5,775,856	Δ	75,856
スクールバス維持費収入			3,900,000		3,906,500	Δ	6,500
ホームクラス収入			4,800,000		4,850,765	Δ	50,765
未就園児保育料収入			2,900,000		2,956,000	Δ	56,000
未就園児教育費収入			800,000		816,000	Δ	16,000
未就園児給食費収入			450,000		459,000	Δ	9,000
未就園児スクールバス収入			190,000		192,500	Δ	2,500
雑収入		(	2,940,000)	(	2,966,815)	(Δ	26,815)
その他の雑収入			2,190,000		2,204,767	Δ	14,767
団体助成金収入			750,000		762,048	Δ	12,048
帰属収入合計			251,275,700		251,908,722	Δ	633,022
基本金組入額合計		Δ	49,100,000	Δ	49,097,702	Δ	2,298
消費収入の部合計			202,175,700		202,811,020	Δ	635,320

(単位 円)

消費支出の部				
科	目	予	決	差
		算	算	異
人件費		( 95,500,000)	( 95,390,954)	( 109,046)
教員人件費		65,100,000	65,047,681	52,319
職員人件費		30,400,000	30,343,273	56,727
教育研究経費		( 31,610,000)	( 31,227,416)	( 382,584)
消耗品費		3,500,000	3,459,953	40,047
光熱水費		1,300,000	1,296,697	3,303
旅費交通費		300,000	280,720	19,280
研究費		300,000	793,791	6,209
車輛燃料費		600,000	590,667	9,333
通信運搬費		300,000	799,158	842
行事費		3,400,000	3,398,004	1,996
給食費		7,100,000	7,060,732	39,268
保健衛生費		500,000	451,881	48,119
修繕費		1,300,000	1,254,193	45,807
損害保険料		200,000	135,230	14,770
賃借料		1,650,000	1,600,735	49,265
諸会費		250,000	248,470	1,530
報酬委託手数料		2,550,000	2,512,039	37,961
建物減価償却額		6,900,000	6,893,579	6,421
構築物減価償却額		50,000	43,000	7,000
教育用機器減価償却額		360,000	358,567	1,433
雑費		50,000	0	50,000
管理経費		( 64,040,000)	( 63,497,359)	( 542,641)
消耗品費		1,750,000	1,746,957	3,043
光熱水費		350,000	342,816	7,184
旅費交通費		1,350,000	1,348,637	1,363
車輛燃料費		30,000	16,224	13,776
溜利費		650,000	627,857	22,143
通信運搬費		550,000	503,511	46,489
修繕費		100,000	44,375	55,125
損害保険料		3,750,000	3,705,560	44,440
賃借料		23,400,000	23,308,505	91,495
公租公課		430,000	399,780	30,220
広報費		11,900,000	11,814,336	85,664
諸会費		100,000	62,309	37,691
会議費		400,000	393,928	6,072
渉外費		1,800,000	1,767,689	32,311
報酬委託手数料		5,000,000	4,998,040	1,960
用品代支出		2,300,000	2,281,950	18,050
スクールバス維持費支出		6,300,000	6,271,235	28,765
ホームクラス支出		1,440,000	1,435,976	4,024
その他機器減価償却額		830,000	827,010	2,990
車輛減価償却額		760,000	757,684	2,316
雑費		850,000	842,480	7,520
借入金等利息		( 2,250,000)	( 2,227,723)	( 22,277)
借入金利息		2,250,000	2,227,723	22,277
予備費		( 0)		
		1,000,000		1,000,000
消費支出の部合計		194,400,000	192,343,452	2,056,548
当年度消費収入超過額		7,775,700	10,467,563	
前年度繰越消費収入超過額		52,195,316	52,195,316	
翌年度繰越消費収入超過額		59,971,016	62,662,884	

## 消費収支内訳表

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

## 消費収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
学生生徒等納付金		( 0)	( 55,122,152)	( 55,122,152)
保育料		0	21,902,300	21,902,300
入園金		0	3,400,000	3,400,000
教育費		0	15,368,000	15,368,000
行事費		0	1,098,580	1,098,580
給食費		0	3,660,550	3,660,550
教材費		0	4,692,722	4,692,722
寄付金		( 28,359,470)	( 3,904,096)	( 32,263,566)
特別寄付金		28,359,470	0	28,359,470
一般寄付金		0	3,904,096	3,904,096
補助金		( 56,448,000)	( 78,317,700)	( 134,765,700)
国庫補助金		56,448,000	0	56,448,000
大阪府経常費補助金		0	40,125,000	40,125,000
大阪府特別支援教育補助金		0	12,544,000	12,544,000
大阪府預り保育事業補助金		0	1,450,000	1,450,000
就園奨励費補助金		0	18,438,700	18,438,700
大阪市特別支援教育補助金		0	5,760,000	5,760,000
資産運用収入		( 0)	( 7,833,868)	( 7,833,868)
受取利息・配当金		0	83,668	83,668
施設設備利用料		0	7,750,200	7,750,200
事業収入		( 4,423,500)	( 14,533,121)	( 18,956,621)
用品代收り		0	5,775,856	5,775,856
スクールバス維持費収入		0	3,906,500	3,906,500
ホームクラス収入		0	4,850,765	4,850,765
未就園児保育料収入		2,956,000	0	2,956,000
未就園児教育費収入		316,000	0	316,000
未就園児給食費収入		459,000	0	459,000
未就園児スクールバス収入		192,500	0	192,500
雑収入		( 90,000)	( 2,876,815)	( 2,966,815)
その他の雑収入		90,000	2,114,767	2,204,767
団体助成金収入		0	762,048	762,048
帰属収入合計		89,320,970	162,587,752	251,908,722
基本金組入額合計		△ 29,148,302	△ 19,949,400	△ 49,097,702
消費収入の部合計		60,172,668	142,638,352	202,811,020

## 消費支出の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	緑 本 幼 稚 園	総 合 計
人件費		( 15,226,385)	( 80,164,569)	( 95,390,954)
教員人件費		0	65,047,681	65,047,681
職員人件費		15,226,385	15,116,888	30,343,273
教育研究経費		( 0)	( 31,227,416)	( 31,227,416)
消耗品費		0	3,459,953	3,459,953
光熱水費		0	1,296,697	1,296,697
旅費交通費		0	280,720	280,720
研究費		0	793,791	793,791
車輛燃料費		0	590,667	590,667
通信運搬費		0	799,158	799,158
行事費		0	3,398,004	3,398,004
給食費		0	7,060,732	7,060,732
保健衛生費		0	451,881	451,881
修繕費		0	1,254,193	1,254,193
損害保険料		0	185,230	185,230
賃借料		0	1,600,735	1,600,735
諸会費		0	248,470	248,470
報酬委託手数料		0	2,512,039	2,512,039
建物減価償却額		0	6,893,579	6,893,579
構築物減価償却額		0	43,000	43,000
教育用機器減価償却額		0	358,567	358,567
管理経費		( 40,527,284)	( 22,970,075)	( 63,497,359)
消耗品費		1,619,147	127,810	1,746,957
光熱水費		18,642	324,174	342,816
旅費交通費		769,787	578,850	1,348,637
車輛燃料費		16,224	0	16,224
福利費		2,905	624,952	627,857
通信運搬費		303,722	199,789	503,511
修繕費		37,800	7,075	44,875
損害保険料		0	3,705,560	3,705,560
賃借料		23,308,505	0	23,308,505
公租公課		10,200	389,580	399,780
広報費		11,385,424	428,912	11,814,336
諸会費		0	62,309	62,309
会議費		260,183	133,745	393,928
渉外費		465,555	1,302,134	1,767,689
報酬委託手数料		2,151,192	2,846,848	4,998,040
用品代支出		0	2,281,950	2,281,950
スクールバス維持費支出		0	6,271,235	6,271,235
ホームクラス支出		0	1,435,976	1,435,976
その他機器減価償却額		157,766	669,244	827,010
車輛減価償却額		0	757,684	757,684
雑費		20,232	822,248	842,480
借入金等利息		( 0)	( 2,227,723)	( 2,227,723)
借入金利息		0	2,227,723	2,227,723
消費支出の部合計		55,753,669	136,589,733	192,343,452

貸借対照表  
平成28年3月31日現在

(単位 円)

資産の部		本年度末	前年度末	増	減
科	目				
固定資産		954,244,475	912,164,843		42,079,632
有形固定資産		813,776,995	512,469,927		301,307,068
土地		240,090,721	240,090,721		0
建物		243,915,275	250,808,854	△	6,893,579
構築物		71,667	114,667	△	43,000
教育研究用機器備品		717,667	1,076,234	△	358,567
その他の機器備品		4,169,915	3,900,293		269,622
車両		1,695,724	2,453,403	△	757,684
建設仮勘定		323,116,026	14,025,750		309,090,276
その他の固定資産		140,467,430	399,694,916	△	259,227,436
電話加入権		214,322	214,322		0
小学校舎建設引当特定資産		112,953,158	393,683,964	△	280,730,806
保証金		27,300,000	141,750		27,158,250
保険積立金		0	5,654,830	△	5,654,830
流動資産		212,979,114	222,235,426	△	9,256,312
現金及び預金		196,391,448	217,615,074	△	21,223,626
未収入金		15,230,000	3,556,640		11,673,360
貯蔵品		1,356,645	987,069		369,576
立替金		1,021	76,643	△	75,622
資産の部合計		1,167,223,589	1,134,400,269		32,823,320
負債の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
固定負債		249,522,000	274,074,000	△	24,552,000
長期借入金		246,022,000	270,574,000	△	24,552,000
預り保証金		3,500,000	3,500,000		0
流動負債		37,860,797	40,050,747	△	2,189,950
短期借入金		24,552,000	24,552,000		0
未払金		2,495,810	1,862,413		633,397
入学金前受金		3,950,000	3,050,000		900,000
施設利用料前受金		600,000	500,000		100,000
預り金		6,262,987	10,086,334	△	3,823,347
負債の部合計		287,382,797	314,124,747	△	26,741,950
基本金の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
第1号基本金		691,224,750	361,396,242		329,828,508
第2号基本金		112,953,158	393,683,964	△	280,730,806
第4号基本金		13,000,000	13,000,000		0
基本金の部合計		817,177,908	768,080,206		49,097,702
消費収支差額の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
翌年度繰越消費収入超過額		62,662,884	52,195,316		10,467,568
消費収支差額の部合計		62,662,884	52,195,316		10,467,568
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計		1,167,223,589	1,134,400,269		32,823,320

注記事項

1. 重要な会計方針

・引当金の計上基準

退職給与引当金

期末要支給額 32,700,731円 は私学退職金財団よりの交付金額と同額であるため  
退職給与引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等

なし

3. 減価償却額の累計額の合計額

93,567,944 円

4. 徴収下能引当金の合計額

0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 240,090,721 円

建物 243,915,275 円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

216,334,511 円

7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

なし



# 固定資産明細表

自平成27年4月1日 至平成28年3月31日

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要
有形固定資産							
土地	240,090,721	0	0	240,090,721	0	240,090,721	
建物	313,344,500	0	0	313,344,500	69,429,225	243,915,275	
構築物	430,000	0	0	430,000	358,333	71,667	
教育研究用機器備品	9,524,308	0	0	9,524,308	8,806,641	717,667	
その他の機器備品	9,866,167	1,096,632	0	10,962,799	6,792,884	4,169,915	
車輛	9,876,585	0	0	9,876,585	8,180,861	1,695,724	
建設仮勘定	14,025,750	309,090,276	0	323,116,026	0	323,116,026	※1
計	597,158,031	310,186,908	0	907,344,939	93,567,944	813,776,995	
その他の固定資産							
電話加入権	214,322	0	0	214,322	0	214,322	
保証金	141,750	27,300,000	141,750	27,300,000	0	27,300,000	※2
保険積立金	5,654,880	0	5,654,880	0	0	0	
小学校舎建設引当特定資産	393,683,964	28,359,470	309,090,276	112,953,158	0	112,953,158	※3
計	399,694,916	55,659,470	314,886,906	140,467,480	0	140,467,480	
合計	996,852,947	365,846,378	314,886,906	1,047,812,419	93,567,944	954,244,475	

※1 小学校舎建設費用 ¥309,090,276

※2 小学校用地保証金 ¥27,300,000

※3 小学校舎建設引当特定資産繰入額 ¥28,359,470

小学校舎建設引当特定資産取崩額 ¥309,090,276

借入金明細表  
自平成27年4月1日至平成28年3月31日

(単位:円)

借入先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率	返済期限	摘要	
長期借入金	公的金融機関	-	-	-	-	-			
		-	-	-	-	-			
	市中金融機関	123,760,000	-	※12,480,000	111,280,000	0.625%	平成38年2月	(施設費) 土地・建物根抵当	
		146,814,000	-	※12,072,000	134,742,000	0.625%	平成40年5月		
	小計								
	その他								
	小計	270,574,000	0	※24,552,000	246,022,000				
	計	270,574,000	0	※24,552,000	246,022,000				
	短期借入金	公的金融機関	-	-	-	-	-		
-			-	-	-	-			
市中金融機関		-	-	-	-	-			
		-	-	-	-	-			
その他		-	-	-	-	-			
		-	-	-	-	-			
返済期限が一年以内の長期借入金	24,552,000	※24,552,000	24,552,000	24,552,000					
計	24,552,000	※24,552,000	24,552,000	24,552,000					
合計	295,126,000	0	※24,552,000	270,574,000					

# 基本金明細表

自平成27年4月1日 至平成28年3月31日

(単位:円)

事項	要組入額	組入額	未組入額	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	597,372,353	361,396,242	235,976,111	
当期組入高				
設備取得高				
(1) 土地				
借入金返済額		12,441,600	△ 12,441,600	
計	0	12,441,600	△ 12,441,600	
(2) 建物				
借入金返済額		7,200,000	△ 7,200,000	
計	0	7,200,000	△ 7,200,000	
(3) その他の機器備品				
学校法人取得	788,832	788,832		
塚本幼稚園取得	307,800	307,800		
計	1,096,632	1,096,632	0	
(4) 建設仮勘定				
瑞徳の園記念小學院校舎建設	309,090,276	0		
第2号基本金から振替		309,090,276		
計	309,090,276	309,090,276	0	
小計	310,186,908	329,828,508	△ 19,641,600	
当期末残高	907,559,261	691,224,750	216,334,511	
第2号基本金				
前期繰越高	-	393,683,964	-	
当期組入高				
瑞徳の園記念小學院校舎建設資金	-	28,359,470	-	
第1号基本金への振替	-	△ 309,090,276	-	
計	-	△ 280,730,806	-	
当期末残高	-	112,953,158	-	
第4号基本金				
前期繰越高	13,000,000	13,000,000	0	
当期組入高	0	0	0	
当期末残高	13,000,000	13,000,000	0	
合計				
前期繰越高		768,080,206	235,976,111	
当期組入高		49,097,702	△ 19,641,600	
当期末残高		817,177,908	216,334,511	

第2号基本金の組入れに係る計画表

計画の名称		瑞穂の國記念小学院校舎建設資金		(単位:円)		
固定資産の取得計画及び基本金組入れ計画の決定機関及び決定年月日	決定機関	当初決定の年月日	変更決定年月日	摘 要		
	理事会 評議会	平成26年4月21日 平成26年4月21日	平成27年5月6日 平成27年5月6日	所意見込総額の増額(10億円から18億円へ)。		
固定資産の取得計画及びその実行状況	取得予定 固定資産 (種類)	取得予定 年 度	取得年度	取得額	第2号基本金から 第1号基本金への 振替額	摘 要
	小学校 校舎2棟	平成27~28年度	平成27年度	309,090,276	309,090,276	
基本金組入れ計画及びその実行状況	組入計画年度	組入予定額	組 入 額	計	計	所意見込総額 18億円
	過年度分(平成26年度) 平成27年度	300,000,000 200,000,000 500,000,000	393,683,964 28,359,470 422,043,434			
	計	計	計	計	計	第2号基本金当期末残高 112,953,158円

平成 26 年 度

計 算 書 類

学校法人 森 友 学 園

# 独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

学校法人 森友学園  
理事會 御中

公認会計士 谷口光夫事務所

公認会計士

公認会計士

私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和54年12月19日付け大阪府公告第324号に基づき、学校法人森友学園の平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人森友学園の平成27年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

目 次

資金収支計算書	1 頁
資金収支内訳書	4 頁
人件費支出内訳表	6 頁
消費収支計算書	7 頁
消費収支内訳表	9 頁
貸借対照表及び関係諸表	
貸借対照表	11 頁
固定資産明細表	13 頁
借入金明細表	14 頁
基本金明細表	15 頁

## 資金収支計算書

平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで

(単位 円)

収入の部				
科	目	予	決	差
		算	算	異
学生生徒等納付金収入		( 59,800,000)	( 60,015,688)	(Δ 215,688)
保育料収入		25,500,000	25,529,800	Δ 29,800
入園金収入		3,200,000	3,250,000	Δ 50,000
教育費収入		18,500,000	18,512,000	Δ 12,000
行事費収入		1,500,000	1,501,590	Δ 1,590
給食費収入		11,000,000	11,078,686	Δ 78,686
教材費収入		100,000	143,612	Δ 43,612
寄付金収入		( 397,000,000)	( 397,103,904)	(Δ 103,904)
特別寄付金収入		393,600,000	393,683,964	Δ 83,964
一般寄付金収入		3,400,000	3,419,940	Δ 19,940
補助金収入		( 73,448,800)	( 73,448,800)	( 0)
大阪府経常費補助金		35,907,000	35,907,000	0
大阪府特別支援教育補助金		10,976,000	10,976,000	0
就園奨励費補助金		23,116,200	23,116,200	0
大阪市特別支援教育補助金		3,449,600	3,449,600	0
資産運用収入		( 6,750,000)	( 6,778,576)	(Δ 28,576)
受取利息・配当金収入		50,000	50,686	Δ 686
施設設備利用料収入		6,700,000	6,727,940	Δ 27,940
事業収入		( 17,900,000)	( 18,020,006)	(Δ 120,006)
用品代収入		7,500,000	7,528,390	Δ 28,390
クラブ維持費収入		4,900,000	4,940,530	Δ 40,530
ホームクラス収入		3,100,000	3,119,386	Δ 19,386
未就園児保育料収入		1,900,000	1,919,200	Δ 19,200
未就園児教育費収入		500,000	512,000	Δ 12,000
雑収入		( 2,100,000)	( 2,281,187)	(Δ 181,187)
その他の雑収入		300,000	391,607	Δ 91,607
団体助成金収入		1,800,000	1,889,580	Δ 89,580
前受金収入		( 3,500,000)	( 3,550,000)	(Δ 50,000)
入学金前受金収入		3,000,000	3,050,000	Δ 50,000
施設利用料前受金収入		500,000	500,000	0
その他の収入		( 28,018,000)	( 28,097,605)	(Δ 79,605)
出資金返済収入		30,000	30,000	0
前期末未収入金回収収入		138,000	138,000	0
立替金回収収入		350,000	352,586	Δ 2,586
預り金受入収入		27,500,000	27,577,019	Δ 77,019
資金収入調整勘定		(Δ 7,150,000)	(Δ 7,206,640)	( 56,640)
期末未収入金		Δ 3,500,000	Δ 3,556,640	56,640
前期末前受金		Δ 3,650,000	Δ 3,650,000	0
前年度繰越支払資金		240,129,206	240,129,206	
収入の部合計		821,496,006	822,218,332	Δ 722,326



(単位 円)

支出の部				
科	目	予	決	差
		算	算	異
人件費支出		( 85,200,000)	( 85,103,269)	( 96,731)
教員人件費支出		61,900,000	61,867,860	32,140
職員人件費支出		23,300,000	23,235,409	64,591
教育研究経費支出		( 27,900,000)	( 27,467,413)	( 432,587)
消耗品費支出		3,600,000	3,575,616	24,384
光熱水費支出		1,400,000	1,375,352	24,648
旅費交通費支出		450,000	428,052	21,948
研究費支出		750,000	705,636	44,364
車輛燃料費支出		750,000	717,192	32,808
通信運搬費支出		950,000	929,490	20,510
行事費支出		4,800,000	4,738,889	61,111
給食費支出		9,000,000	8,971,761	28,239
保健衛生費支出		500,000	466,091	33,909
修繕費支出		300,000	286,341	13,659
損害保険料支出		200,000	189,340	10,660
賃借料支出		2,300,000	2,290,258	9,742
諸会費支出		300,000	250,635	49,365
報酬委託手数料支出		2,550,000	2,538,440	11,560
雑費支出		50,000	4,320	45,680
管理経費支出		( 33,840,000)	( 33,075,944)	( 764,056)
消耗品費支出		1,200,000	1,147,219	52,781
光熱水費支出		400,000	343,838	56,162
旅費交通費支出		2,450,000	2,434,496	15,504
福利費支出		600,000	556,829	43,171
通信運搬費支出		340,000	335,769	4,231
修繕費支出		150,000	141,945	8,055
損害保険料支出		1,050,000	1,020,000	30,000
賃借料支出		50,000	40,000	10,000
公租公課支出		350,000	306,320	43,680
広報費支出		2,100,000	2,054,000	46,000
諸会費支出		300,000	227,167	72,833
会議費支出		350,000	804,535	45,465
渉外費支出		2,000,000	1,927,629	72,371
報酬委託手数料支出		12,400,000	12,339,887	60,113
用品代支出		1,800,000	1,742,320	57,680
クラブ維持費支出		6,450,000	6,411,131	38,869
ホームクラス支出		400,000	387,251	12,749
雑費支出		950,000	855,608	94,392
借入金等利息支出		( 2,950,000)	( 2,901,816)	( 48,184)
借入金利息支出		2,950,000	2,901,816	48,184
借入金等返済支出		( 24,552,000)	( 24,552,000)	( 0)
短期借入金返済支出		24,552,000	24,552,000	0
施設関係支出		( 13,000,000)	( 12,960,000)	( 40,000)
建設仮勘定支出		13,000,000	12,960,000	40,000
資産運用支出		( 393,600,000)	( 393,683,964)	( 83,964)
校舎建設引当資産繰入支出		393,600,000	393,683,964	83,964
その他の支出		( 26,839,000)	( 26,721,265)	( 117,735)
保険積立金支払支出		1,100,000	1,028,160	71,840
前期末未払金支払支出		4,439,000	4,439,017	17
預り金支払支出		21,200,000	21,177,445	22,555
立替金支払支出		100,000	76,643	23,357

1 学校法人 森友学園

支出の部		(単位 円)		
科	目	予	決	差
		算	算	異
予備費		( 0) 1,000,000		1,000,000
資金支出調整勘定		(△	(△	(
期末未払金		1,800,000)	1,862,413)	62,413)
		△	△	△
		1,800,000	1,862,413	62,413
次年度繰越支払資金		214,415,006	217,615,074	△
支出の部合計		821,496,006	822,218,332	△
				722,326

資金収支内訳表

平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで

収入の部

(単位 円)

部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
科 目			
学生生徒等納付金収入	( 0)	( 60,015,688)	( 60,015,688)
保育料収入	0	25,529,800	25,529,800
入園金収入	0	3,250,000	3,250,000
教育費収入	0	18,512,000	18,512,000
行事費収入	0	1,501,590	1,501,590
給食費収入	0	11,078,686	11,078,686
教材費収入	0	143,612	143,612
寄付金収入	( 393,683,964)	( 3,419,940)	( 397,103,904)
特別寄付金収入	393,683,964	0	393,683,964
一般寄付金収入	0	3,419,940	3,419,940
補助金収入	( 0)	( 73,448,800)	( 73,448,800)
大阪府経常費補助金	0	35,907,000	35,907,000
大阪府特別支援教育補助金	0	10,976,000	10,976,000
就園奨励費補助金	0	23,116,200	23,116,200
大阪市特別支援教育補助金	0	3,449,600	3,449,600
資産運用収入	( 0)	( 6,778,576)	( 6,778,576)
受取利息・配当金収入	0	50,636	50,636
施設設備利用料収入	0	6,727,940	6,727,940
事業収入	( 2,431,200)	( 15,588,806)	( 18,020,006)
用品代収入	0	7,528,890	7,528,890
スクールバス維持費収入	0	4,940,530	4,940,530
ホームクラス収入	0	3,119,386	3,119,386
未就園児保育料収入	1,919,200	0	1,919,200
未就園児教育費収入	512,000	0	512,000
雑収入	( 0)	( 2,281,187)	( 2,281,187)
その他の雑収入	0	391,607	391,607
団体助成金収入	0	1,889,580	1,889,580
収入の部合計	396,115,164	161,532,997	557,648,161

支出の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
人件費支出		( 113,000)	( 84,990,269)	( 85,103,269)
教員人件費支出		0	61,867,860	61,867,860
職員人件費支出		113,000	23,122,409	23,235,409
教育研究経費支出		( 0)	( 27,467,413)	( 27,467,413)
消耗品費支出		0	3,575,616	3,575,616
光熱水費支出		0	1,375,352	1,375,352
旅費交通費支出		0	423,052	423,052
研究費支出		0	705,636	705,636
車両燃料費支出		0	717,192	717,192
通信運搬費支出		0	929,490	929,490
行事費支出		0	4,738,839	4,738,839
給食費支出		0	8,971,761	8,971,761
保健衛生費支出		0	466,091	466,091
修繕費支出		0	286,341	286,341
損害保険料支出		0	189,340	189,340
貸借料支出		0	2,290,258	2,290,258
諸会費支出		0	250,635	250,635
報酬委託手数料支出		0	2,533,440	2,533,440
雑費支出		0	4,320	4,320
管理経費支出		( 13,743,824)	( 19,332,120)	( 33,075,944)
消耗品費支出		627,480	519,739	1,147,219
光熱水費支出		0	343,838	343,838
旅費交通費支出		2,093,424	336,072	2,434,496
福利費支出		0	556,829	556,829
通信運搬費支出		103,397	232,372	335,769
修繕費支出		0	141,945	141,945
損害保険料支出		0	1,020,000	1,020,000
貸借料支出		40,000	0	40,000
公租公課支出		0	306,320	306,320
広報費支出		1,114,800	939,200	2,054,000
諸会費支出		0	227,167	227,167
会誌費支出		210,571	593,964	804,535
渉外費支出		0	1,927,629	1,927,629
報酬委託手数料支出		9,536,300	2,303,587	12,339,887
用品代支出		0	1,742,320	1,742,320
ワーキング維持費支出		0	6,411,131	6,411,131
ホームクラス支出		0	387,251	387,251
雑費支出		12,852	842,756	855,608
借入金等利息支出		( 0)	( 2,901,316)	( 2,901,316)
借入金利息支出		0	2,901,316	2,901,316
施設関係支出		( 12,960,000)	( 0)	( 12,960,000)
建設仮勘定支出		12,960,000	0	12,960,000
計		26,816,324	134,691,613	161,503,442

人件費支出内訳表

平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 台 計
教員人件費支出		0	61,867,860	61,867,860
本務教員		0	59,874,610	59,874,610
教員本俸		0	37,850,000	37,850,000
期末手当		0	9,320,000	9,320,000
その他の手当		0	4,828,452	4,828,452
所定福利費		0	7,876,158	7,876,158
兼務教員		0	1,993,250	1,993,250
職員人件費支出		113,000	23,122,409	23,235,409
本務職員		0	22,753,409	22,753,409
職員本俸		0	16,009,000	16,009,000
期末手当		0	1,760,000	1,760,000
その他の手当		0	1,653,117	1,653,117
所定福利費		0	3,331,292	3,331,292
兼務職員		113,000	369,000	482,000
計		113,000	84,990,269	85,103,269

## 消費収支計算書

平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで

消費収入の部		(単位 円)		
科 目	予 算	決 算	差 異	
学生生徒等納付金	( 59,800,000)	( 60,015,688)	(△)	215,688
保育料	25,500,000	25,529,800	△	29,800
入園金	3,200,000	3,250,000	△	50,000
教育費	18,500,000	18,512,000	△	12,000
行事費	1,500,000	1,501,590	△	1,590
給食費	11,000,000	11,078,686	△	78,686
教材費	100,000	143,612	△	43,612
寄付金	( 397,000,000)	( 397,103,904)	(△)	103,904
特別寄付金	393,600,000	393,633,964	△	33,964
一般寄付金	3,400,000	3,419,940	△	19,940
補助金	( 73,448,800)	( 73,448,800)	( )	0
大阪府経常費補助金	35,907,000	35,907,000		0
大阪府特別支援教育補助金	10,976,000	10,976,000		0
就園奨励費補助金	23,116,200	23,116,200		0
大阪市特別支援教育補助金	3,449,600	3,449,600		0
資産運用収入	( 6,750,000)	( 6,778,576)	(△)	28,576
受取利息・配当金	50,000	50,636	△	636
施設設備利用料	6,700,000	6,727,940	△	27,940
事業収入	( 17,900,000)	( 18,020,006)	(△)	120,006
用品代収入	7,500,000	7,523,890	△	23,890
クラブ維持費収入	4,900,000	4,940,530	△	40,530
ホームクラス収入	3,100,000	3,119,386	△	19,386
未就園児保育料収入	1,900,000	1,919,200	△	19,200
未就園児教育費収入	500,000	512,000	△	12,000
雑収入	( 2,100,000)	( 2,281,137)	(△)	181,137
その他の雑収入	300,000	391,607	△	91,607
団体助成金収入	1,800,000	1,889,530	△	89,530
帰属収入合計	556,993,800	557,648,161	△	654,361
基本金組入額合計	△ 426,200,000	△ 426,285,564	△	85,564
消費収入の部合計	130,793,800	131,362,597	△	568,797

(単位 円)

消費支出の部							
科	目	予	算	決	算	差	異
人件費		(	85,200,000)	(	85,103,269)	(	96,731)
教員人件費			61,900,000		61,867,860		32,140
職員人件費			23,300,000		23,235,409		64,591
教育研究経費		(	35,500,000)	(	35,008,638)	(	-491,362)
消耗品費			3,600,000		3,575,616		24,384
光熱水費			1,400,000		1,375,352		24,648
旅費交通費			450,000		428,052		21,948
研究費			750,000		705,636		44,364
車輛燃料費			750,000		717,192		32,808
通信運搬費			950,000		929,490		20,510
行事費			4,300,000		4,738,889		61,111
給食費			9,000,000		8,971,761		28,239
保健衛生費			500,000		466,091		33,909
修繕費			300,000		286,341		13,659
損害保険料			200,000		189,340		10,660
賃借料			2,300,000		2,290,258		9,742
諸会費			300,000		250,635		49,365
報酬委託手数料			2,550,000		2,538,440		11,560
建物減価償却額			6,900,000		6,893,579		6,421
構築物減価償却額			50,000		-3,000		7,000
教育用機器減価償却額			650,000		604,646		45,354
雑費			50,000		4,320		45,680
管理経費		(	35,490,000)	(	34,646,778)	(	843,222)
消耗品費			1,200,000		1,147,219		52,781
光熱水費			400,000		343,838		56,162
旅費交通費			2,450,000		2,434,496		15,504
福利費			600,000		556,829		43,171
通信運搬費			340,000		335,769		4,231
修繕費			150,000		141,945		8,055
損害保険料			1,050,000		1,020,000		30,000
賃借料			50,000		40,000		10,000
公租公課			350,000		306,320		43,680
広報費			2,100,000		2,054,000		46,000
諸会費			300,000		227,167		72,833
会議費			350,000		304,535		45,465
渉外費			2,000,000		1,927,629		72,371
報酬委託手数料			12,400,000		12,339,887		60,113
用品代支出			1,300,000		1,742,320		57,680
スクールバス維持費支出			6,450,000		6,411,131		38,869
ホームクラス支出			400,000		387,251		12,749
その他機器減価償却額			850,000		813,150		36,850
車輛減価償却額			300,000		757,684		42,316
雑費			950,000		855,608		94,392
借入金等利息		(	2,950,000)	(	2,901,816)	(	48,184)
借入金利息			2,950,000		2,901,816		48,184
予備費		(	0)				
			1,000,000				1,000,000
消費支出の部合計			160,140,000		157,660,501		2,479,499
当年度消費収入超過額		△	29,341,200	△	26,297,904		
前年度繰越消費収入超過額			78,493,220		78,493,220		
翌年度繰越消費収入超過額			49,152,020		52,195,316		

消費収支内訳表

平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで

消費収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
学生生徒等納付金		( 0 )	( 60,015,688 )	( 60,015,688 )
保育料		0	25,529,800	25,529,800
入園金		0	3,250,000	3,250,000
教育費		0	18,512,000	18,512,000
行事費		0	1,501,590	1,501,590
給食費		0	11,078,686	11,078,686
教材費		0	143,612	143,612
寄付金		( 393,683,964 )	( 3,419,940 )	( 397,103,904 )
特別寄付金		393,683,964	0	393,683,964
一般寄付金		0	3,419,940	3,419,940
補助金		( 0 )	( 73,448,800 )	( 73,448,800 )
大阪府経常費補助金		0	35,907,000	35,907,000
大阪府特別支援教育補助金		0	10,976,000	10,976,000
就園奨励費補助金		0	23,116,200	23,116,200
大阪市特別支援教育補助金		0	3,449,600	3,449,600
資産運用収入		( 0 )	( 6,778,576 )	( 6,778,576 )
受取利息・配当金		0	50,636	50,636
施設設備利用料		0	6,727,940	6,727,940
事業収入		( 2,431,200 )	( 15,588,806 )	( 18,020,006 )
用品代収入		0	7,528,890	7,528,890
スクールバス維持費収入		0	4,940,530	4,940,530
ホームクラス収入		0	3,119,386	3,119,386
未就園児保育料収入		1,919,200	0	1,919,200
未就園児教育費収入		512,000	0	512,000
雑収入		( 0 )	( 2,281,187 )	( 2,281,187 )
その他の雑収入		0	391,607	391,607
団体助成金収入		0	1,889,580	1,889,580
帰属収入合計		396,115,164	161,532,997	557,648,161
基本金組入額合計		△ 393,683,964	△ 32,601,600	△ 426,285,564
消費収入の部合計		2,431,200	128,931,397	131,362,597



消費支出の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
人件費		( 113,000)	( 84,990,269)	( 85,103,269)
教員人件費		0	61,867,860	61,867,860
職員人件費		113,000	23,122,409	23,235,409
教育研究経費		( 0)	( 35,008,638)	( 35,008,638)
消耗品費		0	3,575,616	3,575,616
光熱水費		0	1,375,352	1,375,352
旅費交通費		0	428,052	428,052
研究費		0	705,636	705,636
車輛燃料費		0	717,192	717,192
通信運搬費		0	929,490	929,490
行事費		0	4,738,839	4,738,839
給食費		0	8,971,761	8,971,761
保健衛生費		0	466,091	466,091
修繕費		0	286,341	286,341
損害保険料		0	189,340	189,340
賃借料		0	2,290,258	2,290,258
諸会費		0	250,635	250,635
報酬委託手数料		0	2,538,440	2,538,440
建物減価償却額		0	6,893,579	6,893,579
構築物減価償却額		0	43,000	43,000
教育用機器減価償却額		0	604,646	604,646
雑費		0	4,320	4,320
管理経費		( 13,743,824)	( 20,902,954)	( 34,646,778)
消耗品費		627,480	519,739	1,147,219
光熱水費		0	343,838	343,838
旅費交通費		2,098,424	336,072	2,434,496
福利費		0	556,829	556,829
通信運搬費		103,397	232,372	335,769
修繕費		0	141,945	141,945
損害保険料		0	1,020,000	1,020,000
賃借料		40,000	0	40,000
公租公牌		0	306,320	306,320
広報費		1,114,800	939,200	2,054,000
諸会費		0	227,167	227,167
会議費		210,571	593,964	804,535
渉外費		0	1,927,629	1,927,629
報酬委託手数料		9,536,300	2,803,587	12,339,887
用品代支出		0	1,742,320	1,742,320
スクールバス維持費支出		0	6,411,131	6,411,131
ホームクラス支出		0	387,251	387,251
その他機器減価償却額		0	813,150	813,150
車輛減価償却額		0	757,684	757,684
雑費		12,852	842,756	855,608
借入金等利息		( 0)	( 2,901,816)	( 2,901,816)
借入金利息		0	2,901,816	2,901,816
消費支出の部合計		13,856,824	143,803,677	157,660,501

貸借対照表  
平成27年3月31日現在

資産の部		(単位 円)		
科	目	本年度末	前年度末	増減
固定資産		912,164,843	513,634,778	398,530,065
有形固定資産		512,469,927	508,621,936	3,847,941
土地		240,090,721	240,090,721	0
建物		250,308,854	257,702,433	△ 6,393,579
構築物		114,667	157,667	△ 43,000
教育研究用機器備品		1,076,234	1,680,380	△ 604,146
その他の機器備品		3,900,293	4,713,443	△ 813,150
車両		2,453,403	3,211,092	△ 757,684
施設仮勘定		14,025,750	1,065,750	12,960,000
その他の固定資産		399,694,916	5,012,792	394,682,124
電話加入権		214,322	214,322	0
小学校舎建設引当特定資産		393,683,964	0	393,683,964
保証金		141,750	141,750	0
出資金		0	30,000	△ 30,000
保険積立金		5,654,880	4,626,720	1,028,160
流動資産		222,235,426	241,606,861	△ 19,371,435
現金及び預金		217,615,074	240,129,206	△ 22,514,132
未収入金		3,556,640	133,000	3,418,640
貯蔵品		937,069	937,069	0
立替金		76,643	352,586	△ 275,943
資産の部合計		1,134,400,269	755,241,639	379,158,630
負債の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
固定負債		274,074,000	293,626,000	△ 24,552,000
長期借入金		270,574,000	295,126,000	△ 24,552,000
預り保証金		3,500,000	3,500,000	0
流動負債		40,050,747	36,327,777	3,722,970
短期借入金		24,552,000	24,552,000	0
未払金		1,862,413	4,439,017	△ 2,576,604
入学金前受金		3,050,000	3,150,000	△ 100,000
施設利用料前受金		500,000	500,000	0
預り金		10,086,334	3,686,760	6,399,574
負債の部合計		314,124,747	334,953,777	△ 20,829,030
基本金の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
第1号基本金		361,396,242	328,794,642	32,601,600
第2号基本金		393,683,964	0	393,683,964
第4号基本金		13,000,000	13,000,000	0
基本金の部合計		768,080,206	341,794,642	426,285,564
消費収支差額の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
翌年度繰越消費収入超過額		52,195,316	78,493,220	△ 26,297,904
消費収支差額の部合計		52,195,316	78,493,220	△ 26,297,904
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計		1,134,400,269	755,241,639	379,158,630

注記事項

1. 重要な会計方針

・ 引当金の計上基準

退職給与引当金

期末要支給額 29,014,982円 は私学退職金財団よりの交付金額と同額であるため  
退職給与引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等

なし

3. 減価償却額の累計額の合計額

84,688,104 円

4. 徴収不能引当金の合計額

0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地

240,090,721 円

建物

250,808,854 円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

235,976,111 円

7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

固定資産明細表

自平成26年1月1日 至平成27年3月31日

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要
有形固定資産							
土地	240,090,721	0	0	240,090,721	0	240,090,721	
建物	313,344,500	0	0	313,344,500	62,535,616	250,808,884	
構築物	430,000	0	0	430,000	315,333	114,667	
教育研究用機器備品	9,524,308	0	0	9,524,308	8,418,074	1,076,234	
その他の機器備品	9,866,167	0	0	9,866,167	5,965,874	3,900,293	
車両	9,876,585	0	0	9,876,585	7,423,177	2,453,408	
建設仮勘定	1,065,750	12,960,000	0	14,025,750	0	14,025,750	
計	594,199,031	12,960,000	0	597,159,031	84,688,104	512,469,927	
その他の固定資産							
電話加入権	214,322	0	0	214,322	0	214,322	
出資金	30,000	0	30,000	0	0	0	
保証金	141,750	0	0	141,750	0	141,750	
保険積立金	4,626,720	1,028,160	0	5,654,880	0	5,654,880	
小学校会建設引当特定資産	0	393,683,964	0	393,683,964	0	393,683,964	※1
計	5,012,792	394,712,124	30,000	399,694,916	0	399,694,916	
合計	599,210,823	407,672,124	30,000	996,852,947	84,688,104	912,164,843	

※1 小学校会建設引当特定資産繰入額 ¥ 393,683,964

借入金明細表  
自平成26年4月1日 至平成27年3月31日

借入金	借入金先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率	返済期限	摘要
長期借入金	公的金融機関	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
		小計	-	-	-	-		
	市中金融機関	136,240,000	-	※12,480,000	123,760,000	0.93	平成38年2月	(施設費)
		158,886,000	-	※12,072,000	146,814,000	0.93	平成40年5月	土地・建物根抵当
		小計	295,126,000	0	24,552,000	270,574,000		
		小計	-	-	-	-		
	計	295,126,000	0	24,552,000	270,574,000			
短期借入金	公的金融機関	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
		小計	-	-	-	-		
	市中金融機関	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
		小計	-	-	-	-		
	返済期限が一年以内の長期借入金	24,552,000	※24,552,000	24,552,000	24,552,000			
	計	24,552,000	※24,552,000	24,552,000	24,552,000			
	合計	319,678,000	※24,552,000	24,552,000	295,126,000			

# 基本金明細表

平成26年4月1日 至平成27年3月31日

事項	要組入額	組入額	未組入額	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	584,412,353	328,794,642	255,617,711	
当期組入高				
設備取得高				
(1) 土地				
借入金返済額		12,441,600	△ 12,441,600	
計		12,441,600	△ 12,441,600	
(2) 建物				
借入金返済額		7,200,000	△ 7,200,000	
計		7,200,000	△ 7,200,000	
(3) 建設仮勘定				
取得額	12,960,000	12,960,000		
計	12,960,000	12,960,000		
小計	12,960,000	32,601,600	△ 19,641,600	
当期末残高	597,372,353	361,396,242	235,976,111	
第2号基本金				
前期繰越高	0	0		
当期組入高	393,683,964	393,683,964		
当期末残高	393,683,964	393,683,964		
第4号基本金				
前期繰越高	13,000,000	13,000,000	0	
当期組入高	0	0	0	
当期末残高	13,000,000	13,000,000	0	
合計				
前期繰越高		341,794,642	255,617,711	
当期組入高		426,285,564	△ 19,641,600	
当期末残高		768,080,206	235,976,111	

第2号基本金の組入れに係る計画表

(単位:円)

計画の名称		瑞穂の國記念小學院校舎建設資金				摘要	
固定資産の取得計画及び基本金組入れの決定機関及び決定年月日	決定機関	当初決定の年月日	変更決定年月日				
	理事会 評議会	平成26年4月21日 平成26年4月21日					
固定資産の取得計画及びその実行状況	取得予定 固定資産 (種類)	取得予定 年度	取得年度	取得額	第2号基本金から 第1号基本金への 振替額	摘要	
	小学校 校舎2棟	平成27年度		計		所要見込総額 10億円	
基本金組入れ計画及びその実行状況	組入計画年度	組入予定額	組入額	計	摘要		
	平成26年度 平成27年度	300,000,000 200,000,000	393,683,964	計	第2号基本金当期末残高 393,683,964円		

平成 2 5 年 度

計 算 書 類

学校法人 森 友 学 園



# 独立監査人の監査報告書

平成26年5月20日

校法人 森友学園  
理事会 御中

公認会計士 谷口光夫 事務所

公認会計士

公認会計士

私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和54年1月19日付け大阪府公告第324号に基づき、学校法人森友学園の平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人森友学園の平成26年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1 学校法人 森友学園

第1号様式

## 資金収支計算書

平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで

(単位 円)

収入の部				
科	目	予	決	差
		算	算	異
学生生徒等納付金収入		( 73,700,000)	( 73,994,975)	(Δ 294,975)
保育料収入		34,000,000	34,098,900	Δ 98,900
入園金収入		3,000,000	3,050,000	Δ 50,000
教育費収入		19,500,000	19,544,000	Δ 44,000
行事費収入		2,400,000	2,408,240	Δ 8,240
給食費収入		11,300,000	11,354,500	Δ 54,500
教材費収入		3,500,000	3,539,335	Δ 39,335
寄付金収入		( 4,900,000)	( 4,950,444)	(Δ 50,444)
一般寄付金収入		4,900,000	4,950,444	Δ 50,444
補助金収入		( 54,963,000)	( 54,963,000)	( 0)
大阪府経常費補助金		28,353,000	28,353,000	0
特別支援教育費補助金		9,408,000	9,408,000	0
就園奨励費補助金		17,202,000	17,202,000	0
資産運用収入		( 6,850,000)	( 6,859,126)	(Δ 9,126)
受取利息・配当金収入		50,000	55,636	Δ 5,636
施設設備利用料収入		6,800,000	6,803,440	Δ 3,440
資産売却収入		( 800,000)	( 809,220)	(Δ 9,220)
車両売却収入		800,000	809,220	Δ 9,220
事業収入		( 10,000,000)	( 10,217,240)	(Δ 217,240)
用品代収入		2,000,000	2,073,650	Δ 73,650
スクールバス維持費収入		4,900,000	4,920,000	Δ 20,000
ホームクラス収入		1,000,000	1,043,590	Δ 43,590
未就園児保育料収入		1,500,000	1,575,000	Δ 75,000
未就園児教育費収入		600,000	600,000	0
雑収入		( 4,900,000)	( 5,080,546)	(Δ 180,546)
退職金財団給付金収入		100,000	133,000	Δ 33,000
その他の雑収入		3,400,000	3,472,660	Δ 72,660
団体助成金収入		1,400,000	1,469,886	Δ 69,886
借入金等収入		( 333,900,000)	( 334,000,000)	(Δ 100,000)
長期借入金収入		319,600,000	319,678,000	Δ 78,000
短期借入金収入		14,300,000	14,322,000	Δ 22,000
前受金収入		( 3,600,000)	( 3,650,000)	(Δ 50,000)
入学前受金収入		3,100,000	3,150,000	Δ 50,000
施設利用料前受金収入		500,000	500,000	0
その他の収入		( 33,710,000)	( 33,807,097)	(Δ 97,097)
出資金返済収入		110,000	110,000	0
前期末未収入金回収収入		300,000	346,000	Δ 46,000
立替金回収収入		10,900,000	10,932,178	Δ 32,178
預り金受入収入		21,900,000	21,918,919	Δ 18,919
資金収入調整勘定		(Δ 3,600,000)	(Δ 3,638,000)	( 38,000)
期末未収入金		Δ 100,000	Δ 138,000	38,000
前期末前受金		Δ 3,500,000	Δ 3,500,000	0
前年度繰越支払資金		213,177,111	213,177,111	
収入の部合計		736,900,111	737,370,759	Δ 970,648

(単位 円)

支出の部				
科	目	予	算	決
		算	算	算
				差
				異
人件費支出		( 65,650,000)	( 65,546,160)	( 103,840)
教員人件費支出		41,300,000	41,243,768	56,232
職員人件費支出		24,200,000	24,164,392	35,608
退職金支出		150,000	138,000	12,000
教育研究経費支出		( 30,500,000)	( 29,813,296)	( 686,704)
消耗品費支出		4,200,000	4,118,871	81,129
光熱水費支出		1,400,000	1,396,255	3,745
旅費交通費支出		850,000	834,763	15,237
研究費支出		700,000	622,648	77,352
車両燃料費支出		500,000	423,577	76,423
通信運搬費支出		700,000	698,689	1,311
行事費支出		6,500,000	6,431,948	68,052
給食費支出		9,200,000	9,114,360	85,640
保健衛生費支出		600,000	536,247	63,753
修繕費支出		500,000	430,117	69,883
損害保険料支出		200,000	163,670	31,330
賃借料支出		2,400,000	2,397,957	2,043
諸会費支出		300,000	295,655	4,345
報酬委託手数料支出		2,400,000	2,328,910	71,090
雑費支出		50,000	14,629	35,371
管理経費支出		( 16,380,000)	( 15,609,781)	( 770,219)
消耗品費支出		400,000	346,717	53,283
光熱水費支出		400,000	349,063	50,937
旅費交通費支出		800,000	744,950	55,050
車両燃料費支出		50,000	2,133	47,867
福利費支出		600,000	509,157	90,843
通信運搬費支出		200,000	170,006	29,994
修繕費支出		50,000	17,424	32,576
損害保険料支出		1,000,000	938,520	11,480
公租公課支出		1,500,000	1,472,744	27,256
広報費支出		300,000	281,495	18,505
諸会費支出		300,000	230,365	19,635
会議費支出		300,000	225,142	74,858
渉外費支出		1,400,000	1,335,036	14,964
報酬委託手数料支出		4,300,000	4,216,697	83,303
用品代支出		1,600,000	1,515,066	84,934
スクールバス維持費支出		2,100,000	2,076,760	23,240
ホームクラス支出		80,000	75,540	4,460
雑費支出		1,000,000	952,966	47,034
借入金等利息支出		( 3,300,000)	( 3,776,628)	( 23,372)
借入金利息支出		3,300,000	3,776,628	23,372
借入金等返済支出		( 357,200,000)	( 356,853,967)	( 346,033)
短期借入金返済支出		37,500,000	37,509,931	9,931
長期借入金返済支出		319,000,000	318,644,036	355,964
学校債返済支出		700,000	700,000	0
施設関係支出		( 1,100,000)	( 1,065,750)	( 34,250)
建設仮勘定支出		1,100,000	1,065,750	34,250
設備関係支出		( 3,300,000)	( 3,211,088)	( 88,912)
車両支出		3,300,000	3,211,088	88,912
その他の支出		( 26,550,000)	( 26,303,900)	( 246,100)
保証金支払支出		150,000	141,750	8,250
保険積立金支払支出		1,100,000	1,028,160	71,840

1 学校法人 慈友学園

(単位 円)

支出の部 科 目	予 算	決 算	差 異
前期末未払金支払支出	1,700,000	1,685,433	14,562
預り金支払支出	22,200,000	22,108,897	91,103
立替金支払支出	400,000	352,586	47,414
貯蔵品支払支出	1,000,000	987,069	12,931
予備費	( 0 ) 1,000,000		1,000,000
資金支出調整勘定	(Δ 4,500,000)	(Δ 4,439,017)	(Δ 60,983)
期末未払金	Δ 4,500,000	Δ 4,439,017	Δ 60,983
次年度繰越支払資金	235,920,111	240,129,206	Δ 4,209,095
支出の部合計	736,900,111	737,870,759	Δ 970,648

## 資金収支内訳表

平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで

## 収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
学生生徒等納付金収入		( 0)	( 73,994,975)	( 73,994,975)
保育料収入		0	34,098,900	34,098,900
入園金収入		0	3,050,000	3,050,000
教育費収入		0	19,544,000	19,544,000
行事費収入		0	2,408,240	2,408,240
給食費収入		0	11,354,500	11,354,500
教材費収入		0	3,539,335	3,539,335
寄付金収入		( 0)	( 4,950,444)	( 4,950,444)
一般寄付金収入		0	4,950,444	4,950,444
補助金収入		( 0)	( 54,963,000)	( 54,963,000)
大阪府経常費補助金		0	28,353,000	28,353,000
特別支援教育費補助金		0	9,408,000	9,408,000
就園奨励費補助金		0	17,202,000	17,202,000
資産運用収入		( 0)	( 6,859,126)	( 6,859,126)
受取利息・配当金収入		0	55,636	55,636
施設設備利用料収入		0	6,803,440	6,803,440
資産売却収入		( 0)	( 809,220)	( 809,220)
車両売却収入		0	809,220	809,220
事業収入		( 2,175,000)	( 8,042,240)	( 10,217,240)
用品代収入		0	2,073,650	2,073,650
スクールバス維持費収入		0	4,920,000	4,920,000
ホームクラス収入		0	1,048,590	1,048,590
未就園児保育料収入		1,575,000	0	1,575,000
未就園児教育費収入		600,000	0	600,000
雑収入		( 0)	( 5,080,546)	( 5,080,546)
退職金財団給付金収入		0	138,000	138,000
その他の雑収入		0	3,472,660	3,472,660
団体助成金収入		0	1,469,886	1,469,886
収入の部合計		2,175,000	154,699,551	156,874,551

## 支出の部

(単位 円)

部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
人件費支出	( 128,500)	( 65,417,660)	( 65,546,160)
教員人件費支出	0	41,243,763	41,243,763
職員人件費支出	128,500	24,035,892	24,164,392
退職金支出	0	138,000	138,000
教育研究経費支出	( 0)	( 29,813,296)	( 29,813,296)
消耗品費支出	0	4,118,371	4,118,371
光熱水費支出	0	1,396,255	1,396,255
旅費交通費支出	0	334,763	334,763
研究費支出	0	622,648	622,648
車両燃料費支出	0	423,577	423,577
通信運搬費支出	0	698,639	698,639
行事費支出	0	6,431,948	6,431,948
給食費支出	0	9,114,360	9,114,360
保健衛生費支出	0	536,247	536,247
修繕費支出	0	430,117	430,117
損害保険料支出	0	163,670	163,670
貸借料支出	0	2,397,957	2,397,957
諸会費支出	0	295,655	295,655
報酬委託手数料支出	0	2,323,910	2,323,910
雑費支出	0	14,629	14,629
管理経費支出	( 480,000)	( 15,129,731)	( 15,609,731)
消耗品費支出	0	346,717	346,717
光熱水費支出	0	349,063	349,063
旅費交通費支出	480,000	264,950	744,950
車両燃料費支出	0	2,133	2,133
溜利費支出	0	509,157	509,157
通信運搬費支出	0	170,006	170,006
修繕費支出	0	17,424	17,424
損害保険料支出	0	983,520	983,520
公租公課支出	0	1,472,744	1,472,744
広報費支出	0	281,495	281,495
諸会費支出	0	280,365	280,365
会費支出	0	225,142	225,142
渉外費支出	0	1,385,036	1,385,036
報酬委託手数料支出	0	4,216,697	4,216,697
用品代支出	0	1,515,066	1,515,066
カーパ'維持費支出	0	2,076,760	2,076,760
ホームクラス支出	0	75,540	75,540
雑費支出	0	952,966	952,966
借入金等利息支出	( 0)	( 3,776,628)	( 3,776,628)
借入金利息支出	0	3,776,628	3,776,628
施設関係支出	( 1,065,750)	( 0)	( 1,065,750)
建設仮勘定支出	1,065,750	0	1,065,750
設備関係支出	( 0)	( 3,211,088)	( 3,211,088)
車両支出	0	3,211,088	3,211,088
計	1,674,250	117,348,453	119,022,703

1 学校法人 森友学園

第3号様式

人件費支出内訳表

平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで

(単位 円)

科目	部門	学校法人	塚本幼稚園	総合計
教員人件費支出		0	41,243,768	41,243,768
本務教員		0	38,853,698	38,853,698
教員本俸		0	25,110,000	25,110,000
期末手当		0	7,065,000	7,065,000
その他の手当		0	2,552,676	2,552,676
所定福利費		0	4,126,022	4,126,022
兼務教員		0	2,390,070	2,390,070
職員人件費支出		128,500	24,035,392	24,164,392
本務職員		0	22,232,327	22,232,327
職員本俸		0	16,186,666	16,186,666
期末手当		0	1,676,000	1,676,000
その他の手当		0	1,709,902	1,709,902
所定福利費		0	2,659,759	2,659,759
兼務職員		128,500	1,803,565	1,932,065
退職金支出		0	138,000	138,000
職員退職金支出		0	138,000	138,000
計		128,500	65,417,660	65,546,160

1 学校法人 森友学園

第4号様式

消費収支計算書

平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで

(単位 円)

消費収入の部							
科	目	子	原	決	算	差	異
学生生徒等納付金		(	73,700,000)	(	73,994,975)	(△)	294,975)
保育料			34,000,000		34,098,900	△	98,900
入園金			3,000,000		3,050,000	△	50,000
教育費			19,500,000		19,544,000	△	44,000
行事費			2,400,000		2,403,240	△	3,240
給食費			11,300,000		11,354,500	△	54,500
教材費			3,500,000		3,539,335	△	39,335
寄付金		(	4,900,000)	(	4,950,444)	(△)	50,444)
一般寄付金			4,900,000		4,950,444	△	50,444
補助金		(	54,963,000)	(	54,963,000)	(	0)
大阪府経常費補助金			28,353,000		28,353,000		0
特別支援教育費補助金			9,408,000		9,408,000		0
就園奨励費補助金			17,202,000		17,202,000		0
資産運用収入		(	6,350,000)	(	6,359,126)	(△)	9,126)
受取利息・配当金			50,000		55,686	△	5,686
施設設備利用料			6,800,000		6,803,440	△	3,440
資産売却差額		(	400,000)	(	449,200)	(△)	49,200)
車両売却差額			400,000		449,200	△	49,200
事業収入		(	10,000,000)	(	10,217,240)	(△)	217,240)
用品代收り			2,000,000		2,073,650	△	73,650
スクールバス維持費収入			4,900,000		4,920,000	△	20,000
ホームクラス収入			1,000,000		1,048,590	△	48,590
未就園児保育料収入			1,500,000		1,575,000	△	75,000
未就園児教育費収入			600,000		600,000		0
雑収入		(	4,900,000)	(	5,080,546)	(△)	180,546)
退職金財団給付金収入			100,000		138,000	△	38,000
その他の雑収入			3,400,000		3,472,660	△	72,660
団体助成金収入			1,400,000		1,469,886	△	69,886
帰属収入合計			155,713,000		156,514,531	△	801,531
基本金組入額合計		△	17,000,000	△	17,199,808		199,808
消費収入の部合計			138,713,000		139,314,723	△	601,723



1 学校法人 森友学園

(単位 円)

消費支出の部				
科	目	予	決	差
		算	算	異
人件費		( 65,650,000)	( 65,546,160)	( 103,840)
教員人件費		41,300,000	41,243,768	56,232
職員人件費		24,200,000	24,164,392	35,608
退職金		150,000	138,000	12,000
教育研究経費		( 38,100,000)	( 37,354,511)	( 745,489)
消耗品費		4,200,000	4,118,871	81,129
光熱水費		1,400,000	1,396,255	3,745
旅費交通費		350,000	334,763	15,237
研究費		700,000	622,648	77,352
車両燃料費		500,000	423,577	76,423
通信運搬費		700,000	698,689	1,311
行事費		6,500,000	6,431,948	68,052
給食費		9,200,000	9,114,360	85,640
保健衛生費		600,000	536,247	63,753
修繕費		500,000	430,117	69,883
損害保険料		200,000	163,670	31,330
賃借料		2,400,000	2,397,957	2,043
諸会費		300,000	295,655	4,345
報酬委託手数料		2,400,000	2,323,910	71,090
建物減価償却額		6,900,000	6,893,579	6,421
構築物減価償却額		50,000	43,000	7,000
教育用機器減価償却額		650,000	604,636	45,364
雑費		50,000	14,629	35,371
管理経費		( 17,230,000)	( 16,421,764)	( 808,236)
消耗品費		400,000	346,717	53,283
光熱水費		400,000	349,063	50,937
旅費交通費		300,000	744,950	55,050
車両燃料費		50,000	2,133	47,867
福利費		600,000	509,157	90,843
通信運搬費		200,000	170,006	29,994
修繕費		50,000	17,424	32,576
損害保険料		1,000,000	983,520	11,480
公租公課		1,500,000	1,472,744	27,256
広報費		300,000	231,495	18,505
諸会費		300,000	280,365	19,635
会議費		300,000	225,142	74,858
渉外費		1,400,000	1,335,036	14,964
報酬委託手数料		4,300,000	4,216,697	83,303
用品代支出		1,600,000	1,515,066	84,934
スクールバス維持費支出		2,100,000	2,076,760	23,240
ホームクラス支出		80,000	75,540	4,460
その他機器減価償却額		850,000	311,983	38,017
雑費		1,000,000	952,966	47,034
借入金等利息		( 3,800,000)	( 3,776,623)	( 23,372)
借入金利息		3,800,000	3,776,623	23,372
予備費		( 0)		1,000,000
		1,000,000		
消費支出の部合計		125,720,000	123,099,063	2,620,937
当年度消費収入超過額		12,933,000	16,215,660	
前年度繰越消費収入超過額		62,277,560	62,277,560	
翌年度繰越消費収入超過額		75,210,560	73,493,220	

1 学校法人 森友学園

第5号様式

消費収支内訳表

平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで

消費収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚 本 幼 稚 園	総 合 計
学生生徒等納付金		( 0)	( 73,994,975)	( 73,994,975)
保育料		0	34,098,900	34,098,900
入園金		0	3,050,000	3,050,000
教育費		0	19,544,000	19,544,000
行事費		0	2,408,240	2,408,240
給食費		0	11,354,500	11,354,500
教材費		0	3,539,335	3,539,335
寄付金		( 0)	( 4,950,444)	( 4,950,444)
一般寄付金		0	4,950,444	4,950,444
補助金		( 0)	( 54,963,000)	( 54,963,000)
大阪府経常費補助金		0	28,353,000	28,353,000
特別支援教育費補助金		0	9,408,000	9,408,000
就園奨励費補助金		0	17,202,000	17,202,000
資産運用収入		( 0)	( 6,859,126)	( 6,859,126)
受取利息・配当金		0	55,686	55,686
施設設備利用料		0	6,803,440	6,803,440
資産売却差額		( 0)	( 449,200)	( 449,200)
車両売却差額		0	449,200	449,200
専業収入		( 2,175,000)	( 8,042,240)	( 10,217,240)
用品代收り		0	2,073,650	2,073,650
スクールバス維持費収入		0	4,920,000	4,920,000
ホームクラス収入		0	1,048,590	1,048,590
未就園児保育料収入		1,575,000	0	1,575,000
未就園児教育費収入		600,000	0	600,000
雑収入		( 0)	( 5,080,546)	( 5,080,546)
退職金財団給付金収入		0	138,000	138,000
その他の雑収入		0	3,472,660	3,472,660
団体助成金収入		0	1,469,886	1,469,886
帰属収入合計		2,175,000	154,339,531	156,514,531
基本金組入額合計		0	△ 17,199,803	△ 17,199,803
消費収入の部合計		2,175,000	137,139,728	139,314,728

## 1 学校法人 森友学園

## 消費支出の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚本幼稚園	総 合 計
人件費		( 128,500)	( 65,417,660)	( 65,546,160)
教員人件費		0	41,243,768	41,243,768
職員人件費		128,500	24,035,892	24,164,392
退職金		0	138,000	138,000
教育研究経費		( 0)	( 37,354,511)	( 37,354,511)
消耗品費		0	4,118,871	4,118,871
光熱水費		0	1,396,255	1,396,255
旅費交通費		0	834,763	834,763
研究費		0	622,648	622,648
車両燃料費		0	423,577	423,577
通信運搬費		0	698,689	698,689
行事費		0	6,431,948	6,431,948
給食費		0	9,114,360	9,114,360
保健衛生費		0	536,247	536,247
修繕費		0	430,117	430,117
損害保険料		0	168,670	168,670
賃借料		0	2,397,957	2,397,957
諸会費		0	295,655	295,655
報酬委託手数料		0	2,328,910	2,328,910
建物減価償却額		0	6,893,579	6,893,579
構築物減価償却額		0	43,000	43,000
教育用機器減価償却額		0	604,636	604,636
雑費		0	14,629	14,629
管理経費		( 480,000)	( 15,941,764)	( 16,421,764)
消耗品費		0	346,717	346,717
光熱水費		0	349,063	349,063
旅費交通費		480,000	264,950	744,950
車両燃料費		0	2,133	2,133
福利費		0	509,157	509,157
通信運搬費		0	170,006	170,006
修繕費		0	17,424	17,424
損害保険料		0	988,520	988,520
公租公課		0	1,472,744	1,472,744
広報費		0	281,495	281,495
諸会費		0	280,365	280,365
会議費		0	225,142	225,142
渉外費		0	1,385,036	1,385,036
報酬委託手数料		0	4,216,697	4,216,697
用品代支出		0	1,515,066	1,515,066
スクールバス維持費支出		0	2,076,760	2,076,760
ホームクラス支出		0	75,540	75,540
その他機器減価償却額		0	811,983	811,983
雑費		0	952,966	952,966
借入金等利息		( 0)	( 3,776,628)	( 3,776,628)
借入金利息		0	3,776,628	3,776,628
消費支出の部合計		608,500	122,490,563	123,099,063

貸借対照表  
平成26年3月31日現在

(単位 円)

資産の部		本年度末	前年度末	増減	
科	目			増	減
固定資産		513,634,778	517,011,248	△	3,376,470
有形固定資産		503,621,986	513,058,366	△	4,436,380
	土地	240,090,721	240,090,721		0
	建物	257,702,433	264,596,012	△	6,893,579
	構築物	157,667	200,667	△	43,000
	教育研究用機器備品	1,630,830	2,285,516	△	604,636
	その他の機器備品	4,713,443	5,525,426	△	811,933
	車両	3,211,092	360,024		2,851,068
	建設仮勘定	1,065,750	0		1,065,750
その他の固定資産		5,012,792	3,952,832		1,059,910
	電話加入権	214,322	214,322		0
	保証金	141,750	0		141,750
	出資金	30,000	140,000	△	110,000
	保険積立金	4,626,720	3,593,560		1,023,160
流動資産		241,606,861	224,955,239		16,651,572
	現金及び預金	240,129,206	213,177,111		26,952,095
	未収入金	133,000	346,000	△	703,000
	貯蔵品	937,069	0		937,069
	立替金	352,586	10,932,173	△	10,579,592
資産の部合計		755,241,639	741,966,537		13,275,102
負債の部		本年度末	前年度末	増減	
科	目			増	減
固定負債		293,626,000	322,844,036	△	24,218,036
	長期借入金	295,126,000	312,644,036	△	23,518,036
	学校債	0	700,000	△	700,000
	預り保証金	3,500,000	3,500,000		0
流動負債		36,327,777	32,250,107		4,077,670
	短期借入金	24,552,000	23,137,931		1,364,069
	未払金	4,439,017	1,635,433		2,753,579
	入学金前受金	3,150,000	3,000,000		150,000
	施設利用料前受金	500,000	500,000		0
	預り金	3,686,760	3,375,733	△	139,973
負債の部合計		331,953,777	355,094,143	△	20,140,366
基本金の部		本年度末	前年度末	増減	
科	目			増	減
第1号基本金		323,794,642	311,594,334		17,199,308
第4号基本金		13,000,000	13,000,000		0
基本金の部合計		341,794,642	324,594,334		17,199,308
消費収支差額の部		本年度末	前年度末	増減	
科	目			増	減
翌年度繰越消費収入超過額		73,493,220	62,277,560		16,215,660
消費収支差額の部合計		73,493,220	62,277,560		16,215,660
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計		本年度末	前年度末	増	減
		755,241,639	741,966,537		13,275,102

注記事項

1. 重要な会計方針

・引当金の計上基準

退職給与引当金

期末要支給額 12,873,200円 は私学退職金財団よりの交付金額と同額であるため退職給与引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等 なし

3. 減価償却額の累計額の合計額 75,576,045 円

4. 徴収不能引当金の合計額 0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地	240,090,721 円
建物	257,702,433 円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額  
255,617,711 円

7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

関係	役員、法人の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関連内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
						役員兼任等	事業上の関係				
関係法人	学校法人龍池学園	大阪府		幼稚園		6名		資金貸付	0	立付金	0
								資金回収	10,469,559		

(2) 後発事実

平成26年2月21日に開催された評議会・理事会において、平成26年4月1日より大阪市住之江区南港所在の学校法人龍池学園開成幼稚園の在園児を引き受けることを決定した。

固定資産明細表  
自平成25年4月1日 至平成26年3月31日

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要	
有形固定資産	土地	0	0	240,090,721	0	240,090,721		
	建物	313,344,500	0	313,344,500	55,642,067	257,702,433		
	構築物	430,000	0	430,000	272,333	157,667		
	教育研究用機器備品	9,524,308	0	9,524,308	7,843,428	1,680,880		
	その他の機器備品	9,866,167	0	9,866,167	5,152,724	4,713,443		
	車両	11,465,700	5,037,035	6,626,150	9,876,585	3,211,092		
	建設仮勘定	0	1,065,750		1,065,750	1,065,750		
	計	584,721,396	6,102,785	6,626,150	588,192,281	75,576,045	508,621,986	
	その他の固定資産	電話加入権	0	0	214,322	0	214,322	
		出資金	140,000	0	140,000	0	140,000	
保証金		0	141,750	141,750		141,750		
保険積立金		3,598,560	1,028,160	0	4,626,720	0	4,626,720	
計		3,952,882	1,169,910	110,000	5,012,792	0	5,012,792	
合計	588,674,278	7,272,695	6,736,150	588,145,073	75,576,045	513,634,778		



# 基本金明細表

平成25年4月1日 至平成26年3月31日

事項	要組入額	組入額	未組入額	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	584,935,718	311,594,834	273,340,884	
当期組入高				
設備取得高				
(1) 土地				
借入金返済額		10,523,173	△ 10,523,173	
(2) 建物				
借入金返済額		7,200,000	△ 7,200,000	
計	0	7,200,000	△ 7,200,000	
(3) 車両				
取得額	5,037,035	5,037,035		
除却額	△ 6,626,150	△ 6,626,150		
計	△ 1,589,115	△ 1,589,115		
(3) 建設仮勘定				
取得額	1,065,750	1,065,750		
計	1,065,750	1,065,750		
小計	△ 523,365	17,199,808	△ 17,723,173	
当期末残高	584,412,353	328,794,642	255,617,711	
第4号基本金				
前期繰越高	13,000,000	13,000,000	0	
当期組入高	0	0	0	
当期末残高	13,000,000	13,000,000	0	
合計				
前期繰越高		324,594,834	273,340,884	
当期組入高		17,199,808	△ 17,723,173	
当期末残高		341,794,642	255,617,711	





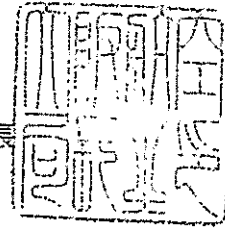


統括官	上席	管理官

阪空補第 15 号  
平成 28 年 4 月 14 日

近畿財務局長 殿

大阪航空局長



処分依頼

各省各庁所管特別会計所属普通財産（土地）の売払処分依頼について  
【大阪国際空港豊中市場外用地】

標記について、平成23年6月27日付、財理第3002号「各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務取扱要領について」通達、第3の1の規定に基づき、別添のとおり処分を依頼します。

なお、本件処分依頼は国有財産法第14条第8号の規定に基づく協議も兼ねておりますので、よろしくお取り計らい願います。

## 売払処分調書

### 1. 国有財産台帳記載事項

- (1) 会計名           自動車安全特別会計空港整備勘定  
 (2) 分類           普通財産  
 (3) 売払を予定している財産の口座名、所在地及び明細  
       口座名       大阪国際空港豊中市場外用地  
       所在地       大阪府豊中市服部西町外  
       明細

区分	種目	数量	台帳価格	備考
土地	宅地	8,770.43㎡	763,027,410円	@87,000.00円/㎡

#### の内 売払面積等

所在地           大阪府豊中市野田町1501

#### 明細

区分	種目	数量	台帳価格	備考
土地	宅地	8,770.43㎡	763,027,410円	

### 2. 当該処分に係る債権を管理する歳入徴収官の官職・氏名

歳入徴収官   国土交通省航空局長 佐藤 善信

### 3. 沿革

本件売払予定財産は、大阪国際空港周辺における航空機騒音対策の一環として、昭和45年度から「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（昭和42年法律第110号、以下「法」という。）第9条に基づき、建物等の移転補償及び土地を買収し取得した土地（以下「移転補償跡地」という。）である。

空港整備特別会計の行政財産として管理していたが、昭和62年運輸省告示第1号（昭和62年1月5日）の改正により、騒音指定区域が縮小（第2種及び第3種区域が縮小）したことにより、行政財産として保有を継続する必要性が乏しくなったものを、用途廃止のうえ普通財産として管理している。

本件財産の公的取得要望を募った結果、小学校用地として借受けた後に買い受けたいとの要望を受け、学校法人森友学園と平成27年5月29日に有償貸付契約及び売買予約契約を締結しているものである。

### 4. その他参考事項

- (1) 処理区分       時価売払  
 (2) 売払相手方   学校法人森友学園（貸付相手方）

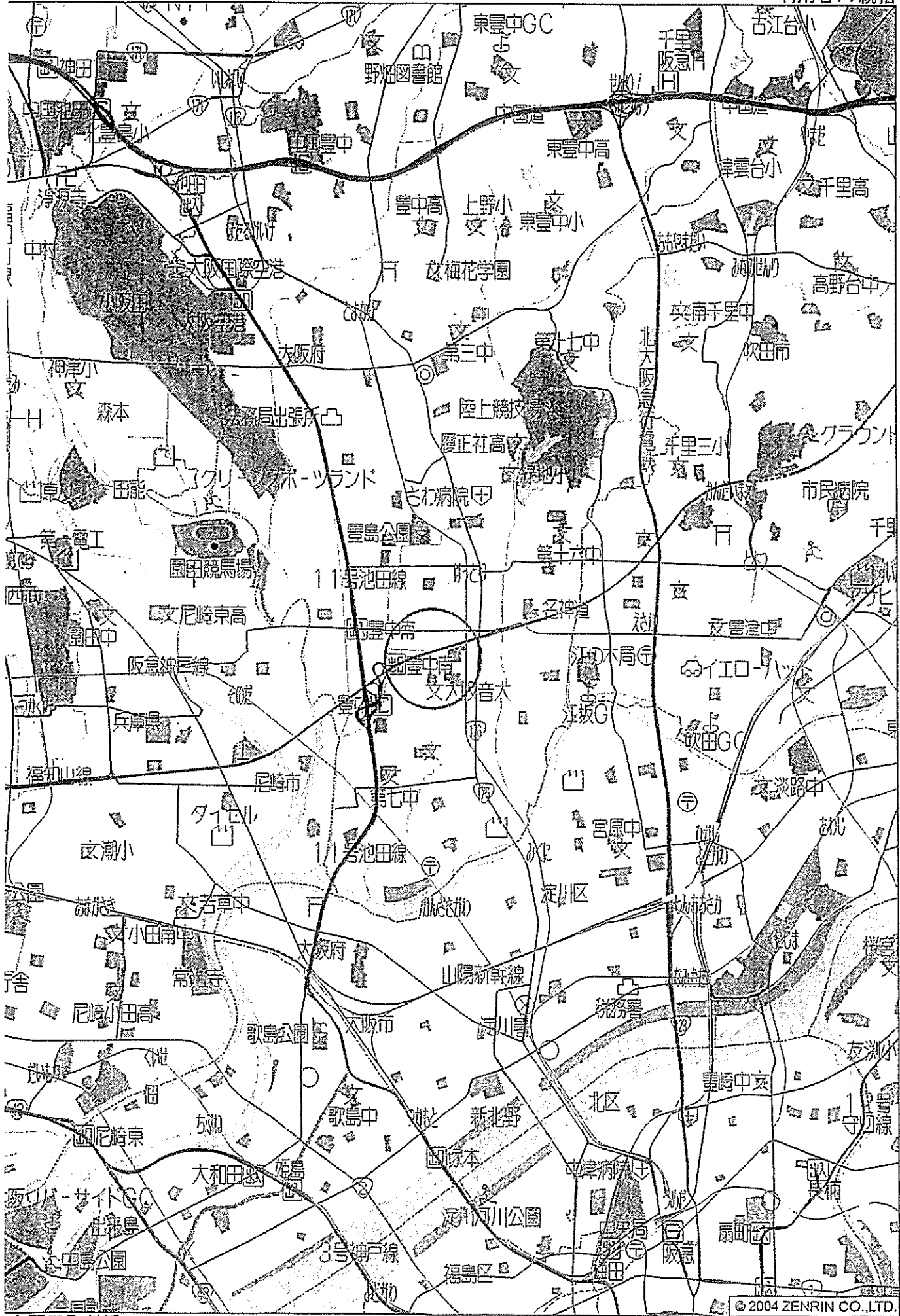
(3) 売払をしようとする理由

平成 28 年 3 月 30 日に貸付相手方である学校法人森友学園から早期買受けについての提案があったことを受けて、今回、売払いを行うものである。

(4) 添付書類

- ①案内図
- ②位置図、平面図
- ③実測図（地積測量図）
- ④土地登記簿謄本（写）
- ⑤公図
- ⑥国有財産有償貸付合意書（写）
- ⑦国有財産売買予約契約書（写）
- ⑧その他関係資料

町界線



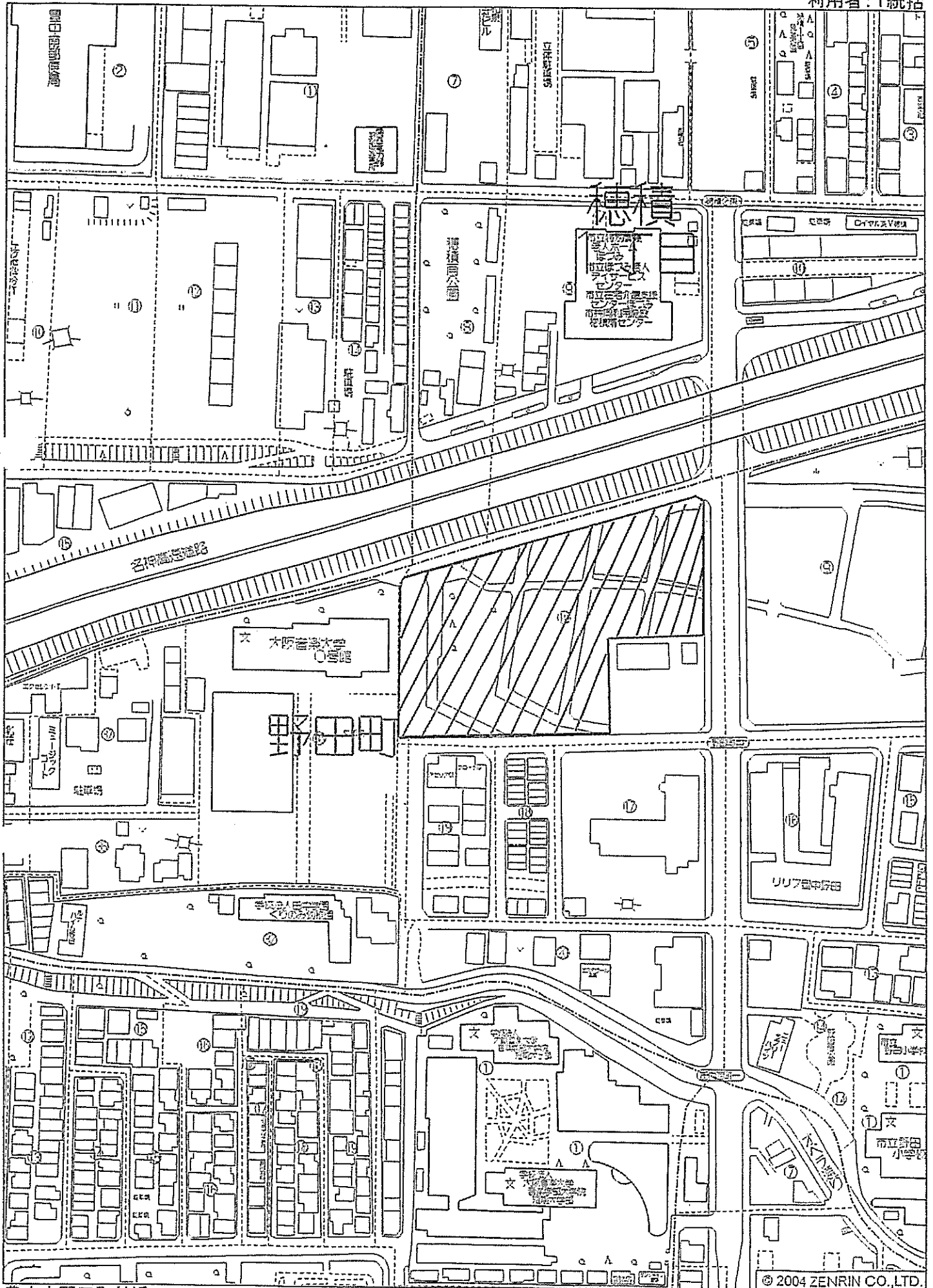
市野田町付近

© 2004 ZENRIN CO., LTD.

縮尺 1 / 50,000

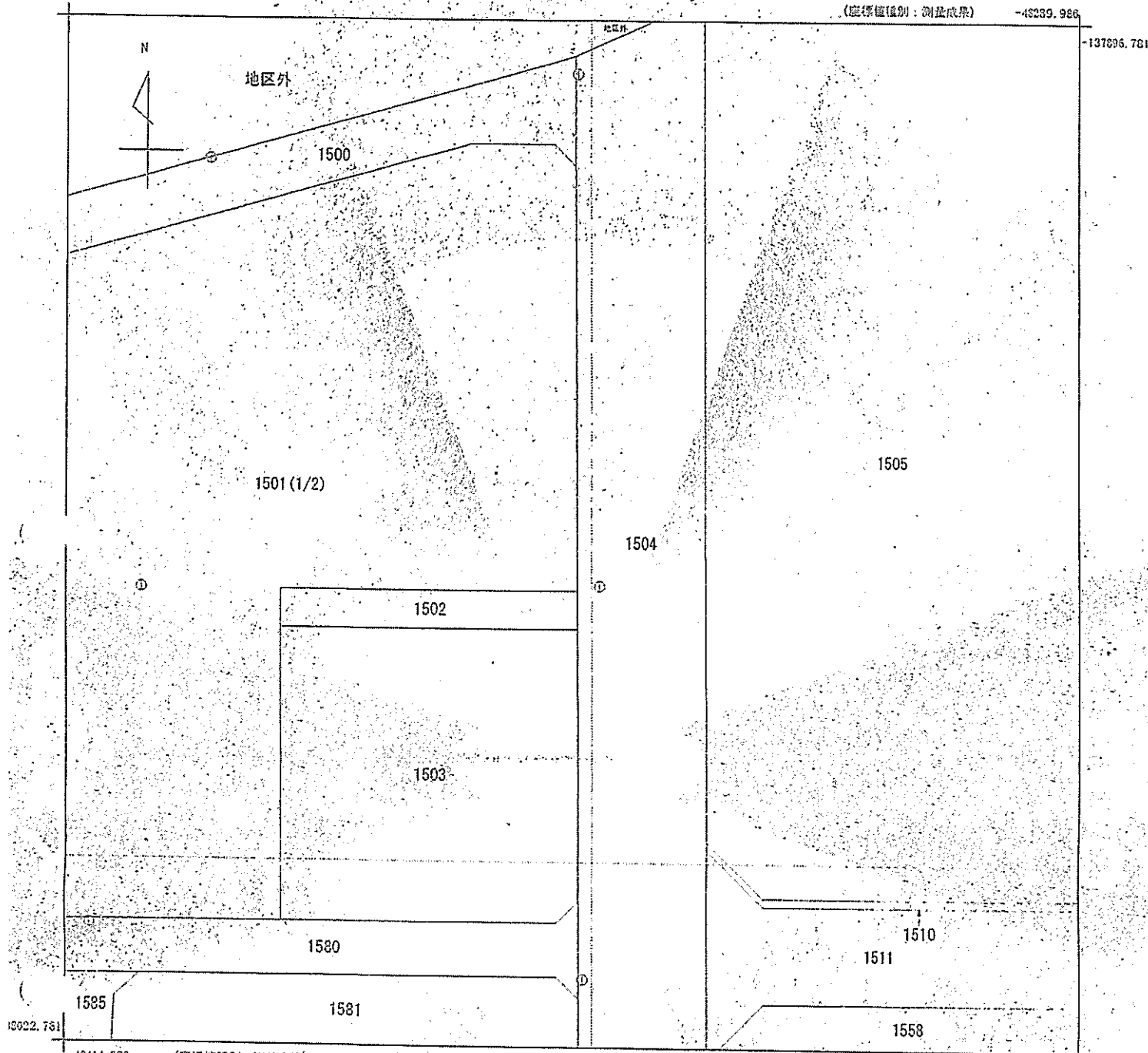
1.5km

平14総使、第396-1号



豊中市野田町付近

縮尺 1 / 2,000 | 60m



13022.781

-46414.986

(座標値(測点成果))



請求部	所在	豊中市野田町				地番	1501番			
出縮力尺	1/500	精度区	甲二	座標系又は 番号記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)圖測法1 9-5指定	種類	土地区画整理所在図	
作成年月日	平成17年2月25日			備付年月日 (原図)				備考		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成26年9月12日

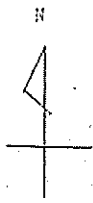
大阪法務局

登記官

石田華代



公用



地区外

1500

1501 (2/2)

地区外

1580

1644

1642

1627

1628

1626

1599

1597

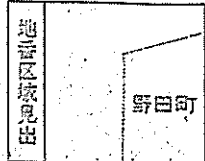
1587-1

1587-2

38892.781

-48539.956

(座標種別：測量成果)



請求部	所在	豊中市野田町				地番	1501番				
出力尺	1/500	精度区	甲二	座標系又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)図測法1 9-5指定	種類	土地区画整理所在図		
作成年月日	平成17年2月25日			備付年月日(原図)				備考	記項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成26年9月12日

大阪法務局

申請番号：39-1

(1/2)

登記官

石田真代



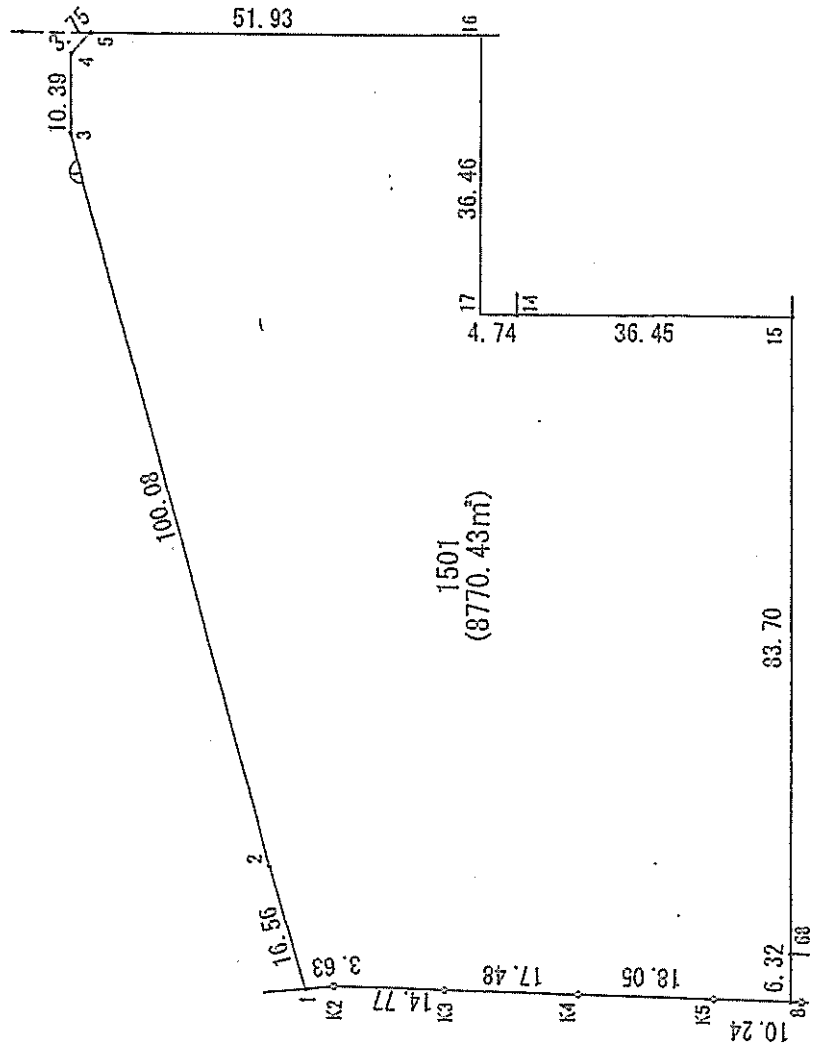
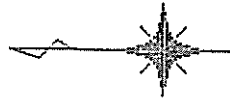
公用



豊中市野田町 1501番

画地出来形確認測量図

街区番号 1  
縮尺：S=1/1000



表題部 (土地の表示)		調製	平成14年2月7日	不動産番号	1212000145569
地図番号	204-11、204-13	境界待定	[空白]		
所在	豊中市野田町			[空白]	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2番24	池沼	72		2番20から分筆 〔昭和42年6月16日〕	
[空白]	[空白]	[空白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年2月7日	
1501番	宅地	8770	43	平成17年10月5日 土地区画整理法による換地処分 他の従前の土地 野田町2番25、同番26、同番27、同番28、同番48、同番114、同番143、同番144、同番172、同番178、同番179、286番23、同番25、同番28、同番30、同番31、同番33、同番35、同番38、同番40、同番50、同番72、同番78、同番115、同番118、同番119、同番120、同番123、同番124、同番125、同番126、同番128、同番130、同番132、同番133、同番134、同番136、同番138、同番142、同番143、同番161、同番162、同番163、同番171、1461番1、同番10、同番11、同番34、同番36、同番37、同番51、同番53、同番81、同番82、同番83、同番84、同番86、同番93、同番99、同番136、同番140、同番141、同番160、同番161、同番162、同番163、同番164、同番165、同番166、同番167、同番175、同番176、同番177、同番178、同番179、同番181、同番182、同番183、同番185、同番186、同番187、同番195、同番196、同番197、同番200、同番201、同番202、同番205、同番206、同番207、同番208、同番209、同番214、同番215、同番216、同番221、同番222、同番228、同番232、同番237、同番238、同番239、同番240、同番245、同番247、同番248、同番249、同番285、同番286、同番287 〔平成17年10月5日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和54年3月30日 第10230号	原因 昭和53年11月15日売買 所有者 運輸省 順位1番の登記を移記
	[空白]	[空白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			の規定により移記 平成14年2月7日
2	土地区画整理法による換地処分による所有権登記	平成17年10月5日 第25096号	所有者 運輸省
3	<u>所有権移転</u>	平成24年10月22日 <u>第44019号</u>	原因 平成24年7月1日現物出資 所有者 <u>大阪府泉佐野市泉州空港北1香地</u> <u>新関西国際空港株式会社</u>
4	3番所有権抹消	平成25年1月10日 第427号	原因 錯誤

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成28年6月13日

大阪法務局北出張所

登記官

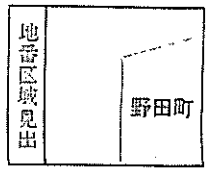
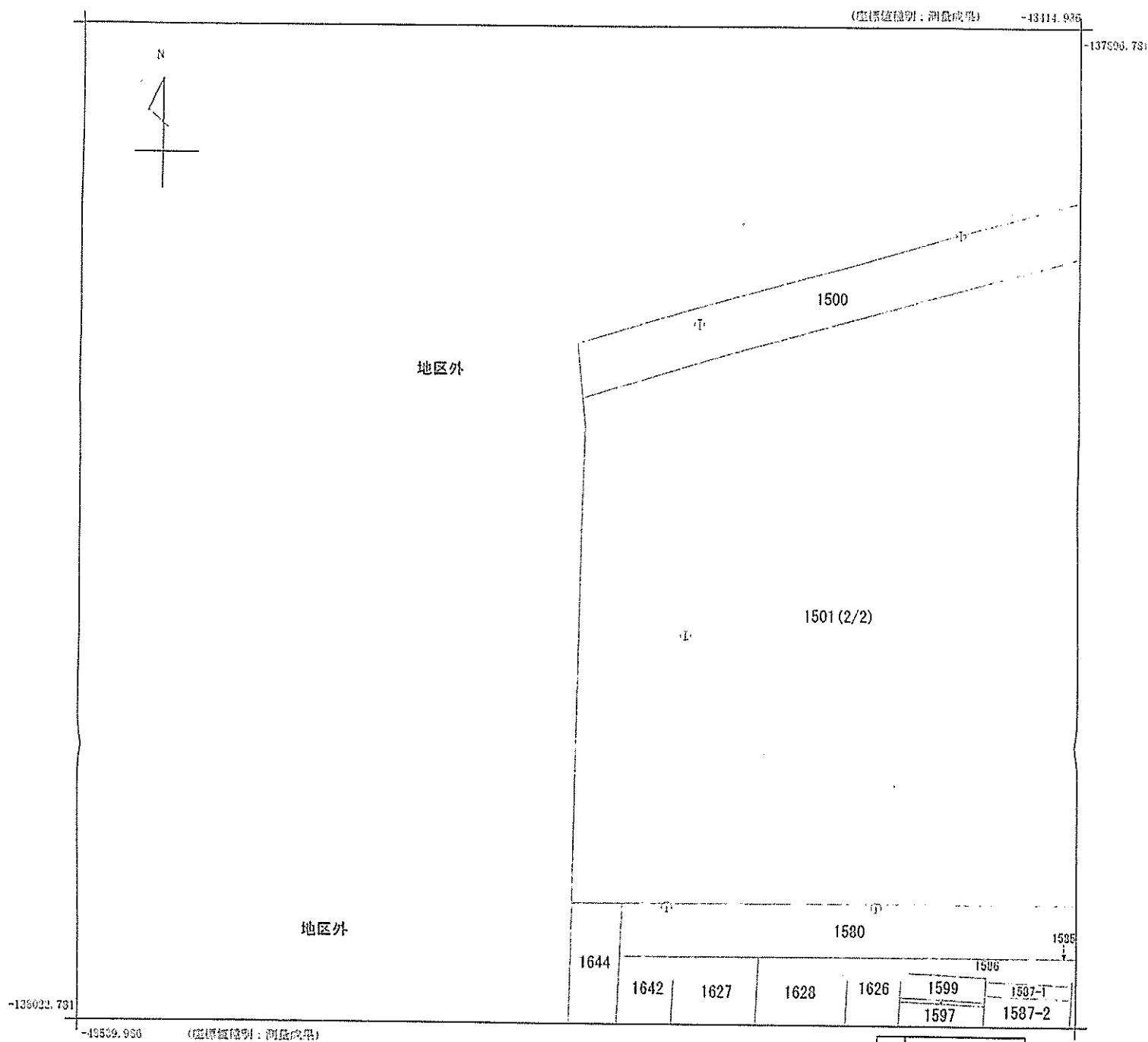
脇本佳昭



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K18373 (1/1)

2/2



請求部分	所在 豊中市野田町					地番	1501番		
出簿力尺	1/500	精度分	甲二	座標系 番号 記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)図調法19-5指定	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	平成17年2月25日			備付年月日 (原因)			補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成28年6月13日

大阪法務局北出張所

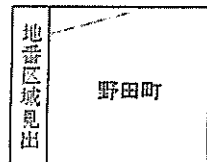
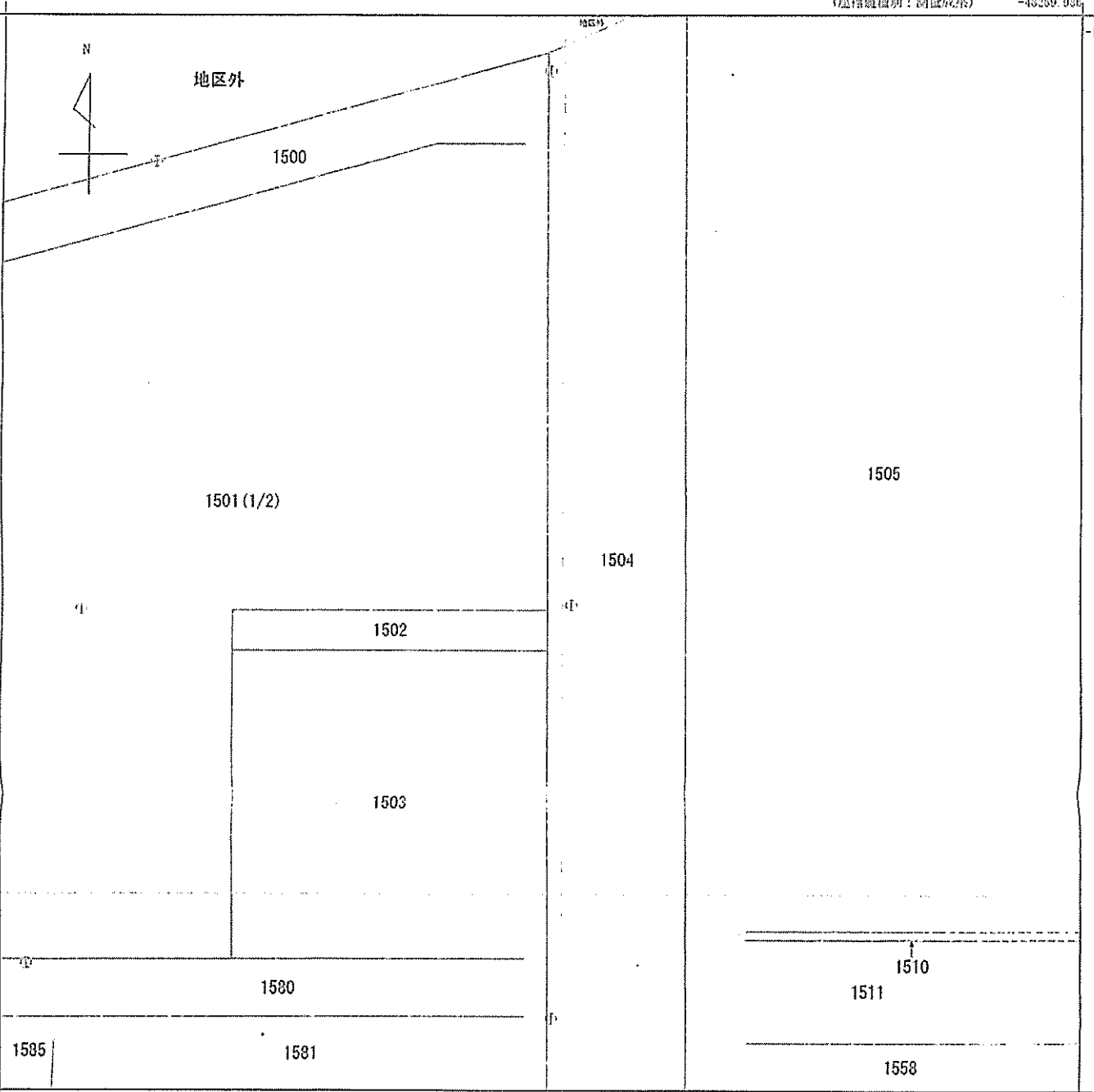
登記官

申請番号: 17-1  
(1/2)

脇本佳昭



公用



請求部	所在	豊中市野田町				地番	1501番		
出縮力尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	平成17年2月25日			備付年月日(原図)			補事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成28年6月13日

大阪法務局北出張所

申請番号：17-1

登記官

藤本佳昭

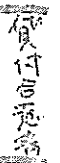


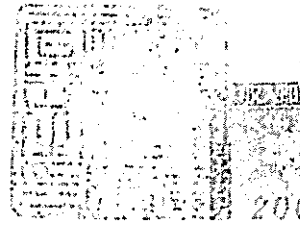
(2/2)

公用

E W 第 3 8 号  
平成 2 7 年 5 月 2 9 日

# 国有財産有償貸付合意書





国有財産有償貸付合意書

貸付人 国（以下「甲」という。）と借受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、国有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条第2項の規定に基づく事業用定期借地権の設定を目的として、次の条項を内容とする借地契約を平成27年6月8日までに公正証書により締結する。

なお、本件借地権は事業用定期借地権とする。

（貸付財産）

第1条 貸付財産は、次のとおり。

所在地	区分	数量 (㎡)	備考
豊中市野田町 1501 番	土地	8,770.43	

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成27年6月8日から平成37年6月7日までの10年間とする。

（本契約の目的）

第3条 本契約は、甲が乙に対して、貸付財産に法第23条第2項に基づく事業用定期借地権（以下「本件借地権」という。）を設定することを目的とする。

- 2 本件借地権は、契約の更新（更新請求及び土地の使用継続によるものも含む）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、乙は貸付財産上の建物の買取を甲に請求することができない。
- 3 本件契約は、法第3条から第8条、並びに法第13条及び法第18条、民法第619条の適用はない。

（買受けの特約）

第4条 乙は、第2条で定める貸付期間の満了前に、本契約を終了し、貸付財産を甲から買受けすることができるものとする。

- 2 前項の買受けについての詳細は、別途国有財産売買予約契約書により定めるものとする。
- 3 乙が、第1項に基づき貸付財産を甲から買受けの場合には、乙は第20条第1項で定める貸付財産上の建物その他工作物の除去は必要としない。

（土壌汚染及び地下埋設物）

第5条 乙は、平成26年11月7日及び平成26年12月17日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書 平成21年8月」、「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（0A301）平成22年1月」、「大阪国際空港場外用地（0A301）土壌汚染概況調査業務報告書 平成23

年11月」、「平成23年度大阪国際空港場外用地（DA301）土壤汚染深度方向調査業務報告書 平成24年2月」（以下「本件報告書等」という。）に記載の地下埋設物の存在及び土壤汚染の存在等を了承するものとする。

- 2 乙は、前項の内容に加えて、貸付財産のうち一部 471.875 m<sup>2</sup>が、豊中市より土壤汚染対策法第11条第1項で定める形質変更時要届出区域に指定されていることを了承するものとする。
- 3 乙は、前2項を了承した上で本契約を締結するものとし、本件報告書等に記載のある汚染物質、地下埋設物等の存在及び形質変更時要届出区域の指定を理由として、瑕疵担保責任に基づく本契約解除及び損害賠償請求並びに貸付料の減免請求等を行わないことを、甲に対して約する。

#### （土壤汚染除去等費用）

第6条 乙が、前条第1項記載の土壤汚染、地下埋設物の除去を行い、それによって貸付財産の価格が増大した場合の除去費用は有益費とする。

- 2 前項の有益費は、本契約終了の時に、貸付財産価格の増加が現存する場合に限り、乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額又は貸付財産価格の増加額のいずれかを甲が選択のうえ、乙に対して返還する。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、甲が返還すべき有益費の金額算定につき、本契約終了前においても、貸付財産価格増加の現存額算定の基準時期を指定したうえで、前項と同様の方法により甲が乙に返還すべき有益費の額を定めることができる。但し、同金額の返還時期及び返還方法は、甲が指定し、同金額に対しては、返還時期までの利息及び遅延損害金は付さないこととする。
- 4 前2項における貸付財産価格の増加額は、甲の基準による鑑定評価方法によって定めることに乙は同意する。
- 5 第2項の返還時期につき、相当の期限を付する必要がある場合には、甲及び乙が協議したうえで、相当な期限を付した返還時期を定めることができる。
- 6 第1項の有益費に関して、甲は、乙に対し、乙が、現に行い又は行おうとする土壤汚染又は地下埋設物除去工事に関する一切の必要資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。

#### （契約保証金）

第7条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金27,300,000円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 4 甲は、乙が、本契約終了後、第20条に定める義務その他本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に返付する。
- 5 甲は、乙が、本契約終了後、第20条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を第18条第1項に定める違約金として国庫に帰属させることができる。
- 6 前項の規定により国庫に帰属する金員は、第20条第3項に定める原状回復に要する費



用の一部に充てるものと解釈しない。

- 7 本契約が解除され、又は終了した場合において、乙が第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を支払うべき義務があるときは、第4項の規定にかかわらず、甲はその違約金等と第1項に定める契約保証金の全部又は一部と相殺することができる。
- 8 乙は、甲の書面による承諾を得ないで、第4項の保証金返還請求権を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

(貸付料)

第8条 貸付料は、平成27年6月8日から平成30年6月7日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	貸付料年額	備考
第1年次	自平成27年6月8日至平成28年6月7日	27,300,000円	
第2年次	自平成28年6月8日至平成29年6月7日	27,300,000円	
第3年次	自平成29年6月8日至平成30年6月7日	27,300,000円	

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料年額によるものとし、その金額については、甲から通知する。なお、その適用期間は3年間とする。
- 3 前項に規定する甲の定める貸付料算定基準は、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1308号 普通財産貸付事務処理要領」に基づくものとするが、同通達記載内容に変更が生じた場合には、貸付料算定時の国有財産関連通達に基づき算定するものとする。
- 4 第2項に規定する適用期間が満了した後の貸付料及び適用期間については、第2項の規定を準用する。

(貸付料の納付)

第9条 乙は、前条第1項に定める貸付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第1年次	第1回	2,275,000円	納入告知書の指定期日	
	第2回	2,275,000円	平成27年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成27年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成27年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成27年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成27年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成27年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成28年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成28年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成28年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成28年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成28年5月20日	

	計	27,300,000円		
第一年度	第1回	2,275,000円	平成28年6月20日	
	第2回	2,275,000円	平成28年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成28年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成28年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成28年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成28年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成28年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成29年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成29年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成29年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成29年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成29年5月20日	
	計	27,300,000円		
第二年度	第1回	2,275,000円	平成29年6月20日	
	第2回	2,275,000円	平成29年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成29年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成29年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成29年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成29年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成29年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成30年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成30年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成30年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成30年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成30年5月20日	
	計	27,300,000円		

2 前項の規定は、前条第2項（同条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定により更新した貸付料の納付方法に準用する。

（貸付料の改定）

第10条 甲は、貸付財産の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、法第11条第1項本文の規定に該当することとなったときは、第8条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

（指定用途）

第11条 乙は、貸付財産を貸付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）及び事業計画のとおり用途に自ら使用し、甲の承認を得な

いで変更してはならない。

(指定期日)

第12条 乙は、平成28年3月31日までに工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得たうえで、直ちに前条に定める用途に供さなければならない。

(貸付料の延滞金)

第13条 乙は、甲が定める納付期限までに、第9条に基づく貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、第24条に基づき算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序等)

第14条 乙が、貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

2 本契約が解除され、又は終了した場合において、第7条第7項及び第22条第3項の規定により契約保証金及び未経過期間に係る貸付料を第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭債務と相殺するときは、甲は、先ず未経過期間に係る貸付料から相殺し、なお当該金銭債務に残余があるときは、契約保証金と相殺することができる。

(使用上の制限)

第15条 乙は、貸付財産について第11条に規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更をしようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

3 乙は、貸付財産及び当該財産上に所在する建物その他工作物について、増改築等による現状の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を記載した書面を甲に通知しなければならない。

(財産保全義務)

第16条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付財産の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付財産が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(実地調査等)

第17条 甲は本契約に基づく債権の保全上必要があると認めるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他の財産を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 甲は、乙の第11条、第12条、又は第15条に規定する用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。
- 3 乙は、本契約締結の日から第2条に定める貸付期間満了の日まで毎年4月30日に、また甲が必要と認めるときは貸付財産について権利の設定又は当該財産上に所在する建物その他工作物の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて貸付財産の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、正当な理由なく、第1項及び第2項に定める質問、調査、実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は第1項及び前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

#### (違約金)

第18条 乙は、第8条第1項に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わねばならない。

- (1) 第12条、第15条第1項又は前条に定める義務に違反した場合 金27,300,000円
- (2) 第11条に定める義務に違反した場合 金81,900,000円
- (3) 第20条第1項に定める義務に違反した場合 金27,300,000円

2 乙は、第8条第1項に定める期間を経過した後において前項に定める義務に違反した場合の違約金(前項第3号を除く。)は、第8条第2項又は第4項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

3 前2項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 乙が第1項又は第2項に定める違約金を支払う義務を負う場合に、甲が第7条第7項又は第22条第3項の規定により当該違約金の一部を契約保証金等と相殺したときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

#### (契約の解除)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第12条に定める期日までに、工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得ることができず、第11条に定める用途に供することができないときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 貸付物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき
- 4 甲は、前2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
  - 5 乙は、甲が第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
  - 6 乙は、第2条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除することができる。
  - 7 乙は甲に対して、前項に定める契約の解除を行おうとする日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡し等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

(原状回復)

- 第20条 乙は、第2条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、自己の責任と負担において、貸付財産上の建物その他工作物を除去し、貸付財産を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、第2条に定める貸付期間が満了する日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡しの日程等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。
  - 3 乙が第1項に定める義務に違反した場合には、甲は原状回復に要する費用を乙に請求するものとする。
  - 4 前項に定める金員は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
  - 5 本契約は、法第23条第2項の規定に基づくものであり、法第13条の規定にかかわらず、第2条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときに、乙は甲に対し、貸付財産上に乙が建築した建物その他一切の工作物、造作等を買取すべきことを請求することはできない。

(貸付料滞納時の強制執行)

- 第21条 乙は本契約に定める金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨、異議なく承諾する。

(貸付料の清算)

第 22 条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

2 前項及び次項の規定により返還する未経過期間に係る貸付料には利息を付さないものとする。

3 甲は、本契約の解除により、乙が第 18 条の規定に基づき違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料の全部又は一部と相殺することができる。

(損害賠償)

第 23 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙が前項の規定により損害賠償義務を負う場合に、甲が第 7 条第 7 項又は前条第 3 項の規定により当該損害賠償額の一部を契約保証金等と相殺したときは、前項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

(延滞金の算定)

第 24 条 契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭の延滞金については、次の式により算定するものとする。

算定式	$\text{元本金額} \times 5\% \text{【延滞金利率】} \times (\text{延滞金起算日から納付の日までの日数} \div 365)$
-----	--

(本契約にかかる日割計算)

第 25 条 甲及び乙が本契約に基づき支払うべき金銭の額について日割計算を要するときは、前条に基づき算定する場合を除き、閏年を含む期間についても、年 365 日当たりの割合とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第 26 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付財産が固有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(公正証書の作成費用)

第 27 条 公正証書を作成する費用は、乙の負担とする。

(事前使用の禁止)

第 28 条 この貸付合意書締結後、公正証書を作成するまでの間、乙は甲の許可を得ずに貸付財産の使用をしてはならない。

(裁判管轄)

第29条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

(地盤調査結果に関する特約)

第30条 甲及び乙は、第8条の貸付料が、平成27年4月2日に乙が甲に提出した「(仮称)M学園小学校新築工事地盤調査報告書」記載の調査結果及び本書作成時点における貸付財産の地盤の現況を考慮した貸付料であることを確認する。

2 乙は、貸付財産の地耐力その他地盤状況を理由として、瑕疵担保責任に基づく契約解除、損害賠償、貸付料の減免、その他如何なる名目においても甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

3 乙が貸付財産に関して、地盤の整備、改良等の工事を実施した場合でも、乙は、同工事費用その他費用につき、民法第608条に基づく費用の償還、その他如何なる名目においても、甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

(その他有益費等の放棄)

第31条 乙は、本契約において甲が乙に対して支払うことを約するものを除き、貸付財産に関して乙が支出した必要費及び有益費等につき、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(本契約の効力)

第32条 本契約は、平成27年6月8日までに、事業用定期借地権の設定を目的とする本契約と内容において同一の公正証書が作成されることを停止条件として効力を生じる。

平成27年5月29日

貸付人 国

契約担当官 近畿財務局長

藤永 啓 印

印

借受人 住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号

氏名 学校法人 森友学園 理事長

E W 第 3 8 号  
平成 2 7 年 5 月 2 9 日

国有財産売買予約契約書



## 国有財産売買予約契約書



国（以下「甲」という。）と学校法人森友学園（以下「乙」という。）は、甲、乙の間で平成 27 年 5 月 29 日付 EW 第 38 号により国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）を締結した下記物件（以下「本物件」という。）について、以下の条項により国有財産の売買予約契約書を締結する。

なお、合意書については、合意書に記載する条項を内容とする事業用定期借地契約書（以下「事業用定期借地契約」という。）を別途公正証書により締結する予定である。

### 記

#### 物件の表示

所在地	豊中市野田町 1501 番
区分・数量	土地・8,770.43 m <sup>2</sup>

第 1 条 甲と乙は、本物件につき、次条以下及び別紙「国有財産売買契約書」に記載する売買条件にて、売買予約契約を締結する。

第 2 条 本売買予約契約の売買予約完結権は、甲及び乙がそれぞれ有するものとし、甲又は乙の予約完結権の行使の意思表示があったときは、相手方の何らの意思表示なしに、当然に別紙「国有財産売買契約書」記載の売買契約が成立するものとする。

2 予約完結権は、甲においては、合意書第 2 条に定める貸付期間を満了した平成 37 年 6 月 8 日に行使しなければならないものとする。

3 予約完結権は、乙においては、合意書第 2 条に定める貸付期間内（平成 27 年 6 月 3 日から平成 37 年 6 月 7 日）に行使しなければならないものとする。

4 甲及び乙の予約完結権は、前 2 項の行使期間内に行使のないときは消滅し、本売買予約契約は、失効する。

5 甲及び乙は、第 1 項の予約完結権の意思表示を行う際には、書面をもって行わなければならない。

6 甲及び乙は、第 1 項の予約完結権を、第三者に譲渡、担保設定等行ってはならない。

第3条 本売買予約契約書作成に至った経緯については、下記のとおりであることを、甲及び乙は、相互に確認する。

## 記

乙は、本物件の取得を希望し、甲と交渉を重ねてきたが、本物件に関しては、売払いが原則となるところ、乙の強い要望により、別途賃貸期間10年の事業用定期借地契約を締結したうえで、同賃貸期間内に乙において売買予約完結権を行使し、本物件の売買契約を成立させるために本売買予約契約を作成することとなった。

第4条 本売買予約契約に基づき乙が本財産を買受ける価格は、甲又は乙が予約完結権を行使する時点の更地価格とし、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1317号 国有財産評価基準について」に基づき算定するものとするが、同通達記載内容に変更が生じた場合には、予約完結権行使時点の国有財産関連通達に基づき算定するものとする。

2 前項の更地価格とは、建物等の定着物がなく、かつ、使用収益を制約する権利の付着がない土地の価格とし、借地権割合の控除も行わない価格とする。

3 第1項に定める価格は別紙「国有財産売買契約書」第2条に記載する。

4 甲は、第1項に定める買受価格の算定の際には、本物件の算定時における地盤の現況を価格要素として考慮する。

第5条 第2条の予約完結権の行使によって成立する売買条件は、本書に定めるもののほか、別紙「国有財産売買契約書」記載のとおりとする。

2 甲及び乙が予約完結権を行使する時点において、重大な事情の変化等により、本売買予約契約書及び別紙「国有財産売買契約書」記載の売買条件について変更する必要がある場合には、甲及び乙は、誠実に協議してこれに対応することとする。

第6条 乙が合意書第2条に定める貸付期間内(平成27年6月8日から平成37年6月7日)に本物件の予約完結権を行使しなかった場合には、乙は、甲の請求により、金93,200,000円の違約金(違約罰)を支払う。

第7条 乙において、別途締結する予定の事業用定期借地契約の賃貸期間満前前に、本売買予約契約書第2条に定めた予約完結権を行使した場合には、事業用定期借地契約については、甲及び乙の合意によって解除したものと

みなすこととする。

第8条 合意書冒頭で平成27年6月8日までに締結している公正証書による事業用定期借地契約が締結できなかった場合には、本売買予約契約は失効する。

第9条 本売買予約契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。


第10条 本売買予約契約に関して疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年5月29日

(甲) 國 契約担当官 近畿財務局長 葛永哲夫 印

(乙) 住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
氏名 学校法人 森友学園 理事長



別紙

第7号巻式（代金即納、用途指定（買戻特約付き）、時価売払用）

[収入印紙]

国有財産売買契約書

売払人甲（以下「甲」という。）と買受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量 (㎡)	備考
盛中市野田町 1501番	土地	8,770 43	

（売買代金）

第2条 売買代金は、平成27年5月29日付EW第38号国有財産売買予約契約書第4条に基づき金額とする。

（代金の支払い）

第3条 乙は、売買代金を、本契約締結と同時に甲に支払わなければならない。

（登記嘱託請求書等）

第4条 乙は、本契約締結の際に、あらかじめ登録免許税相当額の印紙又は現金領収証書を添付した登記嘱託請求書、第17条に定める買戻しの特約の登記に必要な承諾書を、甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

（かし担保）

第7条 甲は、本契約締結後、売買物件に隠れたかしが発見された場合には、引渡しの日から2年間に限り民法第570条に規定する担保の責任を負う。

（危険負担）

第8条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（事業計画等の変更）

第9条 乙は、第14条に定める指定期間が満了するまでの間に、やむを得ない事由により売払申請書に添付した事業計画又は利用計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更を必要とする事由及び変更後の計画を詳細に記載した書面をもって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

(工事完了の通知義務)

第10条 乙は、売払申請書に添付した利用計画(甲が前条の規定により当初計画の変更を承認しているときは、変更後の利用計画をいう。)に基づいて工事を完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(用途指定)

第11条 甲は、売買物件について、次条から第15条までに定めるところにより、乙と用途指定の特約をする。

(指定用途)

第12条 乙は、売買物件を売払申請書に添付した事業計画及び利用計画(甲が第9条の規定によりその変更を承認したときは、変更後の事業計画及び利用計画をいう。)に定めるとおりの用途(以下「指定用途」という。)に自ら供さなければならない。

(指定期日)

第13条 (削除)

(指定期間)

第14条 乙は、売買物件を本契約締結の日から10年間(以下「指定期間」という。)指定用途に供さなければならない。

(権利の設定等の禁止)

第15条 乙は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで、甲の承認を得ないで、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定(以下「権利の設定」という。)をし若しくは売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転(以下「所有権の移転」という。)をしてはならない。

(買戻しの特約)

第16条 甲は、乙が本契約締結の日から買戻期間満了の日までにおいて、甲の承認を得ないで次の各号の一に該当する行為をした場合には、売買物件の買戻しをすることができる。

- (1) 第14条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき。
- (2) 第12条及び第14条に定める義務に違反して指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 第15条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたとき。

2 前項に定める買戻しの期間は、本契約締結の日から10年間とする。

(買戻しの登記)

第17条 乙は、甲が前条第1項及び第2項の規定に基づき期間を10年とする買戻権並びに第21条第1項及び第2項に定める特約事項を登記することに同意する。

(用途指定の変更、解除等)

第 18 条 乙は、売買物件の全部又は一部について、やむを得ない事由により第 12 条から第 15 条までに定める用途指定の変更若しくは解除又は第 16 条第 1 項及び第 2 項に定める買戻しの特約を解除する必要がある場合には、詳細な事由を付した書面により甲に申請しなければならない。

2 甲が前項の申請に対し承認する場合には、書面によって行うものとする。

3 甲が前項に定める承認をする場合には、乙は甲の請求により甲の定める基準に基づき算定した額を納付しなければならない。

(実地調査等)

第 19 条 甲は、乙の第 12 条から第 15 条までに定める用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。

2 乙は、本契約締結の日から第 14 条に定める指定期間満了の日まで毎年 4 月 30 日に、また甲が必要と認めるときは売買物件について権利の設定又は所有権の移転を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく、前 2 項に定める実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 20 条 乙は、第 12 条から第 15 条までに定める用途指定の義務に違反したときは、次の各号に定めるところにより、甲に対し、違約金を支払わなければならない。ただし、第 2 項に該当する場合を除く。

(1) 第 14 条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき（指定用途以外の用途に供したときは次号による。）は金（売買代金の 1 割）円

(2) 第 12 条及び第 14 条に定める義務に違反して指定期間満了の日までに指定用途以外の用途に供したとき又は第 15 条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたときは金（売買代金の 3 割）円

2 乙は、第 12 条から第 15 条までに定める用途指定の義務に違反した場合において、甲が用途指定義務を履行し難い特別の事由があると認めて用途指定の変更若しくは解除又は第 16 条に定める買戻しの特約の解除を認めるときは、甲に対し、金（売買代金の 1 割）円の違約金を支払わなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前条第 3 項に定める義務に違反して実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、甲に対し、金（売買代金の 1 割）円の違約金を支払わなければならない。

4 前 3 項の違約金は、第 26 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(買戻権の行使)

第 21 条 甲は、第 16 条第 1 項に定める買戻権を行使するときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

2 甲は、買戻権を行使するときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、買戻権を行使するときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約の解除)

第 22 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 売買物件を本契約の締結の日から指定期間満了の日までの間に、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸したとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第 23 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。

ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

要  
で  
、  
で  
、  
、  
以  
を  
ど  
し  
、  
、  
き  
、  
、  
要

第 24 条 乙は、甲が第 16 条第 1 項の規定により買戻権を行使したとき又は第 22 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として、買戻権を行使した場合においては買戻権行使時の、また、解除権を行使した場合においては契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(特別違約金)

第 25 条 甲は、第 16 条第 1 項の規定に基づき買戻権を行使することができる場合には、甲の選択により、買戻権の行使に代えて特別違約金を請求することができる。この場合において、乙が特別違約金を納付したときは、第 11 条に定める用途指定の特約は解除する。

2 前項の特別違約金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 売買物件の用途指定違反時の時価額が売買代金を超える場合は、当該超過額

(2) 売買物件の用途指定違反時の時価額の 3 割に相当する額

(3) 売買物件の契約時の時価額の 3 割に相当する額から第 20 条第 1 項に定める違約金を控除した額

(損害賠償)

第 26 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 27 条 甲は、第 23 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 20 条に定める違約金又は本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 28 条 本契約の締結及び履行並びに買戻権の抹消登記等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 29 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 30 条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。



(特約条項)

第31条 乙は、平成26年11月7日及び平成26年12月17日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書 平成21年8月」、「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（OA301）平成22年1月」、「大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染概況調査業務報告書 平成23年11月」、「平成23年度大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染深度方向調査業務報告書 平成24年2月」に記載の地下埋設物の存在及び土壤汚染の存在等を了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

2 乙は、前項の内容に加えて、売買物件のうち一部471.875㎡が、豊中市より土壤汚染対策法第11条第1項で定める形質変更時要届出区域に指定されていることを了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

3 前2項のかしについては、第7条の隠れたかしに該当しない。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

売出人 国  
契約担当官 近畿財務局長 印

買受人 住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号  
氏名 学校法人 森友学園 理事長 印



平成 二 〇 二 〇 年 二 月 〇 九 日

近畿財務局長 殿

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号

住 所 学校法人 藤 友 学 園

氏 名 理事長 籠 池 康 夫

### 契約金額公表同意書

貴局と平成28年6月20日付ES第28号「国有財産売買契約書」にて売買契約を締結した下記財産について、契約金額を公表することに同意します。

#### 記

所 在 地 : 豊中市野田町1501番  
区 分 ・ 数 量 : 土地・8, 770.43㎡  
契 約 金 額 : 金134, 000, 000円

表題部 (土地の表示)		調製	平成14年2月7日	不動産番号	1212000145569
地図番号	204-11、204-13	筆界特定	余白		
所在	豊中市野田町				余白
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2番24	池沼	72		2番20から分筆 〔昭和42年6月16日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年2月7日	
1501番	宅地	8770	43	平成17年10月5日 土地区画整理法による換地処分 他の従前の土地 野田町2番25、同番26、同番27、同番28、同番48、同番114、同番143、同番144、同番172、同番178、同番179、286番23、同番25、同番28、同番30、同番31、同番33、同番35、同番38、同番40、同番50、同番72、同番78、同番115、同番118、同番119、同番120、同番123、同番124、同番125、同番126、同番128、同番130、同番132、同番133、同番134、同番136、同番138、同番142、同番143、同番161、同番162、同番163、同番171、1461番1、同番10、同番11、同番34、同番36、同番37、同番51、同番53、同番81、同番82、同番83、同番84、同番86、同番93、同番99、同番136、同番140、同番141、同番160、同番161、同番162、同番163、同番164、同番165、同番166、同番167、同番175、同番176、同番177、同番178、同番179、同番181、同番182、同番183、同番185、同番186、同番187、同番195、同番196、同番197、同番200、同番201、同番202、同番205、同番206、同番207、同番208、同番209、同番214、同番215、同番216、同番221、同番222、同番228、同番232、同番237、同番238、同番239、同番240、同番245、同番247、同番248、同番249、同番285、同番286、同番287 〔平成17年10月5日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和54年3月30日 第10230号	原因 昭和53年11月15日売買 所有者 運輸省 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			の規定により移記 平成14年2月7日
2	土地区画整理法による換地処分による所有権登記	平成17年10月5日 第25096号	所有者 運輸省
3	所有権移転	平成24年10月22日 第44019号	原因 平成24年7月1日現物出資 所有者 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 新関西国際空港株式会社
4	3番所有権抹消	平成25年1月10日 第427号	原因 錯誤
5	所有権移転	平成28年6月20日 第23370号	原因 平成28年6月20日売買 所有者 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号 学校法人 森友学園
付記1号	質戻特約	平成28年6月20日 第23370号	原因 平成28年6月20日特約 売買代金 金1億3,400万円 契約費用 返還を要しない 期間 平成28年6月20日から10年間 質戻権者 国土交通省

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成28年6月20日 第23371号	原因 平成28年6月20日国有財産売払代金 延納契約による同日設定 債権額 金1億1,199万6,098円 内訳 元本金1億613万円 利息金586 万6,098円 (平成28年6月21日から 平成38年5月31日までの分) 利息 元本につき年1.0% 損害金 元本につき年5.0% (年365日 割計算) 債務者 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号 学校法人 森友学園 抵当権者 国土交通省

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成29年1月31日

大阪法務局

登記官

寺尾俊之



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K35488 (1/1)

2/2

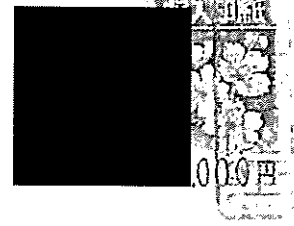
E S 第 2 8 号  
平成 2 8 年 6 月 2 0 日

## 国有財産売買契約書

別 紙

第 2 号書式（代金延納、用途指定（買戻特約付き）、時価売払用）

国有財産売買契約書



売払人国（以下「甲」という。）と買受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第 1 条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量	備考
豊中市野田町 1501 番	土地	8,770 43	

（売買代金）

第 2 条 売買代金は、金 134,000,000 円とする。

2 前項に定める売買代金のうち金 27,300,000 円は、第 44 条に基づき、本契約の成立を停止条件として、売買物件に関する平成 27 年 5 月 29 日付 EW 第 38 号国有財産有償貸付合意書（以下「本件貸付契約」という。なお、同内容につき大阪法務局所属本町公証役場にて平成 27 年第 180 号事業用定期借地権設定契約公正証書を同年 6 月 8 日付で作成）を含意解除することに伴い甲が乙に還付する本件貸付契約第 7 条に定める契約保証金より充当するものとする。

（即納金の支払い）

第 3 条 売買代金のうち金 27,870,000 円を即納金とする。

2 前項に定める即納金のうち金 27,300,000 円は、前条第 2 項によって売買代金に充当される本件貸付契約第 7 条の契約保証金より充当するものとする。

3 乙は、第 1 項に定める即納金から前項によって充当される金 27,300,000 円を差し引いた金 570,000 円を、本契約締結と同時に甲に支払わなければならない。

（延納の特約）

第 4 条 甲乙両者は、第 2 条第 1 項に定める売買代金から前条第 1 項に定める即納金を差し引いた金 106,130,000 円について、次条及び第 6 条並びに第 11 条から第 16 条までに定めるところにより延納の特約をする。

（延納代金の支払方法）

第 5 条 延納代金の支払方法は 10 年の年賦払いとし、毎年の納付期限及び各納付期限ごとに乙の支払うべき延納代金及び延納利息並びにその合計額は次表に掲げるところによる。なお、この場合における延納利息の利率は年 1.0%とする。

区分	納付期限	延納代金	延納利息	合計額	延納利息計算期間
延納第 1 回	平成 29 年 5 月 31 日	10,144,125	1,003,146	11,147,271	平成 28 年 6 月 21 日から 平成 29 年 5 月 31 日まで

延納第2回	平成30年5月31日	10,245,567	959,858	11,205,425	平成29年6月1日から平成30年5月31日まで
延納第3回	平成31年5月31日	10,348,022	857,403	11,205,425	平成30年6月1日から平成31年5月31日まで
延納第4回	平成32年5月31日	10,451,503	753,922	11,205,425	平成31年6月1日から平成32年5月31日まで
延納第5回	平成33年5月31日	10,556,018	649,407	11,205,425	平成32年6月1日から平成33年5月31日まで
延納第6回	平成34年5月31日	10,661,578	543,847	11,205,425	平成33年6月1日から平成34年5月31日まで
延納第7回	平成35年5月31日	10,768,194	437,231	11,205,425	平成34年6月1日から平成35年5月31日まで
延納第8回	平成36年5月31日	10,875,876	329,549	11,205,425	平成35年6月1日から平成36年5月31日まで
延納第9回	平成37年5月31日	10,984,634	220,791	11,205,425	平成36年6月1日から平成37年5月31日まで
延納第10回	平成38年5月31日	11,094,483	110,944	11,205,427	平成37年6月1日から平成38年5月31日まで
計		106,130,000	5,866,098	111,996,098	

2 乙は、前項に掲げる表の区分欄に示す延納各回ごとに定める納付期限までに、延納代金と延納利息との合計額を、甲の発行する納入告知書により甲に支払わなければならない。

3 乙が第1項に掲げる表の延納代金を、当該延納代金の納付期限前に支払う旨を書面により申請した場合には、甲は、当該納付期限を繰り上げ、かつ、繰上期間に対応する延納利息を減額することができる。ただし、当該繰上期間が1か月未満であるときは、当該繰上期間に対応する延納利息は減額しない。

(保険金による延納代金等の充当)

第6条 甲は、第13条第1項に定めるところにより損害保険契約を締結した担保物件について保険事故が発生し、かつ、当該保険契約に基づき保険金の支払いを受けたときは、当該保険金を、乙の未払の延納代金と当該延納代金に充当する日までに付すべき延納利息との合計額(第17条に定める延滞金があるときは、これを加算した額とする。)に充当し、残余の保険金は、乙に返還する。

(登記囑託請求書等)

第7条 乙は、本契約締結の際に、あらかじめ登録免許税相当額の現金領収証書を添付した登記囑託請求書、第11条に定める抵当権設定登記に必要な書類及び第27条に定める買戻しの特約の登記に必要な承諾書を、甲に提出しなければならない。

2 乙が本契約締結の際に登録免許税法(昭和42年法律第35号)第4条第2項に基づく登録免許税を非課税とする証明書類を提出した場合には、乙は前項の規定により登記囑託請求書を甲に提出する際に登録免許税相当額の現金領収証書の添付を要しない。

(所有権の移転)

第8条 売買物件の所有権は、乙が第3条に定める即納金を完納した時に乙に移転する。

(売買物件の引渡し)



第9条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

(危険負担)

第10条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(担保の提供)

第11条 乙は、第5条第1項に定める延納代金及び延納利息の支払いを担保するため、本契約締結と同時に甲のために別紙第1に掲げる物件について順位第1番の抵当権を設定することに同意する。

(増担保等)

第12条 甲が、前条に基づき抵当権を設定した物件が滅失したとき、又は、担保価値が減少したと認めて乙に対して増担保又は代わりの担保の提供を請求したときは、乙は、遅滞なく甲の認める他の物件を増担保又は代わりの担保として甲に提供しなければならない。

(担保物件の付保)

第13条 乙は、第11条に定めるところにより担保として提供する物件のうち、別紙第2に掲げるものについては、あらかじめ、自己の負担において甲の指定する金額を保険金額とし、乙を被保険者とする甲の指定する損害保険契約を締結しなければならない。

2 乙は、前項に定める損害保険契約を締結したときは、当該保険契約にかかる保険金請求権を甲に譲渡し、かつ、確定日付ある証書をもってその旨を保険者に通知するとともに、本契約締結の日から30日以内にその保険証券を甲に提出しなければならない。

3 乙は、延納代金及び延納利息の支払いを完了するまで、第1項に定める保険契約を継続しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が前条に定めるところにより増担保又は代わりの担保として提供する物件について準用する。

(担保物件に関する通知)

第14条 乙は、担保物件について、次に掲げる各号の一に該当する行為をしようとするとき又は乙以外の者が次に掲げる各号の一に該当する行為をしたときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

(1) 訴えの提起、裁判上の和解又は調停の申立

(2) 仮差押の申請、仮処分、強制執行又は競売の申立

(3) 滞納処分(その例による処分を含む。以下同じ。)

(4) 担保物件を損傷、滅失その他現状を変更し、又は担保価値を減少させると認められる事実上又は法律上の行為

(担保の一部解除)

第15条 甲は、乙が第5条第1項に定める延納代金と延納利息の一部を支払った後、担保の一部解除を申し出た場合において、これを適当と認めるときは、担保の一部を解除することができる。

(延納特約の解除)

第 16 条 第 4 条に定める延納の特約は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、当然に解除される。

- (1) 乙が支払停止の状態に陥り又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (2) 乙が、破産、民事再生手続開始又は更生手続開始の申立てを受け若しくは自らこれらの申立てをしたとき。
- (3) 乙が合併によらないで解散をしたとき。
- (4) 乙について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認の申述をしたとき。
- (5) 乙が、担保物件を滅失又は損傷し若しくは担保価値を減少させる行為をしたとき。
- (6) 担保物件について強制競売又は任意競売の開始決定があったとき。
- (7) 担保物件について滞納処分としての公売の公告があったとき。

2 甲は、次に掲げる各号の一に該当する事由が生じたときは、延納の特約を解除し又は延納期間を短縮することができる。

- (1) 乙の財産について、仮差押又は強制競売若しくは任意競売並びに仮処分の申立てを受けたとき。
- (2) 乙が滞納処分を受けたとき。
- (3) 乙が合併、資本の減少又は営業の譲渡をしたとき。
- (4) 担保物件について訴えの提起、裁判上の和解又は調停の申立てがあったとき。
- (5) 乙が第 22 条から第 25 条までに定める用途指定の変更若しくは解除を申請したとき。
- (6) 乙が本契約に定める義務を履行しなかったとき。

3 甲が前 2 項の規定により延納の特約を解除したときは、乙は期限の利益を失い、未払いの延納代金と、当該金額に対して延納特約の解除の日までの期間に相当する延納利息との合計額を一時に甲に支払わなければならない。

4 乙は、第 1 項第 1 号から第 5 号まで又は第 2 項第 1 号から第 3 号（ただし、合併及び資本の減少を除く。）までの各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

5 甲は、乙が第 3 項の規定により延納代金及び延納利息を一時に支払うこととなった場合にはその金額並びに延滞金があるときはその金額との合計額の支払いを完了する時まで担保の解除はしない。

（延滞金の徴収）

第 17 条 乙は、第 5 条第 1 項に掲げる表の合計額欄に定めた金額を、当該金額の納付期限（甲が第 5 条第 3 項に定めるところにより納付期限を繰り上げたときは、繰上げ後の期限）までに支払わなかったとき又は前条第 3 項に定めるところにより納付すべき金額を甲の指定する期限までに支払わなかったときは、延納代金について、当該納付期限の翌日から支払いのあった日までの期間につき第 38 条に基づき算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

（充当の順序）

第 18 条 甲は、乙が延納代金、延納利息及び延滞金を支払うべき場合において、現実に納付のあった金額が延納代金、延納利息及び延滞金の合計額に満たない場合には、延滞金、延納利息及び延納代金の順序で充当する。

（事業計画等の変更）

第 19 条 乙は、第 24 条に定める指定期間が満了するまでの間に、やむを得ない事由により売払申請書に添付した事業計画又は利用計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更を必要とする事由及び変更後の計画を詳細に記載した書面をもって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

(工事完了の通知義務)

第 20 条 乙は、売払申請書に添付した利用計画（甲が前条の規定により当初計画の変更を承認しているときは、変更後の利用計画をいう。）に基づいて工事を完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(用途指定)

第 21 条 甲は、売買物件について、次条から第 25 条までに定めるところにより乙と用途指定の特約をする。

(指定用途)

第 22 条 乙は、売買物件を売払申請書に添付した事業計画及び利用計画（甲が第 19 条の規定によりその変更を承認したときは、変更後の事業計画及び利用計画をいう。）に定めるとおりの用途（以下「指定用途」という。）に自ら供さなければならない。

(指定期日)

第 23 条 乙は、売買物件について平成 29 年 3 月 31 日（以下「指定期日」という。）までに必要な工事を完了し、指定用途に供さなければならない。

2 乙は、本契約締結の日から指定期日までに、甲の承認を得ないで売買物件を指定用途以外の用途（指定用途に供するための工事を行う場合及び指定用途と本旨において相違ない付随あるいは関連する用途に供する場合を除く。以下同じ。）に供してはならない。

(指定期間)

第 24 条 乙は、売買物件を指定期日の翌日から平成 38 年 6 月 19 日まで（以下「指定期間」という。）指定用途に供さなければならない。

(権利の設定等の禁止)

第 25 条 乙は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで、甲の承認を得ないで、売買物件に地上権、賃権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）をし若しくは売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をしてはならない。

(買戻しの特約)

第 26 条 甲は、乙が本契約締結の日から買戻期間満了の日までにおいて、甲の承認を得ないで次の各号の一に該当する行為をした場合には、売買物件の買戻しをすることができる。

(1) 第 23 条第 1 項に定める義務に違反して指定期日までに指定用途に供さなかったとき。

(2) 第 24 条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき。

(3) 第 22 条、第 23 条第 2 項及び第 24 条に定める義務に違反して指定用途以外の用途に供したとき。

(4) 第 25 条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたとき。

2 前項に定める買戻しの期間は、本契約締結の日から 10 年間とする。

(買戻しの登記)

第 27 条 乙は、甲が前条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき期間を 10 年とする買戻権並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項に定める特約事項を登記することに同意する。

(用途指定の変更、解除等)

第 28 条 乙は、売買物件の全部又は一部について、やむを得ない事由により第 22 条から第 25 条までに定める用途指定の変更若しくは解除又は第 26 条第 1 項及び第 2 項に定める買戻しの特約を解除する必要がある場合には、詳細な事由を付した書面により甲に申請しなければならない。

2 甲が前項の申請に対し承認する場合には、書面によって行うものとする。

3 甲が前項に定める承認をする場合には、乙は甲の請求により甲の定める基準に基づき算定した額を納付しなければならない。

(実地調査等)

第 29 条 甲は、第 5 条第 1 項に定める債権の保全上必要があると認めるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他の物件を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙の第 22 条から第 25 条までに定める用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。

3 乙は、本契約締結の日から第 24 条に定める指定期間満了の日まで毎年 4 月 30 日に、また甲が必要と認めるときは売買物件について権利の設定又は所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

4 乙は、正当な理由なく、第 1 項及び第 2 項に定める質問、調査、実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は第 1 項及び前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 30 条 乙は、第 22 条から第 25 条までに定める用途指定の義務に違反したときは、次の各号に定めるところにより、甲に対し、違約金を支払わなければならない。ただし、第 2 項に該当する場合を除く。

(1) 第 23 条第 1 項に定める義務に違反して指定期日までに指定用途に供さなかったとき又は第 24 条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき(指定用途以外の用途に供したときは次号による。)は金 13,400,000 円

(2) 第 22 条、第 23 条第 2 項及び第 24 条に定める義務に違反して指定期間満了の日までに指定用途以外の用途に供したとき又は第 25 条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたときは金 40,200,000 円

2 乙は、第 22 条から第 25 条までに定める用途指定の義務に違反した場合において、甲が用途指定義務を履行し難い特別の事由があると認めて用途指定の変更若しくは解除又は第 26 条に定める買戻しの特約の解除を認めるときは、甲に対し、金 13,400,000 円の違約金を支払わなければならない

3 乙は、正当な理由なく第 14 条又は第 16 条第 4 項に定める通知を怠ったため甲に損害を与えたとき又は前条第 4 項に定める義務に違反して実地調査又は実地監査を拒み、妨

げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、甲に対し、金13,400,000円の違約金を支払わなければならない。

4 前3項の違約金は、第36条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。  
(買戻権の行使)

第31条 甲は、第26条第1項に定める買戻権を行使するときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

2 甲は、買戻権を行使するときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、買戻権を行使するときは、乙が支払った延納利息、延滞金及び違約金並びに乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約の解除)

第32条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 売買物件を本契約の締結の日から指定期間満了の日までの間に、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸したとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第33条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った延納利息、延滞金及び違約金並びに乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第34条 乙は、甲が第26条第1項の規定により買戻権を行使したとき又は第32条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として、買戻権を行使した場合においては買戻権行使時の、また、解除権を行使した場合においては契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(特別違約金)

第35条 甲は、第26条第1項の規定に基づき買戻権を行使することができる場合には、甲の選択により、買戻権の行使に代えて特別違約金を請求することができる。この場合において、乙が特別違約金を納付したときは、第21条に定める用途指定の特約は解除する。

2 前項の特別違約金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 売買物件の用途指定違反時の時価額が売買代金を超える場合は、当該超過額

(2) 売買物件の用途指定違反時の時価の3割に相当する額

(3) 売買物件の契約時の時価の3割に相当する額から第30条第1項に定める違約金を控除した額

(損害賠償)

第36条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第37条 甲は、第33条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第5条第1項に定める延納利息(ただし、買戻権、又は解除権行使時までの延納利息)、第17条に定める延滞金、第30条に定める違約金又は本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と延納利息等の全部又は一部と相殺する。

(延滞金の算定)

第38条 本契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭の延滞金については、次の式により算定するものとする。

算定式 元本金額×5%【延滞金利率】×(延滞金起算日から納付の日までの日数÷365)

(契約の費用)

第39条 本契約の締結及び履行並びに抵当権又は買戻権の抹消登記等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第40条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第41条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

(瑕疵担保責任免除特約等)

第42条 乙は、本件貸付契約第5条の土壤汚染、地下埋設物に関する瑕疵及び第30条記載の地耐力に関する瑕疵並びに次項以下の一切の瑕疵の存在につき了承したうえで本件土地を現状有姿にて買い受ける。

2 乙は、平成26年11月7日及び平成26年12月17日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地(野田地区)土地履歴等調査報告書 平成21年8月」、「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地(野田地区)地下構造物状況調査業務報告書(OA301)平成22年1月」、「大阪国際空港場外用地(OA301)土壤汚染概況調査業務報告書 平成23年11月」、「平成23年度大阪国際空港場外用地(OA301)土壤汚染深度方向調査業務報告書 平成24年2月」に記載の内容を了承したうえで売買物件を買い受ける。

3 乙は、売買物件のうち一部471.875㎡が、豊中市より土壤汚染対策法第11条第1項で定める形質変更時要届出区域に指定されていたことを了承したうえで売買物件を買い受ける(平成27年10月26日指定解除)。

4 乙は、売買物件に関して、前3項の他、次の瑕疵を了承する。

一 売買物件の地表面及び地中に陶器片、ガラス片、木くず、ビニール等のごみが存在すること。

二 売買物件には、第2項で定める「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地(野田地区)地下構造物状況調査業務報告書(OA301)平成22年1月」において実施した掘削調査深度より深い箇所にも地下埋設物が存在すること。

5 乙は、従前の経緯を踏まえて、前4項に定める瑕疵の他、その他乙が小学校建設及び運営を行ううえで支障となる売買物件に関する一切の瑕疵(隠れた瑕疵も含む)について、瑕疵担保責任を免除する。

6 本件貸付契約第6条の規定にかかわらず、前5項に定める瑕疵の除去に伴う一切の費用につき、本契約書作成時点において既に乙において支払いを受けているもの(平成28年3月30日付合意書に基づく土壤汚染除去等費用合計金1億3176万円)を除き、甲は、乙に対して、何ら支払を要せず、乙は、甲に対して、有益費返還請求、損害賠償請求その他名目を問わず、一切の財産的請求をしないことにつき、甲及び乙は確認する。

7 乙が小学校建設を行うために必要な売買物件に残存する陶器片、ガラス片、木くず、ビニール等のごみ、地下埋設物、土壤汚染、地耐力等に関する調査については、甲において調査を要せず、現状にて売買物件を売却することを乙は了承する。

8 乙は、売買物件に関する一切の瑕疵(隠れたる瑕疵を含む)に関して、調査費用、除去費用、廃棄費用等の費目を問わず、瑕疵担保責任、不法行為責任、有益費返還請求、立替金返還請求、その他名目を問わず、本書に定めるものの他、甲に対して、金銭請求並びに履行請求等、一切の財産上の請求を甲にしないことを、甲に約する。

9 本条に定める瑕疵除去工事は乙の責任と費用においてこれを行い、本書作成以後、乙が依頼した請負業者から甲が費用請求を受けた場合には、乙において支払う。

(売買予約契約の合意解除)

第 43 条 本契約の成立を停止条件として、平成 27 年 5 月 29 日付 EW 第 38 号国有財産売買予約契約書（以下「本件売買予約契約」という。）を合意解除する。

2 本件売買予約契約の合意解除に伴い、本件売買予約契約に基づく一切の債権債務につき、甲乙間の債権債務はないことを確認する。

(貸付契約の合意解除)

第 44 条 本契約の成立を停止条件として、売買物件に関する本件貸付契約を合意解除する。

2 前項の前提条件として、乙は甲に本件貸付契約に定める貸付料の清算払いを行う。

3 甲及び乙は、第 1 項に定める本件貸付契約の合意解除に伴い甲が乙に還付する本件貸付契約第 7 条に定める契約保証金を売買代金に充当することを確認する。

4 甲及び乙は、前 3 項に伴い、本書に定めるものの他、本件貸付契約に関し、甲乙間には、何らの債権債務のないことを確認する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 28 年 6 月 20 日

売出人

国

契約担当官

近畿財務局長

美並

義人

印

買受人

住所 大阪市淀川区塚本一丁目 6 番 2 5 号

氏名 学校法人 森友学園 理事長

印

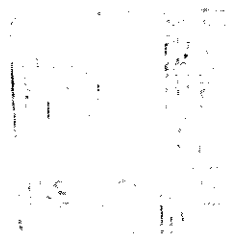


別紙第 1

所在地	担保物件の種類	区分	種目	構造	数量	担保価値
豊中市野田町 1501 番	不動産	土地	宅地	—	8,770 43	107,200,000

別紙第 2

所在地	担保物件の種類	区分	種目	構造	数量	保険金額
<hr/>						



# FAX 送信状

平成 28 年 6 月 15 日

【送信先】

森友学園 籠池理事長 様

【発信者】

近畿財務局 管財部 第1統括  
池田

TEL : 06-6949-6386

FAX : 06-6949-6112

送信枚数 4 枚 (本紙含み)

いつもお世話になりありがとうございます。  
午前中にお電話した件です。

6月20日(月)の契約時にお持ちいただく金額等について説明した文書を別添のとおりFAX送付いたします(別添文書は契約書の見本も添えて別途郵送いたします)。

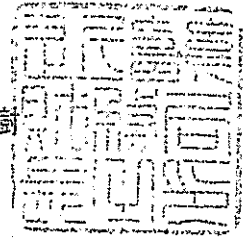
なお、本日以降に提出するとお約束いただいた以下の書面のご提出を併せてお願いいたします。

- 印鑑証明書 (原本3部)
- 履歴事項全部証明書 (原本2部)
- 収支計画書

平成28年6月15日

学校法人森友学園  
理事長 籠池 康博 殿

近畿財務局長 武 内 良 樹



### 国有財産の売買契約について

平成28年6月9日付で申請のありました国有財産の売払いにつきまして、下記のとおり売買契約を締結しますので、契約締結日当日に別添に記載しておりますものをご持参願います。

#### 記

所 在 地	区 分	数 量 (㎡)	売 買 代 金 (円)
豊中市野田町 1501 番	土 地	8,770.43	134,000,000(※)

契約の日時 平成28年6月20日(月)午前10時00分

契約の場所 近畿財務局管財部統括国有財産管理官(1)  
(大阪合同庁舎4号館9階)

(※) 内訳

【即納金】 27,870,000円(うち27,300,000円は保証金より充当)

【延納代金】 106,130,000円

○契約日当日にご持参頂くもの

1. この書面（国有財産の売買契約について）
2. 買受人の印鑑届をしている印（法人実印）
3. 現金 1,467,534 円（お釣りのないようにご準備願います）  
（内訳：①即納金 27,870,000 円のうち契約保証金 27,300,000 円を  
充当した残額の 570,000 円  
②貸付料の清算（6/8～6/19 までの 12 日間分）897,534 円）
4. 登録免許税非課税証明書（原本）
5. 収入印紙 60,000 円分（事前にご購入のうえご持参願います）
6. 保管金受領証書（契約保証金受入れの際にお渡ししている書類になります。同封しております別紙の原本をご持参願います）
7. 所有権移転登記識別情報等郵送依頼書（※登記済証の郵送を希望される場合は本書及び 860 円分の切手（配達証明送料）を提出願います）

○契約日当日に当局で準備しており、署名及び押印をいただく書類

1. 売買契約書 2 部
2. 所有権移転登記嘱託請求書
3. 買戻特約の登記についての承諾書
4. 買戻特約設定登記に係る登記原因証明情報
5. 抵当権設定登記承諾書
6. 抵当権設定登記に係る登記原因証明情報

※必ず本書の原本を  
ご持参願います。

保管金受領証書

平成27年度 第 1 号

金 27,300,000

保管の事由 契約保証金

上記の金額を領収しました。

平成27年5月7日

大阪航空局 歳入歳出外現金出納官吏  
出納係長 石村



住 所 大阪府大阪市淀川区塚本1丁目6番25号

氏 名 学校法人 森友学園  
理事長 籠池 康博

殿

上記の金額を領収しました。



平成 年 月 日

住所

氏名

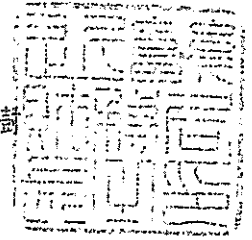
印

大阪航空局 歳入歳出外現金出納官吏  
出納係長 殿

[保管金取扱規程第6条関連第1号様式]

学校法人森友学園  
理事長 籠池 康博 殿

近畿財務局長 武 内 良 樹



国有財産の売買契約について

平成 28 年 6 月 9 日付で申請のありました国有財産の売払いにつきまして、下記のとおり売買契約を締結しますので、契約締結日当日に別添に記載しておりますものをご持参願います。

記

所 在 地	区 分	数 量 (㎡)	売買代金 (円)
豊中市野田町 1501 番	土 地	8,770.43	134,000,000(※)

契約の日時 平成 28 年 6 月 20 日 (月) 午前 10 時 00 分

契約の場所 近畿財務局管財部統括国有財産管理官 (1)  
(大阪合同庁舎 4 号館 9 階)

(※) 内訳

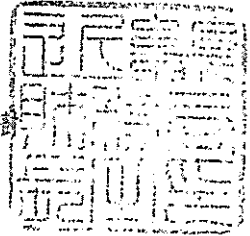
【即納金】 27,870,000 円 (うち 27,300,000 円は保証金より充当)

【延納代金】 106,130,000 円

E S 第 2 8 号  
平成 2 8 年 6 月 1 5 日

大阪航空局長 殿

近畿財務局長 武内良樹



自動車安全特別会計（空港整備勘定）所屬普通財産の売買契約に伴う  
契約保証金充当について

平成 2 8 年 4 月 1 4 日付阪空補第 1 5 号をもって貴局より処分依頼のありました下記財産に係る標記のことにつきまして学校法人森友学園と平成 2 8 年 6 月 2 0 日に国有財産売買契約を締結することとなったので通知します。

つきましては、「自動車安全特別会計（空港整備勘定）所屬普通財産の貸付契約に伴う契約保証金の受入について（平成 2 7 年 4 月 3 0 日付 EW 第 2 0 号）」により貴局が受け入れた契約保証金 2 7, 3 0 0, 0 0 0 円を国有財産売買契約書第 2 条に基づく売買代金へ充当することとするので、手続きの程よろしくお願いいたします。

記

1. 売買物件

- (1) 所在地 豊中市野田町 1 5 0 1 番
- (2) 口座名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分・数量 土地：8, 7 7 0. 4 3 m<sup>2</sup>
- (4) 売買代金 金 1 3 4, 0 0 0, 0 0 0 円

2. 契約保証金の売買代金への充当について

- (1) 金額 金 2 7, 3 0 0, 0 0 0 円

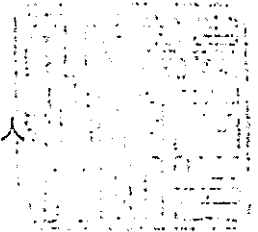
以上



平成28年6月20日

大阪航空局長 殿

近畿財務局長 美並 義人



## 自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の売買完了通知について

平成28年4月14日付阪空補第15号をもって貴局より処分依頼のありました下記財産に係る標記のことにつきまして、別添契約書（写）のとおり売買契約を締結しましたので、通知します。

## 記

## 1. 売買物件

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 所在地   | 豊中市野田町1501番  |
| (2) 口座名   | 自動車安全特別会計（空港整備勘定）  |
| (3) 区分・数量 | 土地：8,770.43㎡   |
| (4) 売買代金  | 金134,000,000円  |
| 即納金       | 金27,870,000円<br>（うち27,300,000円は貸付契約（平成27年5月29日付EW第38号国有財産有償貸付合意書）合意解除に伴い返還される契約保証金を充当） |
| 延納代金      | 金106,130,000円（期間10年間）  |

## 2. 契約相手方

- |        |                  |
|--------|------------------|
| (1) 住所 | 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号 |
| (2) 名称 | 学校法人森友学園         |

以上

平成28年6月20日

歳入徴収官航空局長 殿

契約担当官

近畿財務局長 美並 義人

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の売買契約に伴う  
債権発生通知について

平成28年4月14日付阪空補第15号をもって貴局より処分依頼のありました下記財産につきまして、別添契約書（写）のとおり売買契約を締結しましたので、国の債権の管理等に関する法律第12条の規定に基づき通知します。

また、計算証明規則第16条及び18条に基づき必要書類（別紙1）を送付します。

## 記

## 1. 売買物件

- (1) 所在地 豊中市野田町1501番
- (2) 口座名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分・数量 土地：8,770.43㎡
- (4) 売買代金 金134,000,000円

## 2. 債務者の住所及び氏名

- (1) 住所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号
- (2) 名称 学校法人森友学園
- (3) 送付先 住所と同様

- 3. 債権金額 金112,566,098円（内訳 別紙2のとおり）  
即納金 金27,870,000円  
（売買金額 金134,000,000円）  
（延納利息 金5,866,098円）  
（▲貸付契約第7条の契約保証金27,300,000円）

- 4. 売買契約締結日 平成28年6月20日

## 5. 債権発生原因等

- (1) 債権発生の原因 売買契約（延納契約）
- (2) 債権の発生年度 平成28年度～平成38年度
- (3) 債権の種類 不動産売払代債権

以上

1. 計算証明規則第16条に基づく添付書類

- (1) 普通財産売払決議書
- (2) 売払申請書
- (3) 延納申請書
- (4) 国有財産売買契約書

2. 計算証明規則第18条に基づく添付書類

- (1) 予定価格調書
- (2) 予定価格算出基礎資料(評価調書)

3. その他参考書類

- (1) 位置図
- (2) 測量図
- (3) 不動産鑑定書(副本)

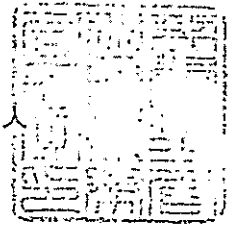
区分	納付日	売買契約書 第3条第3項の額	売買契約書 第3条第2項の額 (貸付契約第7条の 契約保証金の額)	合計額	備考
即納金	平成28年6月20日	570,000	27,300,000	27,870,000	

区分	納付期限	延納代金	延納利息	合計額	延納利息計算期間
延納第1回	平成29年5月31日	10,144,125	1,003,146	11,147,271	平成28年6月21日から 平成29年5月31日まで
延納第2回	平成30年5月31日	10,245,567	959,858	11,205,425	平成29年6月1日から 平成30年5月31日まで
延納第3回	平成31年5月31日	10,348,022	857,403	11,205,425	平成30年6月1日から 平成31年5月31日まで
延納第4回	平成32年5月31日	10,451,503	753,922	11,205,425	平成31年6月1日から 平成32年5月31日まで
延納第5回	平成33年5月31日	10,556,018	649,407	11,205,425	平成32年6月1日から 平成33年5月31日まで
延納第6回	平成34年5月31日	10,661,578	543,847	11,205,425	平成33年6月1日から 平成34年5月31日まで
延納第7回	平成35年5月31日	10,768,194	437,231	11,205,425	平成34年6月1日から 平成35年5月31日まで
延納第8回	平成36年5月31日	10,875,876	329,549	11,205,425	平成35年6月1日から 平成36年5月31日まで
延納第9回	平成37年5月31日	10,984,634	220,791	11,205,425	平成36年6月1日から 平成37年5月31日まで
延納第10回	平成38年5月31日	11,094,483	110,944	11,205,427	平成37年6月1日から 平成38年5月31日まで
計		106,130,000	5,866,098	111,996,098	

ES第28号  
平成28年6月20日

歳入徴収官航空局長 殿

契約担当官  
近畿財務局長 美並 義人



自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付契約終了に伴う  
債権発生通知について（変更・消滅）

平成28年4月14日付阪空補第15号をもって貴局より処分依頼のありました下記財産につきまして、学校法人森友学園と平成28年6月20日に国有財産売買契約を締結したことに伴い、「自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付契約に伴う債権発生通知について（平成27年6月9日付EW第38号）」により通知した債権金額が変更・消滅となりますので通知します。

記

1. 売買物件

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 所在地   | 豊中市野田町1501番       |
| (2) 口座名   | 自動車安全特別会計（空港整備勘定） |
| (3) 区分・数量 | 土地・8,770.43㎡      |
| (4) 売買代金  | 金134,000,000円     |

2. 債務者の住所及び氏名

- |        |                  |
|--------|------------------|
| (1) 住所 | 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号 |
| (2) 氏名 | 学校法人森友学園         |

3. 債権金額（変更・消滅）

- |  |                  |
|--|------------------|
| (1) 第二年次第1回 納付金額                       | 金897,534円（変更後）   |
| (2) 第二年次第1回（変更後）から<br>第三年次第12回までの債権は消滅 | 金53,702,466円（消滅） |

4. 債権変更・消滅原因等

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 原因      | 国有財産売買契約の締結に伴い所有権が移転することにより貸付契約が解除となるため |
| (2) 貸付契約解除日 | 平成28年6月20日                              |

以上

<変更後> 第二年次第1回

平成28年6月8日から19日までの12日分 = 897,534円 (変更後)

$$27,300,000円 \times 12日 \div 365日 = 897,534円$$

<消滅> 第二年次第1回 (変更後) から第三年次12回まで

平成28年6月20日から平成30年6月7日までの分を消滅

$$26,402,466 + 27,300,000 = \underline{53,702,466円} \text{ (消滅)}$$

第二年次 26,402,466円

$$27,300,000 - 897,534 = 26,402,466円$$

第三年次 27,300,000円

自動車安全特別会計 (空港整備勘定) 所属普通財産の貸付契約に伴う  
債権発生通知について (変更・消滅)

1. 売買物件

- (1) 所在地 豊中市野田町1501番
- (2) 口座名 自動車安全特別会計 (空港整備勘定)
- (3) 区分・数量 土地・8,770.43㎡

2. 債務者の住所及び氏名

- (1) 住所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号
- (2) 氏名 学校法人森友学園

3. 債権金額 (変更・消滅)

- (1) 第二年次第1回 納付金額 金897,534円 (変更後)
- (2) 第二年次第1回 (変更後) から  
第三年次第12回までの債権は消滅 金53,702,466円 (消滅)

4. 債権変更・消滅原因等

- (1) 原因 国有財産売買契約の締結に伴い所有権が移転することにより貸付契約が解除となるため
- (2) 貸付契約解除日 平成28年6月20日

平成28年6月30日

大阪航空局長 殿

近畿財務局長 美並 義人

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所屬普通財産の  
登記囑託について

平成28年4月14日付阪空補第15号をもって貴局より処分依頼のありました下記財産につきまして、別添登記完了証（写）及び登記識別情報通知（写）のとおり登記囑託を了しましたので、通知します。

## 記

## 1. 対象財産

- (1) 所在地 豊中市野田町1501番
- (2) 口座名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分 土地
- (4) 数量 8,770.43㎡

## 2. 登記目的

所有権移転  
買戻特約  
抵当権設定

## 3. 登記名義人

- (1) 住所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号
- (2) 名称 学校法人 森友学園

以上

表題部 (土地の表示)		調製	平成14年2月7日	不動産番号	1212000145569
地図番号	204-11、204-13	筆界特定	余白		
所在	豊中市野田町			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付【登記の日付】	
2番24	池沼	72		2番20から分筆 〔昭和42年6月16日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年2月7日	
1501番	宅地	8770	43	平成17年10月5日 土地区画整理法による換地処分 他の従前の土地 野田町2番25、同番26、同番27、同番28、同番48、同番114、同番143、同番144、同番172、同番178、同番179、286番23、同番25、同番28、同番30、同番31、同番33、同番35、同番38、同番40、同番50、同番72、同番78、同番115、同番118、同番119、同番120、同番123、同番124、同番125、同番126、同番128、同番130、同番132、同番133、同番134、同番136、同番138、同番142、同番143、同番161、同番162、同番163、同番171、146番1、同番10、同番11、同番34、同番36、同番37、同番51、同番53、同番81、同番82、同番83、同番84、同番86、同番93、同番99、同番135、同番140、同番141、同番160、同番161、同番162、同番163、同番164、同番165、同番166、同番167、同番175、同番176、同番177、同番178、同番179、同番181、同番182、同番183、同番185、同番186、同番187、同番195、同番196、同番197、同番200、同番201、同番202、同番205、同番206、同番207、同番208、同番209、同番214、同番215、同番216、同番221、同番222、同番228、同番232、同番237、同番238、同番239、同番240、同番245、同番247、同番248、同番249、同番285、同番286、同番287 〔平成17年10月5日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和54年3月30日 第10230号	原因 昭和53年11月15日売買 所有者 運輸省 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			の規定により登記 平成14年2月7日
2	土地区画整理法による換地処分による所有権登記	平成17年10月5日 第25096号	所有者 運輸省
3	所有権移転	平成24年10月22日 第44019号	原因 平成24年7月1日現物出資 所有者 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 新関西国際空港株式会社
4	3番所有権抹消	平成25年1月10日 第427号	原因 錯誤
5	所有権移転	平成28年6月20日 第23370号	原因 平成28年6月20日売買 所有者 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号 学校法人森友学園
付記1号	買戻特約	平成28年6月20日 第23370号	原因 平成28年6月20日特約 売買代金 金1億3,400万円 契約費用 返還を要しない 期間 平成28年6月20日から10年間 買戻権者 国土交通省

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成28年6月20日 第23371号	原因 平成28年6月20日国有財産売却代金 延納契約による同日設定 債権額 金1億1,199万6,098円 内訳 元本金1億613万円、利息金386 万6,098円 (平成28年6月21日から 平成38年5月31日までの分) 利息 元本につき年1.0% 損害金 元本につき年5.0% (年365日百 割計算) 債務者 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号 学校法人森友学園 抵当権者 国土交通省

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成28年6月29日

大阪法務局

登記官

寺尾俊之



\* 下線のあるものは持続事項であることを示す。

## 登記完了証（書面申請）

次の登記申請に基づく登記が完了したことを通知します。

申請受付年月日	平成28年6月20日	
申請受付番号	第23370号(あ)	
登記の目的	所有権移転	
登記の年月日	—	
不動産	土地	不動産番号 1212000145569 豊中市野田町1501番 宅地 8770・43平方メートル

- (注) 1 「登記の目的」欄に表示されている内容は、「不動産」欄の最初に表示されている不動産に記録された登記の目的です（権利に関する登記の場合に限ります。）。
- 2 「登記の年月日」欄は、表示に関する登記が完了した場合に記録されます。
- 3 「不動産」欄に表示されている不動産のうち、下線のあるものは、登記記録が閉鎖されたことを示すものです。
- 4 この登記完了証は、登記識別情報を通知するものではありません。

平成28年6月24日  
 大阪法務局池田出張所  
 登記官

杉 田 善 紀



## 登記完了証（書面申請）

次の登記申請に基づく登記が完了したことを通知します。

申請受付年月日	平成28年6月20日	
申請受付番号	第23370号い	
登記の目的	買戻特約	
登記の年月日	—	
不動産	土地	不動産番号 1212000145569 豊中市野田町1501番 宅地 8770・43平方メートル

- (注) 1 「登記の目的」欄に表示されている内容は、「不動産」欄の最初に表示されている不動産に記録された登記の目的です（権利に関する登記の場合に限ります。）。
- 2 「登記の年月日」欄は、表示に関する登記が完了した場合に記録されます。
- 3 「不動産」欄に表示されている不動産のうち、下線のあるものは、登記記録が閉鎖されたことを示すものです。
- 4 この登記完了証は、登記識別情報を通知するものではありません。

平成28年6月24日  
大阪法務局池田出張所  
登記官

杉田善紀



## 登記完了証（書面申請）

次の登記申請に基づく登記が完了したことを通知します。

申請受付年月日	平成28年6月20日	
申請受付番号	第23371号	
登記の目的	抵当権設定	
登記の年月日	—	
不動産	土地	不動産番号 1212000145569 豊中市野田町1501番 宅地 8770・43平方メートル

- (注) 1 「登記の目的」欄に表示されている内容は、「不動産」欄の最初に表示されている不動産に記録された登記の目的です（権利に関する登記の場合に限ります。）。
- 2 「登記の年月日」欄は、表示に関する登記が完了した場合に記録されます。
- 3 「不動産」欄に表示されている不動産のうち、下線のあるものは、登記記録が閉鎖されたことを示すものです。
- 4 この登記完了証は、登記識別情報を通知するものではありません。

平成28年6月24日  
 大阪法務局池田出張所  
 登記官

杉 田 善 紀



# 登記識別情報通知

次の登記の登記識別情報について、下記のとおり通知します。

**【不動産】**

豊中市野田町1501番の土地

COPY

**【不動産番号】**

1212000145569

**【受付年月日・受付番号（又は順位番号）】**

平成28年6月20日受付 第23370号

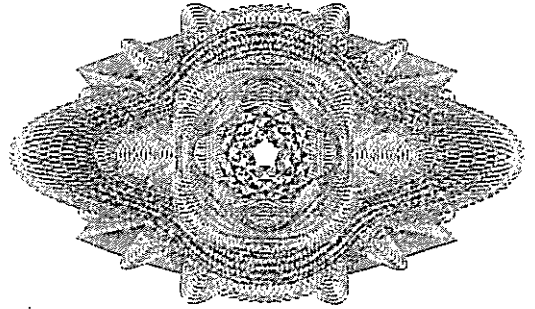
**【登記の目的】**

所有権移転

**【登記名義人】**

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号

学校法人森友学園



(以下余白)

COPY

\*下線のあるものは抹消事項であることを示す。

平成28年6月24日  
大阪法務局池田出張所  
登記官

COPY

杉田善紀



登記識別情報はこの中に記載しています。開封方法は裏面をご覧ください。

↑ 折り返し線

ここを折り曲げてから切り取って開いてください



近畿財務局  
受付  
28.4.14

阪空補第 17 号  
平成28年4月14日

評  
価  
部  
長

近畿財務局管財部  
統括国有財産管理官 殿

大阪航空局空港部  
補償課長



不動産鑑定評価について（依頼）

大阪府豊中市野田町 1501 番に所在する財産に係る下記について、別添のとおり報告しますので不動産鑑定評価に反映方よろしくお取り計らい願います。

記

1. 地下埋設物撤去概算額について
2. 軟弱地盤について

## 1. 地下埋設物撤去概算額について

## 地下埋設物撤去数量及び処理費用算出根拠について

### 【数量算出根拠】

#### 1) 柱状地盤改良に伴う埋設物

設計図面を元に土量数量及び地下埋設物調査時の混入率（廃材・ゴミ）を考慮し数量を算出。

#### 2) 地中埋設物

地下構造物状況調査の調査範囲（地表から 3.0m まで）以下から、建物基礎工事（柱状改良）時に埋設物が発生したことから、調査範囲外の埋設物の存在について検討を行った結果、以下の理由により、敷地北側区域（別添図面のとおり）において廃材、ビニール片等を含む生活ゴミが地下構造物状況調査の調査範囲以下の地層にも存在していると推測されることから、地下構造物状況調査時の混入率（廃材・ゴミ）を考慮し数量を算出。

- ① 地下構造物状況調査報告書で、調査範囲（地表から 3.0m まで）において敷地北部（校舎側）で廃材、ビニール片等の生活ゴミと土砂が混ざったミンチ状の地層が存在することが報告されている。  
なお、敷地南側で廃材、ビニール片等の生活ゴミと土砂が混ざったミンチ状の地層の存在は報告されていない。
- ② 敷地内の試掘箇所から、地表から 3.8m の場所でゴミの地層の存在が確認できる。
- ③ 建物基礎部分の地盤改良（柱状改良）工事において、地中から廃材、ビニール片等の生活ゴミを含む埋設物が発生している。

### 【処理費用算出根拠】

#### 1) 杭打ちに伴う盛り土及び建物基礎掘削土

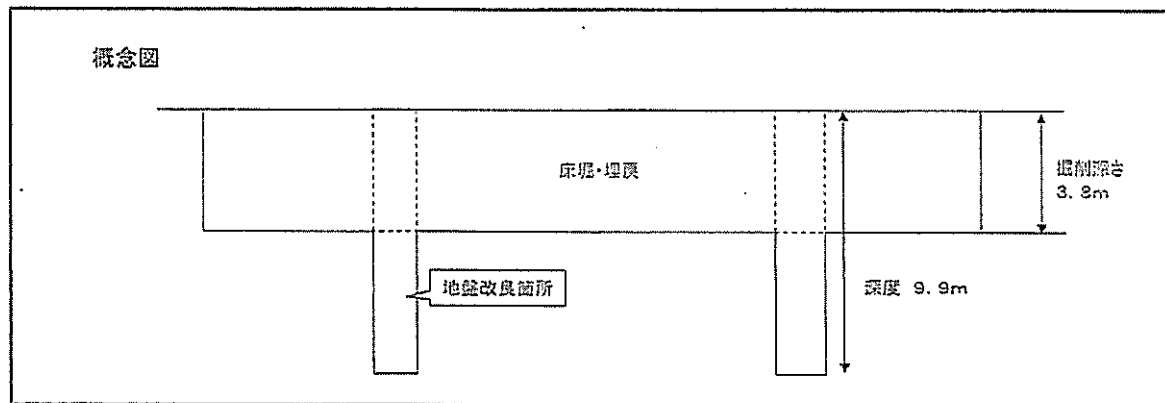
#### 2) 地中埋設産廃土

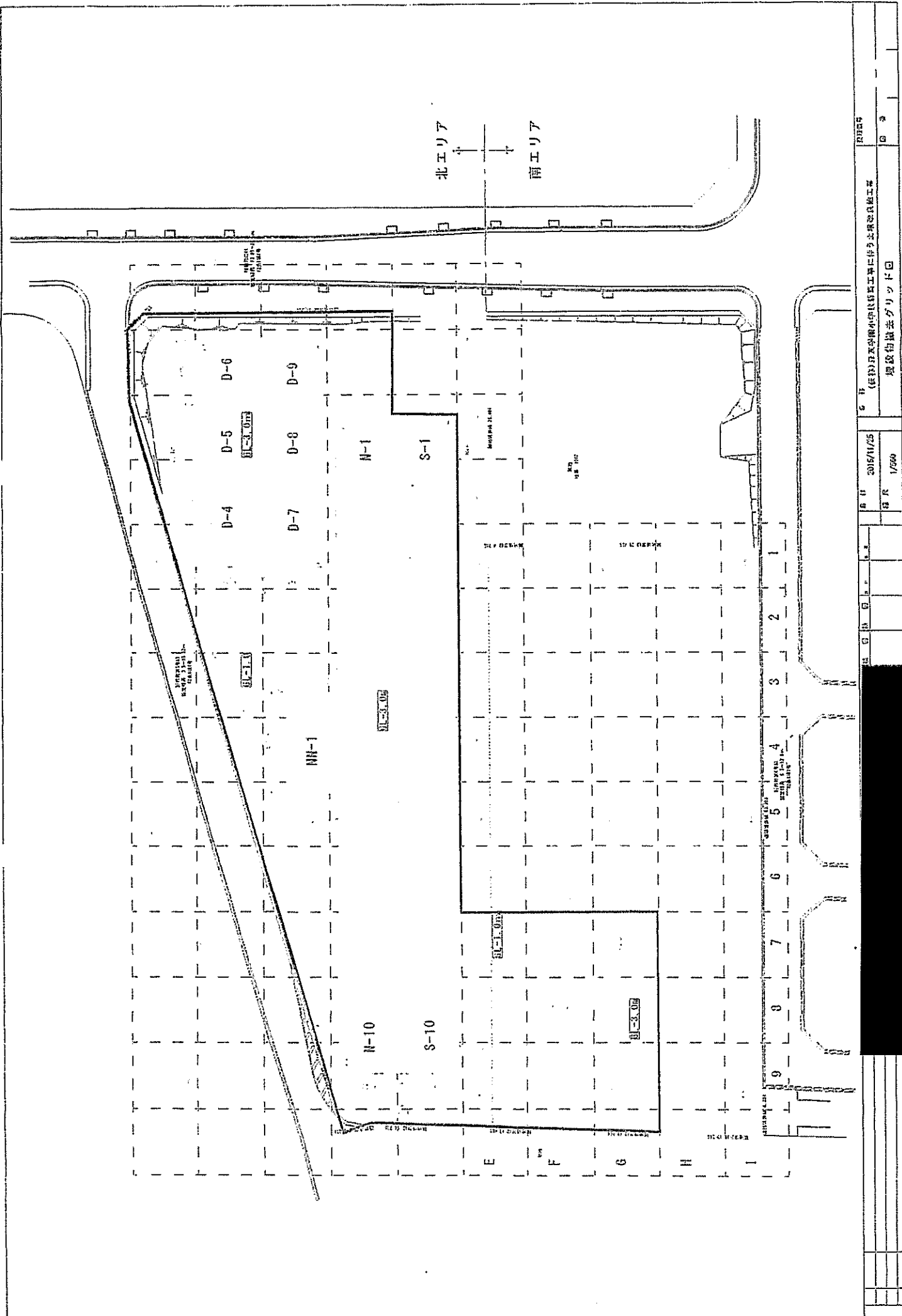
処理費用は、工事積算基準（国土交通省）等により算出。



豊中野田 概算数量算出  
[道路土工]

工種		規格		単位	数量	備考
杭	作業土工	積込	ルーズ H=9.9m	m <sup>3</sup>	1,700.00	混入率分
		残土運搬		m <sup>3</sup>	1,700.00	L=18.9km
		残土処分	1.6t/m <sup>3</sup>	t	2,720.00	
建物	作業土工	床掘	オープン掘削 H<5m 粘性土 標準	m <sup>2</sup>	2,385.87	
			H=3.8m	m <sup>3</sup>	4,300.00	混入率分
		積込	ルーズ	m <sup>3</sup>	5,100.00	
		埋戻	工種B 購入土(基礎除く)	m <sup>3</sup>	6,100.00	締固密度
		残土運搬		m <sup>3</sup>	5,100.00	L=18.9km
		残土処分	1.6t/m <sup>3</sup>	t	8,160.00	
土地	作業土工	床掘	オープン掘削 H<5m 粘性土 標準	m <sup>2</sup>	2,497.11	
			H=3.8m	m <sup>3</sup>	4,500.00	混入率分
		積込	ルーズ	m <sup>3</sup>	5,400.00	
		埋戻	工種B 購入土	m <sup>3</sup>	5,000.00	締固密度
		残土運搬		m <sup>3</sup>	5,400.00	L=18.9km
		残土処分	1.6t/m <sup>3</sup>	t	8,640.00	





概 算 額 總 括 表

名 称	規 格	單 位	數 量	單 價	金 額	備 註	用 途
工事費					514,203,900		
直接工事費		式	1		514,203,900		
直接工事費		式	1		514,203,900	内訳表第1, 2, 3号	
間接工事費		式	1		172,051,998		
共通仮設費		式	1		35,923,312		
現場管理費		式	1		136,128,686		
一般管理費		式	1		72,764,424		
計					759,020,322		
消費税相当額	8%				60,721,625		
合 計					819,741,947		

## 2. 軟弱地盤について

## 軟弱地盤の検討書類

別添、同敷地内のボーリングデータ及び、南側近隣の市営住宅の杭の設計（別紙1）より、市営住宅と同規模の建物を建築した場合の杭についての本数と費用を推測する。

本敷地は、

敷地面積 8770.43 m<sup>2</sup>

都市計画の容積率 200%

故に、17540.86 m<sup>2</sup>の容積対象面積が建築可能である

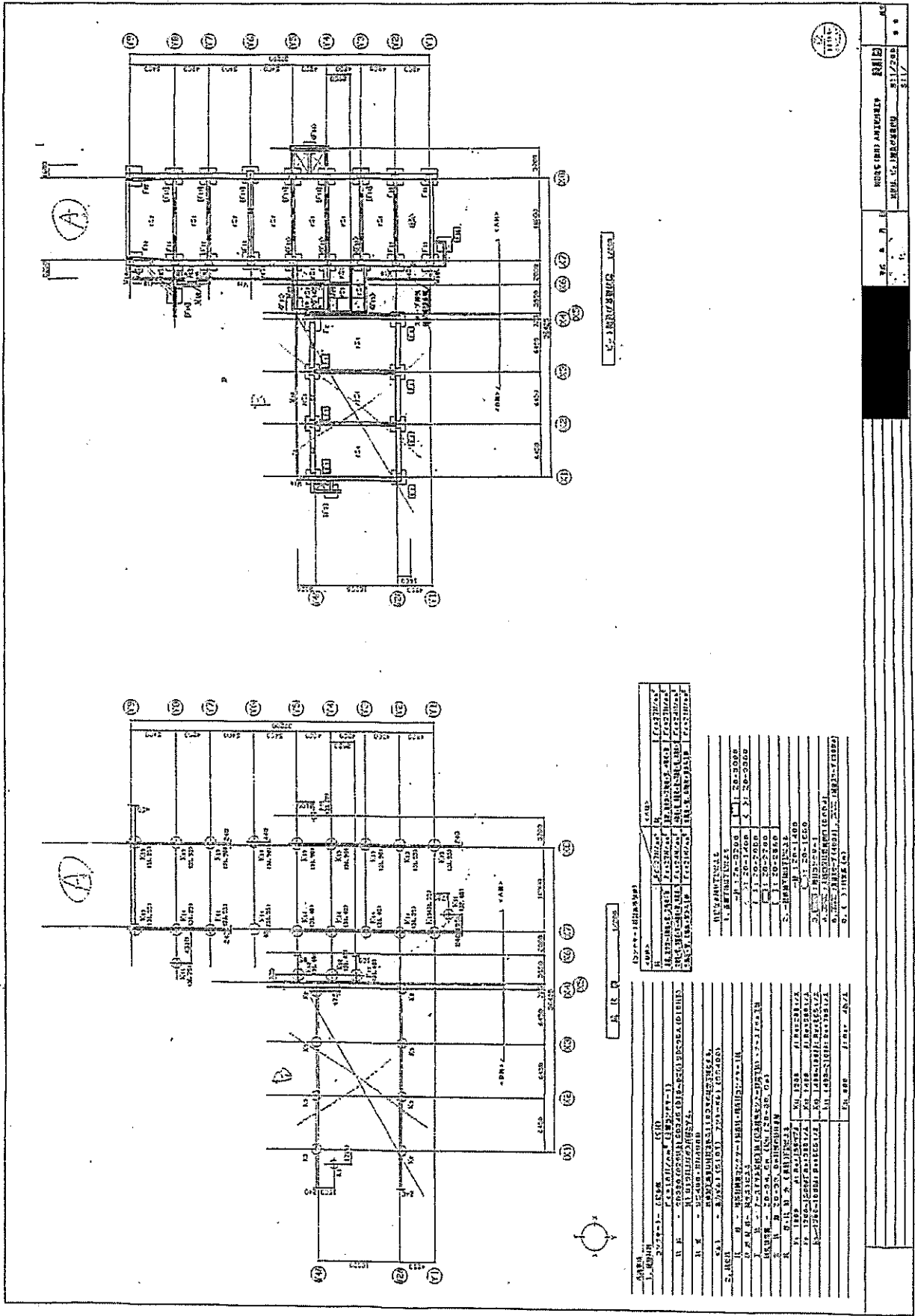
集合住宅を考えた場合、容積対象面積の140%が施工床面積となるため、24557.20 m<sup>2</sup>となる。

建物の効率を考え地上8階建を想定した場合、24557.20/8F=3069.65 m<sup>2</sup>が建築面積となる。

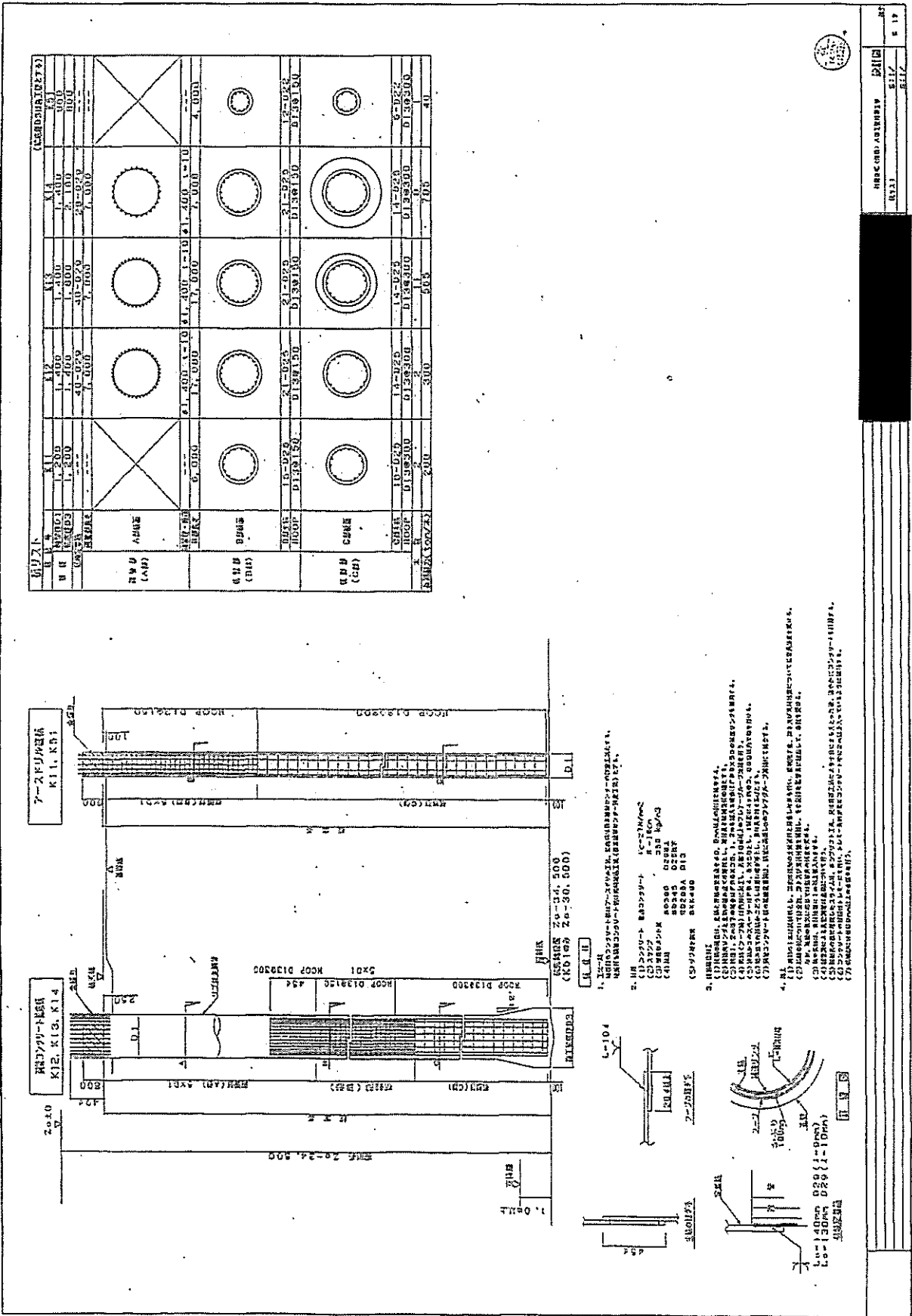
その場合、1本あたりの負担床面積を30 m<sup>2</sup>と推定できるため、必要となる杭の本数は100本となる。

また、杭長はボーリングや近隣建物よりGL-34.5mを支持層（別紙2）とする杭が必要と考えられる。さらに液状化が考えられる地盤（別紙3）であるため、通常よりも杭径を割増して推測を行う必要がある。

以上のことにより本敷地は、軟弱地盤対策に相当の費用（別紙4）を要することが予想されるため、土地の評価に反映していただきたい。



種別	階数	用途	構造	基礎	柱	梁	床	壁	天井	窓	扉	その他
1. 事務所	1F	事務所	RC	基礎	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
2. 倉庫	2F	倉庫	RC	基礎	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
3. 倉庫	3F	倉庫	RC	基礎	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
4. 倉庫	4F	倉庫	RC	基礎	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
5. 倉庫	5F	倉庫	RC	基礎	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
6. 倉庫	6F	倉庫	RC	基礎	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
7. 倉庫	7F	倉庫	RC	基礎	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
8. 倉庫	8F	倉庫	RC	基礎	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
9. 倉庫	9F	倉庫	RC	基礎	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
10. 倉庫	10F	倉庫	RC	基礎	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC



(仮称)M 学園小学校新築工事

地盤調査報告書

平成 26 年 12 月





# 御見積書

平成 28年 月 日



御中

工事名称

支払条件

御見積金額 ¥584,928,000 (税込)

	名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考
1	重機回送費		1	式	3,000,000	3,000,000	
2	重機組立解体費		1	式	1,850,000	1,850,000	
3	施工費	φ1600~φ1800 100p	7,500	m3	27,000	202,500,000	
4	鉄筋加工費		730	t	35,000	25,550,000	
5	残土処分費	大型	7,500	m3	10,000	75,000,000	
6	泥水処分		200	m3	18,000	3,600,000	
7	孔壁測定		100	p	45,000	4,500,000	
8	現場管理費		1	式	7,500,000	7,500,000	
9	運搬費		90	台	75,000	6,750,000	
10							
11	鉄筋材-FB-スパーサ-		730	t	75,000	54,750,000	
12	生コンクリート材		7,600	m3	16,000	121,600,000	
13							
14	諸経費		1	式	35,000,000	35,000,000	
15							
*	小計		1	式		541,600,000	
*	消費税	8%	1	式		43,328,000	
*							
*	合計					584,928,000	

E W 第 2 0 号  
平成 2 7 年 4 月 3 0 日

大阪航空局長 殿

近畿財務局長 富永 哲夫

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付契約に伴う  
契約保証金受入れについて

平成 2 5 年 4 月 3 0 日付阪空補第 5 9 0 号をもって貴局より処分依頼のありました下記財産に係る標記のことにつきまして、平成 2 7 年 4 月 2 8 日に処分等相手方である学校法人森友学園と見積り合わせを行い、国有財産有償貸付合意書第 7 条に基づく契約保証金の金額が確定しましたので通知します。

つきましては、下記日時に貴局にて処分等相手方より契約保証金を受け入れていただく必要がありますので、手続きの程よろしくお願いいたします。

記

1. 貸付物件

- (1) 所在地 豊中市野田町 1 5 0 1 番
- (2) 口座名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分・数量 土地・8, 7 7 0. 4 3 m<sup>2</sup>

2. 契約保証金受入れについて

- (1) 金額 金 2 7, 3 0 0, 0 0 0 円
- (2) 日時 平成 2 7 年 5 月 7 日 午前 1 1 時 0 0 分

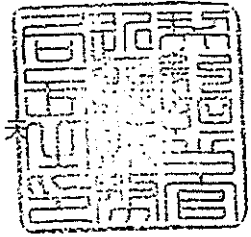
以 上

平成27年 6月 9日

歳入徴収官航空局長 殿

契約担当官

近畿財務局長 富永 哲太



自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付契約に伴う  
債権発生通知について

平成25年4月30日付阪空補第590号をもって貴局より処分依頼のありました下記財産  
につきまして、貸付契約（公正証書による専業用定期借地契約）を締結しましたので、国の債権  
等に関する法律第12条の規定に基づき通知します。

また、計算証明規則第16条及び18条に基づき必要書類（別紙2）を送付します。

記

1. 貸付物件

- (1) 所在地 豊中市野田町1501番
- (2) 口座名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分・数量 土地・8,770.43㎡

2. 債務者の住所及び氏名

- (1) 住所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号
- (2) 氏名 学校法人森友学園
- (3) 送付先 住所と同様

3. 債権金額 別紙1のとおり

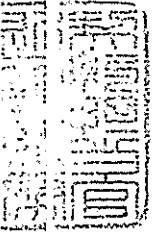
4. 契約締結日 平成27年6月8日

5. 債権発生原因等

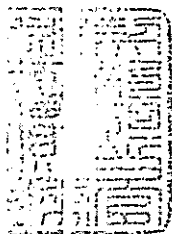
- (1) 債権発生の原因 貸付契約（専業用定期借地契約）
- (2) 債権の発生年度 平成27年度～平成30年度

以上

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第1回	2,275,000円	納入告知書の指定期日	
	第2回	2,275,000円	平成27年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成27年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成27年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成27年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成27年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成27年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成28年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成28年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成28年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成28年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成28年5月20日	
	計	27,300,000円		
第二年次	第1回	2,275,000円	平成28年6月20日	
	第2回	2,275,000円	平成28年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成28年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成28年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成28年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成28年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成28年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成29年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成29年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成29年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成29年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成29年5月20日	
	計	27,300,000円		
第三年次	第1回	2,275,000円	平成29年6月20日	
	第2回	2,275,000円	平成29年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成29年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成29年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成29年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成29年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成29年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成30年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成30年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成30年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成30年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成30年5月20日	
	計	27,300,000円		



1. 計算証明規則第16条に基づく添付書類
  - (1) 普通財産貸付決議書
  - (2) 貸付申請書
  - (3) 国有財産有償貸付合意書
  - (4) 専業用定期借地権設定に係る公正証書
  
2. 計算証明規則第18条に基づく添付書類
  - (1) 予定価格調書
  - (2) 予定価格算出基礎資料(評価調書)
  - (3) 見積書
  
3. その他参考書類
  - (1) 国有財産売買予約契約書
  - (2) 確認書
  - (3) 位置図
  - (4) 測量図
  - (5) 不動産鑑定書(副本)



## 登記原因証明情報

### 1 当事者及び不動産

- (1) 当事者 権利者(甲) 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号  
学校法人森友学園 理事長 籠池 康博  
(会社法人等番号 1200-05-004758)  
義務者(乙) 国土交通省

### (2) 不動産の表示

所 在 豊中市野田町  
地 番 1501番  
地 目 宅地  
地 積 8,770.43平方メートル

### 2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 乙は、甲に対し、平成28年6月20日、本件不動産を売り払った。  
(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

平成28年 月 日 大阪法務局池田出張所

上記登記原因のとおり相違はありません。

(売主) 近畿財務局長 一武一内 良 樹  
美 並 義 人

以 下 余 白

# 登記原因証明情報

## 1 当事者及び不動産

- (1) 登記の目的 抵当権設定
- (2) 登記の原因 平成28年6月20日国有財産売払代金延納契約による  
同年同月同日設定契約
- (3) 当事者 権利者(甲) 国土交通省  
義務者(乙) 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号  
学校法人森友学園 理事長 籠池 康博  
(会社法人等番号 1200-05-004758)

## (4) 不動産の表示

所 在 豊中市野田町  
地 番 1501番  
地 目 宅地  
地 積 8,770.43平方メートル

## 2 登記の原因となる事実又は法律行為

### (1) 被担保債権

甲は、乙との間で、平成28年6月20日、下記の国有財産売払代金延納契約を締結した。

債 権 額 金111,996,098円  
内訳 元本 金106,130,000円  
利息 金5,866,098円  
(平成28年6月21日から  
平成38年5月31日までの分)

利 息 元本につき年1.0%

利 害 金 元本につき年5.0%(年365日日割計算)

### (2) 抵当権の設定

乙は、甲との間で、同日、上記(1)記載の債権を被担保債権とする抵当権を本件不動産に設定する旨を約した。

平成28年 月 日 大阪法務局池田出張所

上記登記原因のとおり相違はありません。

(売主) 近 畿 財 務 局 長 ~~武内良樹~~  
象 登 嘉

(買主) 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号  
学校法人森友学園 理事長

以 下 余 白

## 抵当権設定登記承諾書

末尾記載の不動産について、抵当権設定登記のために下記事項の登記を順位1番で設定することを承諾いたします。

平成28年 月 日

近畿財務局長 殿

抵当権設定者 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号  
学校法人森友学園  
理事長 印

債務者 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号  
学校法人森友学園  
理事長 印

### 記

登記原因及びその日付 平成28年6月20日国有財産売却代金延納契約による  
同年同月同日設定契約

債 権 額 金111,996,098円  
内訳 元本 金106,130,000円  
利息 金5,866,098円  
(平成28年6月21日から  
平成38年5月31日までの分)

利 息 元本につき年1.0%  
損 害 金 元本につき年5.0%(年365日日割計算)  
抵 当 権 者 国土交通省

### 不動産の表示

所 在 豊中市野田町  
地 番 1501番  
地 目 宅地  
数 量 8,770.43平方メートル



## 登記原因証明情報

### 1 当事者及び不動産

(1) 登記の目的 買戻特約設定

(2) 登記の原因 平成28年6月20日買戻特約付売買契約による  
同年同月同日特約

(3) 当事者 権利者(甲) 国土交通省  
義務者(乙) 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号  
学校法人森友学園 理事長 籠池 康博  
(会社法人等番号 1200-05-004758)

### (4) 不動産の表示

所 在 豊中市野田町  
地 番 1501番  
地 目 宅地  
地 積 8,770.43平方メートル

### 2 登記の原因となる事実又は法律行為

#### (1) 売買契約

甲は、乙との間で、平成28年6月20日、以下の内容をもって買戻特約付固有財産売買契約を締結した。

売買代金 金134,000,000円  
契約費用 返還を要しない  
期 間 平成28年6月20日から10年間  
買戻権者 国土交通省

#### (2) 買戻特約の設定

乙は、甲との間で、同日、(1)記載の内容をもって買戻しの特約を本件不動産に設定する旨を約した。

平成28年 月 日 大阪法務局池田出張所

上記登記原因のとおり相違ありません。

(売主) 近畿財務局長 ~~武内良樹~~  
身立 新 人

(買主) 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号  
学校法人森友学園 理事長

以下 余 白

## 買戻特約の登記についての承諾書

平成28年6月20日付ES第28号買戻特約付売買契約に基づき、下記不動産について、下記条件により買戻特約の登記をすることを承諾します。

平成 年 月 日

近畿財務局長 殿

登記義務者

住所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号

氏名 学校法人森友学園

理事長

印

(印鑑届をした印を押す)

### 記

1. 売買代金 金134,000,000円
2. 契約の費用 返還を要しない
3. 買戻の期間 平成28年6月20日から10年間
4. 不動産の表示

所在地 豊中市野田町

地番	区分	地目	地積
1501番	土地	宅地	8,770.43㎡

## 売払代金等の延納利率

契約日(平成28年4月1日～平成28年6月30日)のものに適用する。

延 納 期 間	延 納 利 率 (%)
3年以内	0.9
3年超 5年以内	1.0
5年超 10年以内	1.0
10年超 20年以内	1.1

(延納の特約)

第十一条 普通財産を譲渡した場合において当該財産の譲渡を受けた者が売払代金又は交換差金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、かつ、利息を付して、五年以内の延納の特約をすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる期間以内とすることができる。

一 地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、日本赤十字社又は公益事業その他の政令で定める事業を営む者に譲渡するとき。 十年

二 居住の用に供されている普通財産を現に使用している者に譲渡するとき。 十年

三 特定普通財産を当該財産の権利者等に譲渡するとき。 二十年

2 国有財産法第二十三条第二項の規定は、前項の規定による売払代金又は交換差金及びそれらの利息の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「借受人」とあるのは「当該財産の譲渡を受けた者」と、「貸付料」とあるのは「売払代金又は交換差金及びそれらの利息」と読み替えるものとする。

3 国有財産法第三十一条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により延納の特約をする場合に準用する。

附 則 (平成 23 年 5 月 23 日財務省令第 22 号)

この訓令は、平成 23 年 5 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 6 月 8 日財務省令第 23 号)

この訓令は、平成 23 年 6 月 8 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 9 月 10 日財務省令第 29 号)

この訓令は、平成 27 年 9 月 10 日から施行する。

別表

延 納 納 付 金 等

1 国有財産特別措置法第 11 条第 1 項本文の規定によつて、延納の特約をする場合。ただし、次号に該当するものを除く。

1 件の売払代金又は交換基金	延納期限	即 納 額	延納期限内の納付方法
50 万円をこえ 200 万円未満	1 年以内	30 万円以上	各納期につき元金の均等
200 万円以上 400 万円未満	2 年以内	売払代金又は交換基金の 2 割以上	若しくは連納又は元利均等
400 万円以上 800 万円未満	3 年以内	同上	同上
800 万円以上 1,600 万円未満	4 年以内	同上	同上
1,600 万円以上	5 年以内	同上	同上

備考 延納期限内の納付方法を定める場合は、年賦を原則とするが、買受人の資歴及び所得の状況等を参しやくし、半年賦、四半期年賦又は月賦等の分割払いの方法を認めることができる。

2 国有財産特別措置法第 11 条第 1 項本文の規定によつて、一應購入による売払について延納の特約をする場合。

延納期限	即 納 額	延納期限内の納付方法
3 年以内	売払代金の 5 割以上	各納期につき元金の均等若しくは連納又は元利均等

備考 前号に同じ。

3 国有財産特別措置法第 11 条第 1 項ただし書の規定によつて、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、更正保護法人又は日本赤十字社と延納の特約をする場合。

1 件の売払代金又は交換基金	延納期限	即 納 額	延納期限内の納付方法
40 万円をこえ 100 万円未満	1 年以内	20 万円以上	各納期につき元金の均等若しくは連納又は元利均等
100 万円以上	2 年以内	売払代金又は交換基金の 2 割以上	同上

200 万円以上	400 万円未満	3 年以内	換基金の 2 割以上	利均等
400 万円以上	800 万円未満	4 年以内	同上	同上
800 万円以上	1,400 万円未満	5 年以内	同上	同上
1,400 万円以上	3,000 万円未満	6 年以内	同上	同上
3,000 万円以上	5,000 万円未満	7 年以内	同上	同上
5,000 万円以上	8,000 万円未満	8 年以内	同上	同上
8,000 万円以上	12,000 万円未満	9 年以内	同上	同上
12,000 万円以上		10 年以内	同上	同上

備考 1号に同じ。

4 国有財産特別措置法第 11 条第 1 項ただし書の規定によつて、公益事業その他の政庁で定める事業を営む者と延納の特約をする場合。

1 件の売払代金又は交換基金	延納期限	即 納 額	延納期限内の納付方法
40 万円をこえ 140 万円未満	1 年以内	20 万円以上	各納期につき元金の均等若しくは連納又は元利均等
140 万円以上 300 万円未満	2 年以内	売払代金又は交換基金の 2 割以上	同上
300 万円以上 600 万円未満	3 年以内	同上	同上
600 万円以上 1,200 万円未満	4 年以内	同上	同上
1,200 万円以上 2,400 万円未満	5 年以内	同上	同上
2,400 万円以上 3,000 万円未満	6 年以内	同上	同上
3,000 万円以上 4,000 万円未満	7 年以内	同上	同上
4,000 万円以上 6,000 万円未満	8 年以内	同上	同上
6,000 万円以上 14,000 万円未満	9 年以内	同上	同上
14,000 万円以上	10 年以内	同上	同上

備考 1号に同じ。

5 国有財産特別措置法第 11 条第 1 項ただし書の規定によつて、居住の用に供されている普通財産を理に使用している者と延納の特約をする場合。

1 件の売払代金又は交換基金	延納期限	即 納 額	延納期限内の納付方法
5 万円をこえ 10 万円未満	1 年以内	5 万円以上	各納期につき元金の均等若しくは連納又は元利均等
10 万円以上 15 万円未満	2 年以内	売払代金又は交換基金を延納期限の年数で割した金額以上	同上
15 万円以上 20 万円未満	3 年以内	同上	同上
20 万円以上 25 万円未満	4 年以内	同上	同上
25 万円以上 30 万円未満	5 年以内	同上	同上
30 万円以上	6 年以内	同上	同上

# 印 紙 税 額

平成25年4月現在

番号	文 書 の 種 類	印紙税額 (1通又は1冊につき)	主な非課税文書																																																
1	<p>1 不動産、築業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (注) 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。 (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売買証券など</p> <p>2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など</p> <p>3 消費貸借に関する契約書 (例) 金銭借付証書、金銭消費貸借契約書など</p> <p>4 運送に関する契約書 (注) 運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗船券、乗船簿、航空券及び運送状は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1万円以上</td><td>10万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>10万円を越え</td><td>50万円以下</td><td>400円</td></tr> <tr><td>50万円を越え</td><td>100万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>100万円を越え</td><td>500万円以下</td><td>2千円</td></tr> <tr><td>500万円を越え</td><td>1千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>1千万円を越え</td><td>5千万円以下</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>5千万円を越え</td><td>1億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>1億円を越え</td><td>5億円以下</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5億円を越え</td><td>10億円以下</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>10億円を越え</td><td>50億円以下</td><td>40万円</td></tr> <tr><td>50億円を越えるもの</td><td></td><td>60万円</td></tr> </table> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	1万円以上	10万円以下のもの	200円	10万円を越え	50万円以下	400円	50万円を越え	100万円以下	1千円	100万円を越え	500万円以下	2千円	500万円を越え	1千万円以下	1万円	1千万円を越え	5千万円以下	2万円	5千万円を越え	1億円以下	6万円	1億円を越え	5億円以下	10万円	5億円を越え	10億円以下	20万円	10億円を越え	50億円以下	40万円	50億円を越えるもの		60万円	記載された契約金額が1万円未満のもの															
	1万円以上	10万円以下のもの	200円																																																
10万円を越え	50万円以下	400円																																																	
50万円を越え	100万円以下	1千円																																																	
100万円を越え	500万円以下	2千円																																																	
500万円を越え	1千万円以下	1万円																																																	
1千万円を越え	5千万円以下	2万円																																																	
5千万円を越え	1億円以下	6万円																																																	
1億円を越え	5億円以下	10万円																																																	
5億円を越え	10億円以下	20万円																																																	
10億円を越え	50億円以下	40万円																																																	
50億円を越えるもの		60万円																																																	
	<p>上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成30年3月31日までに作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。</p>	<p>【～平成26年3月31日】</p> <p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1千万円を越え</td><td>5千万円以下のもの</td><td>1万5千円</td></tr> <tr><td>5千万円を越え</td><td>1億円以下</td><td>4万5千円</td></tr> <tr><td>1億円を越え</td><td>5億円以下</td><td>8万円</td></tr> <tr><td>5億円を越え</td><td>10億円以下</td><td>18万円</td></tr> <tr><td>10億円を越え</td><td>50億円以下</td><td>36万円</td></tr> <tr><td>50億円を越えるもの</td><td></td><td>54万円</td></tr> </table> <p>【平成26年4月1日～平成30年3月31日】</p> <p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>10万円を越え</td><td>50万円以下</td><td>200円</td></tr> <tr><td>50万円を越え</td><td>100万円以下</td><td>500円</td></tr> <tr><td>100万円を越え</td><td>500万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>500万円を越え</td><td>1千万円以下</td><td>5千円</td></tr> <tr><td>1千万円を越え</td><td>5千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を越え</td><td>1億円以下</td><td>3万円</td></tr> <tr><td>1億円を越え</td><td>5億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>5億円を越え</td><td>10億円以下</td><td>16万円</td></tr> <tr><td>10億円を越え</td><td>50億円以下</td><td>32万円</td></tr> <tr><td>50億円を越えるもの</td><td></td><td>48万円</td></tr> </table>	1千万円を越え	5千万円以下のもの	1万5千円	5千万円を越え	1億円以下	4万5千円	1億円を越え	5億円以下	8万円	5億円を越え	10億円以下	18万円	10億円を越え	50億円以下	36万円	50億円を越えるもの		54万円	10万円を越え	50万円以下	200円	50万円を越え	100万円以下	500円	100万円を越え	500万円以下	1千円	500万円を越え	1千万円以下	5千円	1千万円を越え	5千万円以下	1万円	5千万円を越え	1億円以下	3万円	1億円を越え	5億円以下	6万円	5億円を越え	10億円以下	16万円	10億円を越え	50億円以下	32万円	50億円を越えるもの		48万円	
1千万円を越え	5千万円以下のもの	1万5千円																																																	
5千万円を越え	1億円以下	4万5千円																																																	
1億円を越え	5億円以下	8万円																																																	
5億円を越え	10億円以下	18万円																																																	
10億円を越え	50億円以下	36万円																																																	
50億円を越えるもの		54万円																																																	
10万円を越え	50万円以下	200円																																																	
50万円を越え	100万円以下	500円																																																	
100万円を越え	500万円以下	1千円																																																	
500万円を越え	1千万円以下	5千円																																																	
1千万円を越え	5千万円以下	1万円																																																	
5千万円を越え	1億円以下	3万円																																																	
1億円を越え	5億円以下	6万円																																																	
5億円を越え	10億円以下	16万円																																																	
10億円を越え	50億円以下	32万円																																																	
50億円を越えるもの		48万円																																																	
2	<p>請負に関する契約書 (注) 請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデューサー)、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者(演出家、プロデューサー)が、その者としての根拠の提供を約することを内容とする契約を含みます。 (例) 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1万円以上</td><td>100万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>100万円を越え</td><td>200万円以下</td><td>400円</td></tr> <tr><td>200万円を越え</td><td>300万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>300万円を越え</td><td>500万円以下</td><td>2千円</td></tr> <tr><td>500万円を越え</td><td>1千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>1千万円を越え</td><td>5千万円以下</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>5千万円を越え</td><td>1億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>1億円を越え</td><td>5億円以下</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5億円を越え</td><td>10億円以下</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>10億円を越え</td><td>50億円以下</td><td>40万円</td></tr> <tr><td>50億円を越えるもの</td><td></td><td>60万円</td></tr> </table> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	1万円以上	100万円以下のもの	200円	100万円を越え	200万円以下	400円	200万円を越え	300万円以下	1千円	300万円を越え	500万円以下	2千円	500万円を越え	1千万円以下	1万円	1千万円を越え	5千万円以下	2万円	5千万円を越え	1億円以下	6万円	1億円を越え	5億円以下	10万円	5億円を越え	10億円以下	20万円	10億円を越え	50億円以下	40万円	50億円を越えるもの		60万円	記載された契約金額が1万円未満のもの															
	1万円以上	100万円以下のもの	200円																																																
100万円を越え	200万円以下	400円																																																	
200万円を越え	300万円以下	1千円																																																	
300万円を越え	500万円以下	2千円																																																	
500万円を越え	1千万円以下	1万円																																																	
1千万円を越え	5千万円以下	2万円																																																	
5千万円を越え	1億円以下	6万円																																																	
1億円を越え	5億円以下	10万円																																																	
5億円を越え	10億円以下	20万円																																																	
10億円を越え	50億円以下	40万円																																																	
50億円を越えるもの		60万円																																																	
	<p>上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成30年3月31日までに作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。</p>	<p>【～平成26年3月31日】</p> <p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1千万円を越え</td><td>5千万円以下のもの</td><td>1万5千円</td></tr> <tr><td>5千万円を越え</td><td>1億円以下</td><td>4万5千円</td></tr> <tr><td>1億円を越え</td><td>5億円以下</td><td>8万円</td></tr> <tr><td>5億円を越え</td><td>10億円以下</td><td>18万円</td></tr> <tr><td>10億円を越え</td><td>50億円以下</td><td>36万円</td></tr> <tr><td>50億円を越えるもの</td><td></td><td>54万円</td></tr> </table> <p>【平成26年4月1日～平成30年3月31日】</p> <p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>100万円を越え</td><td>200万円以下</td><td>200円</td></tr> <tr><td>200万円を越え</td><td>300万円以下</td><td>500円</td></tr> <tr><td>300万円を越え</td><td>500万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>500万円を越え</td><td>1千万円以下</td><td>5千円</td></tr> <tr><td>1千万円を越え</td><td>5千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を越え</td><td>1億円以下</td><td>3万円</td></tr> <tr><td>1億円を越え</td><td>5億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>5億円を越え</td><td>10億円以下</td><td>16万円</td></tr> <tr><td>10億円を越え</td><td>50億円以下</td><td>32万円</td></tr> <tr><td>50億円を越えるもの</td><td></td><td>48万円</td></tr> </table>	1千万円を越え	5千万円以下のもの	1万5千円	5千万円を越え	1億円以下	4万5千円	1億円を越え	5億円以下	8万円	5億円を越え	10億円以下	18万円	10億円を越え	50億円以下	36万円	50億円を越えるもの		54万円	100万円を越え	200万円以下	200円	200万円を越え	300万円以下	500円	300万円を越え	500万円以下	1千円	500万円を越え	1千万円以下	5千円	1千万円を越え	5千万円以下	1万円	5千万円を越え	1億円以下	3万円	1億円を越え	5億円以下	6万円	5億円を越え	10億円以下	16万円	10億円を越え	50億円以下	32万円	50億円を越えるもの		48万円	
1千万円を越え	5千万円以下のもの	1万5千円																																																	
5千万円を越え	1億円以下	4万5千円																																																	
1億円を越え	5億円以下	8万円																																																	
5億円を越え	10億円以下	18万円																																																	
10億円を越え	50億円以下	36万円																																																	
50億円を越えるもの		54万円																																																	
100万円を越え	200万円以下	200円																																																	
200万円を越え	300万円以下	500円																																																	
300万円を越え	500万円以下	1千円																																																	
500万円を越え	1千万円以下	5千円																																																	
1千万円を越え	5千万円以下	1万円																																																	
5千万円を越え	1億円以下	3万円																																																	
1億円を越え	5億円以下	6万円																																																	
5億円を越え	10億円以下	16万円																																																	
10億円を越え	50億円以下	32万円																																																	
50億円を越えるもの		48万円																																																	
3	<p>約束手形、為替手形 (注) 1 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。 2 振出人の署名のない白地手形(手形金額の記載のないものは除きます。)で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。</p>	<p>記載された手形金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>10万円以上</td><td>100万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr><td>100万円を越え</td><td>200万円以下</td><td>400円</td></tr> <tr><td>200万円を越え</td><td>300万円以下</td><td>600円</td></tr> <tr><td>300万円を越え</td><td>500万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>500万円を越え</td><td>1千万円以下</td><td>2千円</td></tr> <tr><td>1千万円を越え</td><td>2千万円以下</td><td>4千円</td></tr> <tr><td>2千万円を越え</td><td>3千万円以下</td><td>6千円</td></tr> <tr><td>3千万円を越え</td><td>5千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を越え</td><td>1億円以下</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>1億円を越え</td><td>2億円以下</td><td>4万円</td></tr> <tr><td>2億円を越え</td><td>3億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>3億円を越え</td><td>5億円以下</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5億円を越え</td><td>10億円以下</td><td>15万円</td></tr> <tr><td>10億円を越えるもの</td><td></td><td>20万円</td></tr> </table>	10万円以上	100万円以下のもの	200円	100万円を越え	200万円以下	400円	200万円を越え	300万円以下	600円	300万円を越え	500万円以下	1千円	500万円を越え	1千万円以下	2千円	1千万円を越え	2千万円以下	4千円	2千万円を越え	3千万円以下	6千円	3千万円を越え	5千万円以下	1万円	5千万円を越え	1億円以下	2万円	1億円を越え	2億円以下	4万円	2億円を越え	3億円以下	6万円	3億円を越え	5億円以下	10万円	5億円を越え	10億円以下	15万円	10億円を越えるもの		20万円	<p>1 記載された手形金額が10万円未満のもの 2 手形金額の記載のないもの 3 手形の原本又は謄本</p>						
	10万円以上	100万円以下のもの	200円																																																
100万円を越え	200万円以下	400円																																																	
200万円を越え	300万円以下	600円																																																	
300万円を越え	500万円以下	1千円																																																	
500万円を越え	1千万円以下	2千円																																																	
1千万円を越え	2千万円以下	4千円																																																	
2千万円を越え	3千万円以下	6千円																																																	
3千万円を越え	5千万円以下	1万円																																																	
5千万円を越え	1億円以下	2万円																																																	
1億円を越え	2億円以下	4万円																																																	
2億円を越え	3億円以下	6万円																																																	
3億円を越え	5億円以下	10万円																																																	
5億円を越え	10億円以下	15万円																																																	
10億円を越えるもの		20万円																																																	
	<p>①一覽払のもの、②金融機関相互間のもの、③外国通貨で金額を表示したもの、④非居住者円表示のもの、⑤円途銀行引受手形</p>	300円																																																	

(発生等に関する通知)

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合には、遅滞なく、債権が発生し、又は国に帰属したことを、当該債権に係る歳入徴収官等に通知しなければならない。

- 一 法令の規定に基き国のために債権が発生し、又は国に帰属する原因となる契約その他の行為をする者 当該行為をしたとき(債権の発生又は帰属につき停止条件又は不確定の始期があるときは、当該行為に基き、条件の成就又は期限の到来により債権が発生し、又は国に帰属したとき。)
- 二 法令の規定に基き国のために支出負担行為(財政法第三十四条の二第一項に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。)をする者 当該支出負担行為の結果返納金に係る債権が発生したことを知ったとき。
- 三 法令の規定に基き国のために契約をする者 当該契約に関して債権が発生し、又は国に帰属したことを知ったとき(前二号に該当する場合を除く。)
- 四 現金出納職員、物品管理法第八条 若しくは第十一条の規定に基き物品の管理に関する事務を行う者(同法第十条 若しくは第十一条の規定に基き当該物品の供用に関する事務を行う者があるときは、その者)又は国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第九条第一項 若しくは第三項の規定に基き国有財産に関する事務を行う者 その取扱に係る財産に関して債権が発生したことを知ったとき(前各号に該当する場合を除く。)

(歳入徴収額計算書の証拠書類)

第十六条 歳入徴収額計算書の証拠書類は、次のとおりとする。

- 一 徴収決定の内容を明らかにした決議書の類
- 二 契約書(契約書の作成を省略したときは、請書その他契約の内容を明らかにした書類)
- 三 契約を変更し若しくは違約処分をしたものについて徴収決定をしたもの又は徴収決定をしたものについて契約を解除したものがあるときは、その関係書類
- 四 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)による再生計画案若しくは変更計画案若しくは会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)による更生計画案若しくは変更計画案に同意したもの、民事訴訟法(平成八年法律第九号)による和解をしたもの又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停に応じたものについて徴収決定をしたものがあるときは、その関係書類
- 五 履行期限を延長する特約若しくは処分又は延納の特約若しくは処分をしたものについて、徴収決定をしたものがあるときは、その関係書類
- 六 滞納処分をしたものがあるときは、その関係書類
- 七 不納欠損処分をしたものがあるときは、その関係書類

(競争契約に関する特別の書類)

第十七条 一般競争に付した財産の売渡し又は貸付けその他の契約による歳入については、公告に関する書類、予定価格及びその算出の基礎を明らかにした書類、すべての入札書又は入札者氏名及び入札金額を明らかにした関係職員の証明書並びに契約書の附属書類を証拠書類に添付しなければならない。ただし、千万円(賃貸料については、年額又は総額の計算とする。)を超えない契約に関するものについては、証拠書類に添付することに代えて、会計検査院から要求のあった際に提出することができるように歳入徴収官が保管することができる。

2 前項の規定は、指名競争又はせり売りによつた契約による歳入について準用する。

(随意契約に関する特別の書類)

第十八条 随意契約によつた財産の売渡し又は貸付けその他の契約による歳入については、予定価格及びその算出の基礎を明らかにした書類、見積書並びに契約書の附属書類を証拠書類に添付し、なお、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第九十九条の二又は第九十九条の三の規定により随意契約をした場合は、前回までの競争に関する概要を明らかにした調書を証拠書類に添付しなければならない。ただし、五百万円(賃貸料については、年額又は総額の計算とする。)を超えない契約に関するものについては、証拠書類に添付することに代えて、会計検査院から要求のあった際に提出することができるように歳入徴収官が保管することができる。



決 裁 事 項		部 長	次 長
II	管理処分関係事務		
1	近畿財務局普通財産事務処理規則(昭和40年近畿財務局訓令第1号)において財務事務所長・出張所長限りで処理できることとされているのと同範囲内での下記事項の処理 (1)普通財産の新規貸付 (2)普通財産の新規の使用承認	○	
2	普通財産を所管換するものうち、無償で整理するとき、又は有償で整理するものうち分割で処理するもの(公園又は広場以外の公共の用に供しようとする場合を除く。)	○	
3	近畿財務局普通財産事務処理規則(昭和40年近畿財務局訓令第1号)において財務事務所長・出張所長限りで処理できることとされているのと同範囲内での下記事項の処理(財務事務所及び出張所の課長等に権限を委任するものを除く。) (1)普通財産となるべき財産の引受 (2)普通財産の新規の貸付以外の貸付(一時貸付、使用許可、物納未契約財産の貸付及び準貸付を含む。) (3)普通財産の継続して行われる使用承認 (4)普通財産の新規の管理の委託 (5)普通財産の交換、売却、譲与及び貸付に係る契約の解除又は付帯条件の変更 (6)普通財産の所管換、所属替、交換、売却及び譲与		○
4	普通財産の滅失又はき損による弁償金の決定		○
5	契約条項に基づく違約金の徴求		○
6	普通財産の不法占拠に伴う損害賠償額の決定		○
7	農地法(昭和27年法律第229号)第80条第1項の規定に基づく認定協議に対する同意		○
8	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第80条の規定に基づく現状変更申請の承認		○
9	普通財産実態調査結果に関する処理		○
10	損害賠償等の請求があったときにおける和解確認審の締結等の処理	○	
注：近畿財務局における決裁文書の代決および決裁の委任に関する規則第17条第14号にいう「大規模なもの」とは50,000平方メートル以上のものをいう。			

統括国有財産監査官関係

決 裁 事 項		部 長	次 長
1	国有財産等監査の実施通知		○
2	国有財産等監査の結果に基づく措置(取消し、変更を含む。)	○	
3	是正等措置事案の概要報告	○	
4	是正等未済事案の処理促進に関する処理	○	

平成 28 年度 固定資産税評価証明書 (土地)

1 枚目\*

住所 (所在地)		東京都千代田区霞が関2丁目1番3号				
納税義務者	氏名 (名称)	運輸省				
物件の所在地 (街区番号) (種地符号)	登記地目 課税地目	地積 (㎡)	評価額 (円)	摘要		
豊中市野田町1501	宅地	8,770.43	非課税	近在宅地㎡当り評価額 ¥105,840		
**以下余白**	宅地					

公用

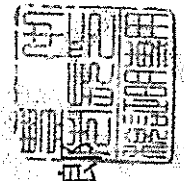
上記のとおり固定資産税課税台帳に登録されていることを証明します。

平成 28 年 5 月 27 日

大阪府豊中市長

浅利

敬一郎



近財統一1第632号

平成28年5月25日

豊中市長 殿

近畿財務局長 武内良樹



固定資産税課税評価証明交付申請書

平素は、国有財産行政について御協力頂き有り難うございます。  
この度国有地を処分するに当たり、所有権移転登記に伴う登録免許  
税を算出する必要があります。

つきましては、下記所在の財産につきまして、固定資産評価証明  
書（平成28年度評価額）を1通交付願いたく、申請します。

記

所 在	地 番 (家屋番号)	地目又は 構 造	地積又は 面 積	所 有 者
豊中市野田町	1501番	宅地	8,770㎡ 43	国土交通省

財務省近畿財務局

管財部統括国有財産管理官(1)

業務1班 担当 濱野

TEL:06-6949-6386

# 瑞穂の國記念小學院（仮称）設置認可申請書

平成 26 年 10 月 31 日

大阪府知事 様

大阪市淀川区塚本一丁目 6 番 25 号  
学校法人 森友学園

理事長 籠池康博



このたび、瑞穂の國記念小學院（仮称）を設置したいので、学校教育法第 4 条第 1 項及び同施行規則第 3 条の規定に基づき、別添書類を添えて申請します。

なお、認可の上は、確実に申請に係わる計画を履行します。

